

令和8年かすみがうら市議会第1回定例会  
市長提出議案集

令和8年2月26日提出

かすみがうら市

## 目 次

1. 報告第 1 号 専決処分事項の報告について  
〈損害賠償の額の決定及び和解〉 …………… 1～2
2. 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
〈令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 7 号)〉  
…………… 3～13
3. 議案第 6 号 かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙に  
おける選挙運動の公費負担に関する条例の制定について  
…………… 14～19
4. 議案第 7 号 かすみがうら市犯罪被害者等支援条例の制定について  
…………… 20～23
5. 議案第 8 号 かすみがうら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する  
基準を定める条例の制定について  
…………… 24～39
6. 議案第 9 号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制  
定について …………… 40～41
7. 議案第 10 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について  
…………… 42
8. 議案第 11 号 かすみがうら市職員の旅費に関する条例の制定について  
…………… 43～61
9. 議案第 12 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて …………… 62～63

10. 議案第 13 号	かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	.....	64~65
11. 議案第 14 号	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	.....	66~67
12. 議案第 15 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	.....	68~72
13. 議案第 16 号	かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	.....	73
14. 議案第 17 号	かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	.....	74
15. 議案第 18 号	かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	.....	75~76
16. 議案第 19 号	かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	.....	77
17. 議案第 20 号	かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について	.....	78
18. 議案第 21 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	.....	79~80
19. 議案第 22 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 8 号)	.....	81~108
20. 議案第 23 号	令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	.....	109~116

21.	議案第 24 号	令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 2 号）	……………	117～123
22.	議案第 25 号	令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	……………	124～133
23.	議案第 26 号	令和 8 年度かすみがうら市一般会計予算	……………	（予算書）
24.	議案第 27 号	令和 8 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	……………	（予算書）
25.	議案第 28 号	令和 8 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	……………	（予算書）
26.	議案第 29 号	令和 8 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	……………	（予算書）
27.	議案第 30 号	令和 8 年度かすみがうら市水道事業会計予算	……………	（予算書）
28.	議案第 31 号	令和 8 年度かすみがうら市下水道事業会計予算	……………	（予算書）
29.	議案第 32 号	かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更について	……………	134～159
30.	議案第 33 号	給食調理・輸送備品の取得について	……………	160
31.	議案第 34 号	市道路線の認定について	……………	161～163
32.	議案第 35 号	市道路線の認定について	……………	164～166
33.	議案第 36 号	市道路線の変更について	……………	167～169
34.	議案第 37 号	市道路線の廃止について	……………	170～172
35.	議案第 38 号	市道路線の廃止について	……………	173～175
36.	議案第 39 号	市道路線の廃止について	……………	176～178

37. 議案第 40 号	市道路線の廃止について	……………	179～181
	(参考資料)		
○	付議事件(条例)条文新旧対照表	……………	182～254
・	かすみがうら市行政手続条例 新旧対照表	……………	(182～184)
・	かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表	……………	(184～185)
・	かすみがうら市職員の旅費に関する条例 新旧対照表	……………	(185～212)
	かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表(附則第 6 項関係)	……………	(212～215)
	かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表(附則第 7 項関係)	……………	(215)
	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(附則第 8 項関係)	……………	(215～226)
	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表(附則第 9 項関係)	……………	(226)
	かすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(附則第 10 項関係)	……………	(226～228)
	かすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表(附則第 11 項関係)	……………	(229)
	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(附則第 12 項関係)	……………	(229～232)
・	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表	……………	(233～234)

- ・ かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 ..... (234～236)
- ・ かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表 ..... (237～240)
- ・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表 ..... (240～247)
- ・ かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表 ..... (248)
- ・ かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例 新旧対照表 ..... (249)
- ・ かすみがうら市水道事業給水条例 新旧対照表 ..... (249～250)
- ・ かすみがうら市下水道条例 新旧対照表 ..... (250～251)
- ・ かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例 新旧対照表 ..... (251)
- ・ かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表 ..... (252～254)

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙



承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和8年1月20日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）  
別紙のとおり

### 理 由

令和8年1月19日に行われた、首相の衆議院解散表明に伴い、令和8年2月8日投開票の衆議院議員総選挙の執行に要する経費が早急に必要になったことから、当該事業に係る経費を令和7年度一般会計補正予算（第7号）により補正を行った。

令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,386千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,825,794千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		1,721,410	32,364	1,753,774
	3 県 委 託 金	162,530	32,364	194,894
20 繰 越 金		567,905	22	567,927
	1 繰 越 金	567,905	22	567,927
歳 入 合 計		19,793,408	32,386	19,825,794

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,111,953	32,386	3,144,339
	4 選挙費	69,644	32,386	102,030
歳出合計		19,793,408	32,386	19,825,794

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,757,691	0	5,757,691
2 地 方 譲 与 税	238,271	0	238,271
3 利 子 割 交 付 金	5,010	0	5,010
4 配 当 割 交 付 金	34,946	0	34,946
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	56,284	0	56,284
6 法 人 事 業 税 交 付 金	98,336	0	98,336
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,022,068	0	1,022,068
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	118,680	0	118,680
9 環 境 性 能 割 交 付 金	28,320	0	28,320
10 地 方 特 例 交 付 金	30,776	0	30,776
11 地 方 交 付 税	4,160,000	0	4,160,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,166	0	5,166
13 分 担 金 及 び 負 担 金	60,552	0	60,552
14 使 用 料 及 び 手 数 料	50,359	0	50,359
15 国 庫 支 出 金	3,766,452	0	3,766,452
16 県 支 出 金	1,721,410	32,364	1,753,774
17 財 産 収 入	29,635	0	29,635
18 寄 附 金	307,001	0	307,001
19 繰 入 金	563,480	0	563,480
20 繰 越 金	567,905	22	567,927
21 諸 収 入	309,966	0	309,966

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	861,100	0	861,100
歳 入 合 計	19,793,408	32,386	19,825,794

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	148,298	0	148,298				
2 総 務 費	3,111,953	32,386	3,144,339	32,364			22
3 民 生 費	7,650,607	0	7,650,607				
4 衛 生 費	1,136,138	0	1,136,138				
5 農 林 水 産 業 費	821,037	0	821,037				
6 商 工 費	841,861	0	841,861				
7 土 木 費	1,345,483	0	1,345,483				
8 消 防 費	990,584	0	990,584				
9 教 育 費	1,718,685	0	1,718,685				
10 災 害 復 旧 費	2	0	2				
11 公 債 費	1,998,760	0	1,998,760				
12 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	19,793,408	32,386	19,825,794	32,364			22

## 2 歳 入

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費県委託金	158,449	32,364	190,813	2選挙費委託金	32,364	衆議院議員総選挙委託金
計	162,530	32,364	194,894			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰越金	567,905	22	567,927	1繰越金	22	前年度繰越金
計	567,905	22	567,927			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 選挙管理委員会費	472	22	494				22	1 報 酬 16 8 旅 費 6	<b>01 選挙管理委員会事業 22</b> <b>0102 選挙管理委員会に要する経費 22</b> 1 選挙管理委員報酬 16 8 委員等費用弁償 6	
4 衆議院議員総選挙費	0	32,364	32,364	32,364				1 報 酬 2,940 3 職 員 手 当 等 10,884 8 旅 費 20 10 需用費 4,621 11 役務費 2,275 12 委託料 7,142 13 使用料 及び 賃借料 482 17 備 品 購 入 費 4,000	<b>01 衆議院議員総選挙事業 32,364</b> <b>0101 職員等人件費 10,884</b> 3 時間外勤務手当 10,284 3 管理職員特別勤務手当 600 <b>0102 衆議院議員総選挙に要する経費 21,480</b> 1 選挙管理委員長報酬 43 1 選挙管理委員報酬 96 1 委員等報酬 2,801 8 委員等費用弁償 20 10 消耗品費 3,133 10 燃料費 100 10 食糧費 1,029 10 印刷製本費 359 11 電話料 67 11 通信運搬費 1,884 11 手数料 324 12 選挙人名簿作成等業務委託 864 12 ポスター掲示板設置及び撤去委託 3,639 12 投票所開票所設置等業務委託 1,340 12 第1 1 投票区投票所警備委託 268 12 投開票システム等保守点検業務委託 1,031 13 投票管理システム使用料 99 13 投票箱運搬車借上料 33 13 投票所借上料 65 13 投票所資材賃貸借 98 13 開票所資材賃貸借 99 13 仮設トイレ賃貸借 88 17 投開票所用備品 4,000	
計	69,644	32,386	102,030	32,364			22			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等	3		23,004	7,718 (3.45)	3,846	34,568	6,624	41,192
	議 員	16	52,620		17,650 (3.45)		70,270	13,945	84,215
	その他の特別職	1,607	84,218				84,218	433	84,651
	計	1,626	136,838	23,004	25,368	3,846	189,056	21,002	210,058
補 正 前	長 等	3		23,004	7,718 (3.45)	3,846	34,568	6,624	41,192
	議 員	16	52,620		17,650 (3.45)		70,270	13,945	84,215
	その他の特別職	1,607	81,262				81,262	433	81,695
	計	1,626	133,882	23,004	25,368	3,846	186,100	21,002	207,102
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職		2,956				2,956		2,956
	計		2,956				2,956		2,956

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	362 (19) 【 169】	【 281,601】	1,547,214	1,172,824 【 100,223】	2,720,038 【 381,824】	510,832 【 59,894】	3,230,870 【 441,718】
補正前	362 (19) 【 169】	【 281,601】	1,547,214	1,161,940 【 100,223】	2,709,154 【 381,824】	510,832 【 59,894】	3,219,986 【 441,718】
比 較				10,884	10,884		10,884

( )内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	43,824	360,460	299,536	17,065	29,116	91,196	4,063	54,422
	補正前	43,824	360,460	299,536	17,065	29,116	80,912	4,063	54,422
	比 較						10,284		
職員 手当 等の 内訳	区 分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	1,083	27,250	6,351	197,709	5,609	35,140		
	補正前	1,083	27,250	6,351	197,709	5,009	35,140		
	比 較					600			

議案第6号

かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における法第141条第1項に規定する自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号に規定するビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号に規定するポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成に要する費用の公費負担について必要な事項を定めるものとする。

(費用の公費負担)

第2条 市は、かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）が当該選挙において支払う費用について、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において負担することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

- (1) 選挙運動用自動車を使用する費用 64,500円に法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日からその選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日）まで（以下「選挙運動期間」という。）の日数を乗じて得た金額
- (2) 選挙運動用ビラを作成する費用 1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超えるときは、8円38銭）に当該選挙における選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超えるときは、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を1円に切り上げる。）
- (3) 選挙運動用ポスターを作成する費用 1枚当たりの作成単価（当該作成単価が586円88銭を超えるときは、586円88銭）に、作成枚数（当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超えるときは、当該2を乗じて得た数）を乗じた金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を1円に切り上げる。）

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 候補者は、選挙運動用自動車の使用について前条の規定の適用を受けようとするときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結するとき、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用

自動車の使用について有償契約を締結し、その旨をかすみがうら市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき支払うものとする。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用するときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超えるときは、64,500円）の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める金額
  - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用するときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額
  - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選

挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者の選挙運動期間の日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることについて、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手を雇用する場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超えるときは、12,500円）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれかの号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第6条 候補者は、選挙運動用ビラの作成について第2条の規定の適用を受けようとするときは、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第7条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ（委員会が別に定めるとこ

ろにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)について、第2条第2号の規定により算定した金額を、当該ビラ作成業者からの請求に基づき支払うものとする。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第8条 候補者は、選挙運動用ポスターの作成について第2条の規定の適用を受けようとするときは、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスター(委員会が別定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)について、第2条第3号の規定により算定した金額を、当該ポスター作成業者からの請求に基づき支払うものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される選挙から適用する。

(かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びかすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公

費負担に関する条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例  
(平成17年かすみがうら市条例第18号)
- (2) かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 (平成22年かすみがうら市条例第1号)

議案第7号

かすみがうら市犯罪被害者等支援条例の制定について

かすみがうら市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、配慮に欠ける言動、誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他

の被害をいう。

(4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(5) 関係機関 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等への支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に、かつ、途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、二次的被害の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関し、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等支援のための施策を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等支援に係る体制の充実に努めるものとする。

(市民及び事業者の役割及び協力)

第5条 市民及び事業者（市内で事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのな

いよう十分配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業者である犯罪被害者等が被害に係る刑事に関する手続等に適切に関与することができるようにするため、その就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を図るものとする。

(日常生活の支援)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 給付金の支給その他経済的負担の軽減を図るために必要な支援
- (2) 心理的なケアの実施その他精神的な被害の早期の回復又は軽減を図るために必要な支援
- (3) 従前の住居に居住することが困難となった場合における一時的な住居の提供その他居住の安定を図るために必要な支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援  
(安全の確保)

第8条 市は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発活動)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害の防止の重要性について、市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第11条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるようにするため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第8号

かすみがうら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

かすみがうら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20

第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、茨城県、市、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

## 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

## 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規

定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。  
い。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。  
い。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護

者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を

通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、

差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはなら

ない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じな

ければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄

本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算

機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるの

は「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受けるとあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例

かすみがうら市行政手続条例（平成17年かすみがうら市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「、公示の方法」に改め、「この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。」を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに市が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができ

る状態に置くとともに、公示事項が記載された書面をかすみがうら市公告式条例（平成17年かすみがうら市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」を「第15条第3項及び第4項並びに」に改め、「「第1項」とあるのは「第28条」と、」の次に「第15条第4項中」を加え、「同項第3号及び第4号」を「第1項第3号及び第4号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第10号

かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

かすみがうら市職員の旅費に関する条例の制定について

かすみがうら市職員の旅費に関する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の旅費に関する条例

かすみがうら市職員の旅費に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 49 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、公務のために旅行する一般職の職員（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 1 項に規定する職員に限る。）に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 任命権者 地方公務員法第 6 条の規定により任命権を有する者
- （2） 旅行命令権者 職員に対し旅行命令権又は専決権を有する者
- （3） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号。以下「省令」という。）第 1 条に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

- (4) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (5) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行することをいう。
- (6) 赴任 本市の要請に基づいて国、他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員等が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
- (7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） 、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (8) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。） その他の市規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。） であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。） を締結したものをいう。
- 2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」とは、市内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に離職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)

には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としなくなった場合を除く。)には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他市規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失と

なる金額又は支出を要する金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な

事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、市規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更を申請するいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並び

に旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、市規則で定める請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該旅費に相当する金額の支出又は支払をする者（以下この条及び第23条において「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後市規則で定める期間内に、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、市規則で定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与（市規則で定める給与をいう。）又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

（旅費の種目及び内容）

第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）

第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金(県内旅行(茨城県内における旅行をいう。第4号において同じ。)の場合を除く。)
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金(県内旅行の場合を除く。)
- (5) 特別車両料金(内国旅行の場合を除く。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金

- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（内国旅行の場合を除く。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により長時間にわたる移動として市規則で定めるものをするとき、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を使用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用

は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運航する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用以外の費用について、天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合は、路程1キロメートルあたり37円の費用
- (5) 第1号から第3号までに掲げる費用に付随する費用  
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して、一般職の国家公務員の例により市規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準

額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して、一般職の国家公務員の例により市規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して市規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
  - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（出張のための外国旅行中に死亡した場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5で定める額とする。

(旅費の調整)

第21条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合又は不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第22条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定により旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第23条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項の規定による返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(退職者等の旅費)

第25条 第3条第2項第1号の規定により、職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から14日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。
  - (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新旅費条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前のかすみがうら市職員の旅費に関する条例（以下「旧旅費条例」という。）第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新旅費条例の

規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合について適用し、旧旅費条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新旅費条例第23条の規定は、新旅費条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 5 次項の規定によるかすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第42号）の一部改正、第7項の規定によるかすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年かすみがうら市条例第6号）の一部改正、第8項の規定によるかすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部改正、第9項の規定によるかすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成19年かすみがうら市条例第7号）の一部改正、第10項の規定によるかすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第44号）の一部改正、第11項の規定によるかすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成19年かすみがうら市条例第8号）の一部改正及び第12項の規定によるかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第40号）の一部改正に伴う経過措置については、前3項の規定の例による。

(かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 6 かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(費用弁償)

第2条 議長、副議長又は議員が公務のため旅行した場合において、費用弁償を行うことが必要と認めるときは、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第40号）の規定を準用して算出した額により費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員への旅費の支給については、一般職の職員の例による。ただし、議長、副議長又は議員が議会又は委員会等に出席したときは、費用弁償として1日につき1,000円を支給する。

別表第2及び別表第3を削る。

(かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 7 かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 削除

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める

(費用弁償)

第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給するときは、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第40号）の規定を準用して算出した額により費用弁償として旅費を支給する。

2 選挙管理委員会の委員若しくは固定資産評価審査委員会の委員が委員会に出席した場合、又は監査委員が職務のため出席した場合は、日額1,000円の費用弁償を支給する。

3 市外に住所を有する特別職の職員（別表第1に規定する附属機関の職員に限る。）が当該住所地から担任する職に係る会議等に出席した場合で、費用弁償を行うことが必要と認めるときは、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定を準用して算出した額により費用弁償として支給する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給については、一般職の職員の例によるものとする。

別表第1 旅費の欄を削る。

別表第3を削る。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 削除

(かすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一

部改正)

1 0 かすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(費用弁償)

第2条 会長、会長代理者、委員及び推進委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給するときは、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第40号)の規定を準用して算出した額により費用弁償として旅費を支給する。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(雑則)

第3条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給については、一般職の職員の例によるものとする。

別表第2及び別表第3を削る。

(かすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

1 1 かすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 削除

(かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

1 2 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条から第10条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道（かすみがうら市職員の旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第49号。以下「旅費条例」という。）第9条第1項に規定するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金（県内旅行（旅費条例第9条第1項第2号に規定するものをいう。以下この項及び次条第1項第4号において同じ。）の場合を除く。）
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金（県内旅行の場合を除く。）
- (5) 特別車両料金（県内旅行の場合を除く。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第8条 船賃は、船舶（旅費条例第10条第1項に規定するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃

- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（県内旅行の場合を除く。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（その他の交通費等）

第9条 その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当については、旅費条例第12条から第15条まで、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、旅費条例第13条中「一般職の国家公務員」とあるのは、「一般職の国家公務員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員」と読み替えるものとする。

（雑則）

第10条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給については、一般職の職員の例によるものとする。

附則第2項を次のように改める。

## 2 削除

別表第2及び別表第3を削る。

議案第12号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条  
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条  
例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1補助機関の部保育所嘱託医の款内科の項中「55,000」を「1  
50,000」に、「250」を「200」に改め、同款歯科の項中「50,  
000」を「150,000」に、「250」を「200」に改め、同部校医  
の款内科の項中「55,000」を「150,000」に、「250」を「2  
00」に改め、同款眼科・歯科の項中「50,000」を「150,000」  
に、「250」を「200」に改め、同部就学時健康診断医の項を次のように  
改める。

就学時健康診断医	20,000		200
----------	--------	--	-----

別表第1備考8中「「日額」とあるのは、「1校当たりの額」とする。」を  
「「年額」とあるのは、「日額」とし、「日額」とあるのは、「受診者1人当  
たりの額」とする。」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条  
例（令和7年かすみがうら市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、  
同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支  
援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事  
業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並び  
に」を「その他の」に改める。

第18条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第88号）の一部を次のように改める。

第4条第1項中「組合員」の次に「、加入者」を加える。

第5条第1項第1号中「7月1日（前々年の所得にあつては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に」を「規則で」に改め、同項第2号中「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年

政令第259号)による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。)第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた」を「規則で定める」に、「同条第2項に」を「規則で」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

議案第15号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第10  
1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」  
の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による  
子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」  
という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康  
保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会  
計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充て  
る部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同  
じ。）

第2条第2項ただし書中「が66万円」を「が市長が別に定める額」に、「

66万円」を「、その額」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が市長が別に定める額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。

第3条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第13条を次のように改める。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第13条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

第13条の次に次の2条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第13条の2 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第13条の3 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について140円とする。

第27条第1項各号列記以外の部分中「が66万円」を「が市長が別に定め

る額」に、「、66万円」を「その額」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が市長が別に定める額を超える場合には、その額）」を加え、同項第1号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について1,260円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について98円

第27条第1項第2号中「30万5,000円」を「市長が別に定める額」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について900円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円

第27条第1項第3号中「56万円」を「市長が別に定める額」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について360円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定

する世帯主を除く。) 1人について28円

第27条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第27条第3項中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の3の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち

当該年度に属する月数を乗じて得た額

第27条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第16号

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年  
かすみがうら市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第2号中「587.6ヘクタール」を「513.5ヘクター  
ル」に改め、同項第3号中「12,470人」を「10,780人」に改め、  
同項第4号中「1,983立方メートル」を「1,714立方メートル」に改  
める。

別表第2土田地区農業集落排水処理施設の項及び上稲吉地区農業集落排水処  
理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 17 号

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部  
を改正する条例

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成 17 年かす  
みがうら市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 土田地区 農業集落排水処理施設の項及び上稲吉地区 農業集落排  
水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第18号

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例

かすみがうら市水道事業給水条例（平成17年かすみがうら市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者（次項においてこれらの者を「他の市町村長等」と総称する。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例

かすみがうら市下水道条例（平成17年かすみがうら市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第6条中「工事は」の次に「、次の各号に掲げる工事を除き」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の2号を加える。

- (1) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事
- (2) 市長が特別な理由があると認め、かつ、指定工事店と同等以上の能力を有すると認めた者が行う工事

第10条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例

かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例（平成18年かすみがうら市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「上土田501番地」を「上土田461番地」に改める。

別表かすみがうら市消防本部西消防署の項中「上土田501番地」を「上土田461番地」に改め、同表かすみがうら市消防本部東消防署の項中「宍倉2410番地6」を「深谷3671番地2」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 21 号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例

かすみがうら市火災予防条例（平成 18 年かすみがうら市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第 2 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 6 条の 3 とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 6 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）

に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第16号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第4条第1項の規定を準用する。

第28条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「感震ブレーカー」を加える。

第43条第6号の次に次の1号を加える。

- (6の2) 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

第43条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第22号

令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,413千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,993,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		5,757,691	70,000	5,827,691
	1 市 民 税	2,547,800	70,000	2,617,800
10 地 方 特 例 交 付 金		30,776	△2,374	28,402
	1 地 方 特 例 交 付 金	29,878	△2,374	27,504
11 地 方 交 付 税		4,160,000	338,617	4,498,617
	1 地 方 交 付 税	4,160,000	338,617	4,498,617
13 分 担 金 及 び 負 担 金		60,552	△834	59,718
	1 負 担 金	60,552	△834	59,718
15 国 庫 支 出 金		3,766,452	△216,913	3,549,539
	1 国 庫 負 担 金	1,945,748	△35,923	1,909,825
	2 国 庫 補 助 金	1,811,758	△180,990	1,630,768
16 県 支 出 金		1,753,774	△9,855	1,743,919
	1 県 負 担 金	842,599	8,756	851,355
	2 県 補 助 金	611,730	2,435	614,165
	4 県 交 付 金	104,551	△21,046	83,505
17 財 産 収 入		29,635	1,165	30,800
	1 財 産 運 用 収 入	29,433	△842	28,591
	2 財 産 売 払 収 入	202	2,007	2,209
18 寄 附 金		307,001	12,100	319,101
	1 寄 附 金	307,001	12,100	319,101
19 繰 入 金		563,480	△86,842	476,638
	1 基 金 繰 入 金	563,477	△125,500	437,977

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 特別会計繰入金	3	38,658	38,661
20 繰越金		567,927	168,629	736,556
	1 繰越金	567,927	168,629	736,556
21 諸収入		309,966	10,120	320,086
	2 市預金利子	1	2,301	2,302
	5 雑入	264,419	7,819	272,238
22 市債		861,100	△116,400	744,700
	1 市債	861,100	△116,400	744,700
歳入	合計	19,825,794	167,413	19,993,207

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		3,144,339	720,791	3,865,130
	1 総 務 管 理 費	2,505,381	761,747	3,267,128
	2 徴 税 費	405,264	△35,925	369,339
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	108,330	△5,031	103,299
3 民 生 費		7,650,607	△233,104	7,417,503
	1 社 会 福 祉 費	3,871,658	△36,772	3,834,886
	2 児 童 福 祉 費	2,931,427	△194,707	2,736,720
	3 生 活 保 護 費	847,522	△1,625	845,897
4 衛 生 費		1,136,138	△77,536	1,058,602
	1 保 健 衛 生 費	1,136,138	△77,536	1,058,602
5 農 林 水 産 業 費		821,037	△42,500	778,537
	1 農 業 費	803,316	△38,900	764,416
	2 林 業 費	12,514	△3,600	8,914
6 商 工 費		841,861	△18,445	823,416
	1 商 工 費	841,861	△18,445	823,416
7 土 木 費		1,345,483	△113,871	1,231,612
	1 土 木 管 理 費	119,101	△205	118,896
	2 道 路 橋 梁 費	598,912	△108,666	490,246
	3 河 川 費	5,153	△5,000	153
	4 都 市 計 画 費	622,317	0	622,317
8 消 防 費		990,584	△4,893	985,691
	1 消 防 費	990,584	△4,893	985,691

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費		1,718,685	△55,331	1,663,354
	1 教 育 総 務 費	278,171	△3,250	274,921
	2 小 学 校 費	554,834	△20,043	534,791
	3 中 学 校 費	454,858	△23,295	431,563
	4 社 会 教 育 費	252,118	△2,226	249,892
	5 保 健 体 育 費	178,704	△6,517	172,187
11 公 債 費		1,998,760	△7,698	1,991,062
	1 公 債 費	1,998,760	△7,698	1,991,062
歳 出 合 計		19,825,794	167,413	19,993,207

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務に要する経費	1,848
3 民生費	2 児童福祉費	放課後児童健全育成に要する経費	1,045
4 衛生費	1 保健衛生費	一般廃棄物処理に要する経費	11,354
5 農林水産業費	1 農業費	園芸振興に要する経費	198,668
7 土木費	2 道路橋梁費	道路維持管理に要する経費	7,300
7 土木費	2 道路橋梁費	市道整備に要する経費	36,000
7 土木費	2 道路橋梁費	(仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費	111,200
7 土木費	4 都市計画費	都市計画調整に要する経費	71,038
8 消防費	1 消防費	災害対策に要する経費	27,600
9 教育費	3 中学校費	中学校施設整備に要する経費	16,345
合 計			482,398

### 第 3 表 地 方 債 補 正

#### 1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民間認定こども園整備事業債	76,100	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。	12,600	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。
霞台厚生施設組合周辺整備等事業債	88,200				64,700			
観光サイクリング休憩施設整備事業債	8,400				6,600			
ネイチャーセンターウッドデッキ整備事業債	5,600				5,000			
歩崎公園屋外ステージ整備事業債	9,300				8,400			
市道整備事業債	221,500				208,700			
橋梁長寿命化事業債	10,400				5,700			
都市構造再編集集中支援事業債	35,200				43,600			
牛渡地内県単急傾斜地崩壊対策事業債	5,000				4,000			
霞ヶ浦中学校屋内運動場空調整備事業債	45,000				35,000			
千代田義務教育学校屋内運動場空調整備事業債	33,000				31,500			
合 計	537,700							

#### 2 廃 止

(単位 千円)

起債の目的	限度額	備考
菱木川法面整備事業債	4,500	事業計画の変更
合 計	4,500	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,757,691	70,000	5,827,691
2 地 方 譲 与 税	238,271	0	238,271
3 利 子 割 交 付 金	5,010	0	5,010
4 配 当 割 交 付 金	34,946	0	34,946
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	56,284	0	56,284
6 法 人 事 業 税 交 付 金	98,336	0	98,336
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,022,068	0	1,022,068
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	118,680	0	118,680
9 環 境 性 能 割 交 付 金	28,320	0	28,320
10 地 方 特 例 交 付 金	30,776	△2,374	28,402
11 地 方 交 付 税	4,160,000	338,617	4,498,617
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,166	0	5,166
13 分 担 金 及 び 負 担 金	60,552	△834	59,718
14 使 用 料 及 び 手 数 料	50,359	0	50,359
15 国 庫 支 出 金	3,766,452	△216,913	3,549,539
16 県 支 出 金	1,753,774	△9,855	1,743,919
17 財 産 収 入	29,635	1,165	30,800
18 寄 附 金	307,001	12,100	319,101
19 繰 入 金	563,480	△86,842	476,638
20 繰 越 金	567,927	168,629	736,556
21 諸 収 入	309,966	10,120	320,086

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	861,100	△116,400	744,700
歳 入 合 計	19,825,794	167,413	19,993,207

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	148,298	0	148,298					
2 総 務 費	3,144,339	720,791	3,865,130	△56,347		△335	777,473	
3 民 生 費	7,650,607	△233,104	7,417,503	△122,368	△63,500	△834	△46,402	
4 衛 生 費	1,136,138	△77,536	1,058,602	4,854	△23,500		△58,890	
5 農 林 水 産 業 費	821,037	△42,500	778,537	△23,286		△5,500	△13,714	
6 商 工 費	841,861	△18,445	823,416	1,703	△3,300		△16,848	
7 土 木 費	1,345,483	△113,871	1,231,612	△30,646	△13,600		△69,625	
8 消 防 費	990,584	△4,893	985,691	△678	△1,000	9,319	△12,534	
9 教 育 費	1,718,685	△55,331	1,663,354		△11,500		△43,831	
10 災 害 復 旧 費	2	0	2					
11 公 債 費	1,998,760	△7,698	1,991,062				△7,698	
12 予 備 費	30,000	0	30,000					
歳 出 合 計	19,825,794	167,413	19,993,207	△226,768	△116,400	2,650	507,931	

## 2 歳 入

## (款) 1 市税

## (項) 1 市民税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1個 人	2,146,900	70,000	2,216,900	1 現 年 課 税 分	70,000	均等割 1,000 所得割 69,000
計	2,547,800	70,000	2,617,800			

## (款) 10 地方特例交付金

## (項) 1 地方特例交付金

1地方特例交付金	29,878	△2,374	27,504	1 地方特例交付金	△2,374	地方特例交付金
計	29,878	△2,374	27,504			

## (款) 11 地方交付税

## (項) 1 地方交付税

1地方交付税	4,160,000	338,617	4,498,617	1 地方交付税	338,617	普通交付税 266,381 特別交付税 71,918 震災復興特別交付税 318
計	4,160,000	338,617	4,498,617			

## (款) 13 分担金及び負担金

## (項) 1 負担金

1民生費負担金	60,552	△834	59,718	1 老人福祉費負担金	△834	老人ホーム入所措置事業負担金
計	60,552	△834	59,718			

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

1民生費国庫負担金	1,945,748	△38,427	1,907,321	2 児童福祉費負担金	△36,960	児童手当交付金
				5 国民健康保険事業費負担金	△1,467	保険基盤安定負担金
4衛生費国庫負担金	0	2,504	2,504	1 保健衛生費負担金	2,504	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	1,945,748	△35,923	1,909,825			

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

1総務費国庫補助金	665,338	△56,876	608,462	1 総 務 費 補 助 金	△56,876	マイナンバーカード交付事務費補助金 198
						新しい地方経済・生活環境創生交付金 △3,811
						デジタル基盤改革支援補助金 △25,095
						物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △30,016

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明		
				区分	金額			
(1総務費国庫補助金)						社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (旧氏) 1,848		
2民生費国庫補助金	841,003	△95,518	745,485	2 児童福祉費補助金	△102,468	子どものための教育・保育給付交付金 43,518 就学前教育・保育施設整備交付金 △145,986		
				3 子ども・子育て 支援交付金	6,950	地域子育て支援拠点事業 △2,904 放課後児童健全育成事業 9,854		
3衛生費国庫補助金	28,406	2,050	30,456	1 保健衛生費補助金	2,050	母子保健衛生費補助金 352 妊婦のための支援給付交付金 1,000 感染症対策事業費補助金 698		
6土木費国庫補助金	145,952	△30,646	115,306	1 土木費国庫補助金	△30,646	都市構造再編集中支援事業費補助金 △11,668 道路更新防災等対策事業補助金 △8,428 I Cアクセス道路補助金 △10,550		
計	1,811,758	△180,990	1,630,768					

## (款) 16 県支出金

## (項) 1 県負担金

1民生費県負担金	842,599	8,756	851,355	2 児童福祉費負担金	16,479	児童手当交付金 △5,280 子どものための教育・保育給付費負担金 21,759
				4 国民健康保険 事業費負担金	△7,723	保険基盤安定負担金
計	842,599	8,756	851,355			

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

2民生費県補助金	284,718	1,630	286,348	2 老人福祉費補助金	△5,320	地域医療介護総合確保基金事業補助金
				5 子ども・子育て 支援交付金	6,950	地域子育て支援拠点事業 △2,904 放課後児童健全育成事業 9,854
3衛生費県補助金	13,032	300	13,332	1 保健衛生費補助金	300	養育医療給付事業費補助金
4農林水産業費 県補助金	246,347	△1,198	245,149	1 農業費補助金	△1,198	機構集積協力金交付事業費補助金
5商工費県補助金	2,363	1,703	4,066	1 商工費補助金	1,703	自然環境整備交付金
計	611,730	2,435	614,165			

## (款) 16 県支出金

## (項) 4 県交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1総務費県交付金	5,809	1,042	6,851	1総務費交付金	1,042	事務処理特例交付金
2農林水産業費 県交付金	98,742	△22,088	76,654	1農業費交付金	△22,088	多面的機能支払事業費 環境保全型農業直接支払交付金
計	104,551	△21,046	83,505			△21,907 △181

## (款) 17 財産収入

## (項) 1 財産運用収入

1財産貸付収入	12,818	△842	11,976	1土地建物貸付収入	△842	土地・建物貸付収入
計	29,433	△842	28,591			

## (款) 17 財産収入

## (項) 2 財産売払収入

2物品売払収入	1	2,007	2,008	1物品売払収入	2,007	物品売払収入
計	202	2,007	2,209			

## (款) 18 寄附金

## (項) 1 寄附金

1寄附金	307,001	12,100	319,101	1寄附金	12,100	ふるさと応援寄附金(企業版)
計	307,001	12,100	319,101			

## (款) 19 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

1減債基金繰入金	120,000	△120,000	0	1減債基金繰入金	△120,000	市債元金償還金
5森林環境譲与税基金 繰入金	5,500	△5,500	0	1森林環境譲与税 基金繰入金	△5,500	林業振興事業
計	563,477	△125,500	437,977			

## (款) 19 繰入金

## (項) 2 特別会計繰入金

2後期高齢者医療 特別会計繰入金	1	22,453	22,454	1後期高齢者医療 特別会計繰入金	22,453	後期高齢者医療特別会計繰入金
3介護保険特別会計 繰入金	1	16,205	16,206	1介護保険特別会計 繰入金	16,205	介護保険特別会計繰入金
計	3	38,658	38,661			

## (款) 20 繰越金

## (項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	567,927	168,629	736,556	1 繰越金	168,629	前年度繰越金
計	567,927	168,629	736,556			

## (款) 21 諸収入

## (項) 2 市預金利子

1 市預金利子	1	2,301	2,302	1 市預金利子	2,301	歳計現金預金利子
計	1	2,301	2,302			

## (款) 21 諸収入

## (項) 5 雑入

6 雑入	231,595	7,819	239,414	1 雑入	7,819	がんばる地域応援事業助成金 $\Delta 1,500$ 土浦市職員対等相互交流派遣負担金 9,319
計	264,419	7,819	272,238			

## (款) 22 市債

## (項) 1 市債

2 民生債	76,100	$\Delta 63,500$	12,600	1 認定こども園整備事業債	$\Delta 63,500$	民間認定こども園整備事業債
3 衛生債	88,200	$\Delta 23,500$	64,700	1 霞台厚生施設整備事業債	$\Delta 23,500$	霞台厚生施設組合周辺整備等事業債
4 商工債	23,300	$\Delta 3,300$	20,000	1 観光施設等整備事業債	$\Delta 3,300$	観光サイクリング休憩施設整備事業債 $\Delta 1,800$ ネイチャーセンターウッドデッキ整備事業債 $\Delta 600$ 歩崎公園屋外ステージ整備事業債 $\Delta 900$
5 土木債	271,600	$\Delta 13,600$	258,000	1 道路整備事業債	$\Delta 17,500$	市道整備事業債 $\Delta 12,800$ 橋梁長寿命化事業債 $\Delta 4,700$
				2 都市計画事業債	8,400	都市構造再編集中支援事業債
				3 河川維持管理事業債	$\Delta 4,500$	菱木川法面整備事業債
6 消防債	75,500	$\Delta 1,000$	74,500	3 自然災害防止事業債	$\Delta 1,000$	牛渡地内県単急傾斜地崩壊対策事業債
7 教育債	119,800	$\Delta 11,500$	108,300	2 中学校施設整備事業債	$\Delta 11,500$	霞ヶ浦中学校屋内運動場空調整備事業債 $\Delta 10,000$ 千代田義務教育学校屋内運動場空調整備事業債 $\Delta 1,500$
計	861,100	$\Delta 116,400$	744,700			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明										
				特定財源			一般財源	区分		金額									
				国県支出金	地方債	その他													
1 一般管理費	1,060,975	△12,570	1,048,405				△12,570	2 給料	△16,134	<b>01 職員等人件費</b> <b>△24,870</b> <b>0101 職員等人件費</b> <b>△24,870</b> 2 一般職給料 △16,134 3 扶養手当 △741 3 通勤手当 △668 3 住居手当 △1,711 3 管理職手当 △670 3 期末手当 △2,696 3 勤勉手当 △2,076 3 退職手当 △1,000 3 退職手当特別負担金 5,000 3 地域手当 △533 4 共済組合負担金 △3,057 4 共済組合追加費用等 △584 <b>02 秘書業務事業</b> <b>△400</b> <b>0202 市長・副市長秘書業務に要する経費</b> <b>△400</b> 9 市長交際費 △300 9 副市長交際費 △100 <b>03 広報事業</b> <b>△300</b> <b>0301 広報に要する経費</b> <b>△300</b> 10 印刷製本費 △300 <b>04 人事管理事業</b> <b>13,000</b> <b>0401 人事管理に要する経費</b> <b>13,000</b> 18 土浦市職員対等相互交流派遣負担金 13,000									
								3 職員手当等	△5,095										
								4 共済費	△3,641										
								9 交際費	△400										
								10 需用費	△300										
								18 負担金、補助及び交付金	13,000										
								4 会計管理費	14,695		△1,600	13,095				△1,600	11 役務費	△1,600	<b>01 会計管理事業</b> <b>△1,600</b> <b>0101 会計管理に要する経費</b> <b>△1,600</b> 11 手数料 △1,600
								5 財産管理費	577,281		860,444	1,437,725			1,165	859,279	10 需用費	△2,629	<b>01 公有財産調整事業</b> <b>△2,890</b> <b>0101 公有財産調整に要する経費</b> <b>△2,890</b> 10 修繕料 △2,629 12 P C B 廃棄物収集運搬・処分業務委託 △261 <b>02 庁舎等財産管理事業</b> <b>△2,038</b> <b>0203 旧小学校施設管理に要する経費</b> <b>△405</b> 12 消防設備保守委託 △165 12 施設警備委託 △240 <b>0204 中央庁舎管理に要する経費</b> <b>△1,633</b>
																	11 役務費	△500	
																	12 委託料	△1,799	
24 積立金	865,372																		

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(5財産管理費)									11 電話料 <span style="float:right">△500</span> 12 施設警備委託 <span style="float:right">△1,133</span> <b>05 基金運用事業 <span style="float:right">865,372</span></b> <b>0501 基金運用益等の積立に要する経費 <span style="float:right">865,372</span></b> 24 財政調整基金積立金 <span style="float:right">523,658</span> 24 減債基金積立金 <span style="float:right">39,074</span> 24 地域づくり基金積立金 <span style="float:right">300,000</span> 24 公共施設等整備基金積立金 <span style="float:right">1,165</span> 24 学校教育施設整備基金積立金 <span style="float:right">1,475</span>	
6 企画費	6,363	△1,502	4,861			△1,500	△2	11 役務費 <span style="float:right">△235</span> 12 委託料 <span style="float:right">△702</span> 13 使用料及び賃借料 <span style="float:right">△565</span> <b>01 企画調整事業 <span style="float:right">△1,502</span></b> <b>0101 企画調整に要する経費 <span style="float:right">△1,502</span></b> 11 広告料 <span style="float:right">△235</span> 12 新たなファン獲得プロジェクト業務委託 <span style="float:right">△702</span> 13 システム使用料 <span style="float:right">△565</span>		
7 情報管理費	430,989	△66,200	364,789	△25,229			△40,971	12 委託料 <span style="float:right">△49,000</span> 13 使用料及び賃借料 <span style="float:right">△17,200</span> <b>01 情報環境管理運営事業 <span style="float:right">△62,900</span></b> <b>0101 イン트라ネット整備に要する経費 <span style="float:right">△4,200</span></b> 13 機器借上料 <span style="float:right">△4,200</span> <b>0102 電算ネットワークシステム整備に要する経費 (財源振替)</b> <b>0103 基幹系電算システム管理に要する経費 <span style="float:right">△58,700</span></b> 12 基幹業務システム帳簿作成業務委託 <span style="float:right">△20,000</span> 12 標準化・共通化システム改修業務委託 <span style="float:right">△26,500</span> 13 機器借上料 <span style="float:right">△400</span> 13 ソフト使用料 <span style="float:right">△11,800</span> <b>02 電子自治体推進事業 <span style="float:right">△3,300</span></b> <b>0201 電子自治体推進に要する経費 <span style="float:right">△3,300</span></b> 12 デジタルサイネージ導入業務委託 <span style="float:right">△2,500</span> 13 L G W A N 関連機器借上料 <span style="float:right">△800</span>		
8 生活安全対策費	50,427	△2,395	48,032				△2,395	10 需用費 <span style="float:right">△1,900</span> 12 委託料 <span style="float:right">△495</span> <b>01 生活安全対策事業 <span style="float:right">△2,395</span></b> <b>0101 交通安全対策に要する経費 <span style="float:right">△1,900</span></b> 10 光熱水費 <span style="float:right">△1,900</span>		

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
(8生活安全対策費)									<b>0102 地域安全対策に要する経費</b> <b>△495</b> 12 防犯カメラ等機器保守点検委託 <b>△495</b>
9地域振興費	337,744	△14,430	323,314				△14,430	10 需用費 <b>△5,272</b> 12 委託料 <b>△9,158</b>	<b>04 コミュニティ施設管理事業</b> <b>△14,430</b> <b>0401 霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費</b> <b>△12,530</b> 10 光熱水費 <b>△3,372</b> 12 トレーニング機器メンテナンス業務委託 <b>△65</b> 12 霞ヶ浦コミュニティセンター長寿命化計画策定業務委託 <b>△9,093</b> <b>0402 千代田コミュニティセンター管理に要する経費</b> <b>△1,900</b> 10 光熱水費 <b>△1,900</b>
計	2,505,381	761,747	3,267,128	△25,229		△335	787,311		

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税費

1 税務総務費	297,995	△30,016	267,979	△30,016				10 需用費 <b>△46</b>	<b>02 税務事務総合調整事業</b> <b>△30,016</b> <b>0202 定額減税・調整給付に要する経費</b> <b>△30,016</b> 10 消耗品費 <b>△46</b> 11 通信運搬費 <b>△245</b> 11 手数料 <b>△14</b> 12 不足額給付情報等管理業務委託 <b>△261</b> 18 定額減税補足調整給付金(不足額給付金) <b>△29,450</b>
								11 役務費 <b>△259</b>	
								12 委託料 <b>△261</b>	
								18 負担金、補助及び交付金 <b>△29,450</b>	
2 賦課費	80,457	△5,909	74,548	3,070			△8,979	12 委託料 <b>△4,835</b>	<b>01 市税賦課事務事業</b> <b>△5,909</b> <b>0101 市税賦課事務に要する経費</b> <b>△1,624</b> 12 個人住民税電子申告導入業務委託 <b>△440</b> 12 申告等手続拡大対応導入業務委託 <b>△110</b> 18 エルタックス運営負担金 <b>△1,074</b> <b>0102 固定資産適正評価に要する経費</b> <b>△4,285</b> 12 土地評価資料整備業務委託 <b>△99</b> 12 不動産鑑定評価委託 <b>△4,186</b>
								18 負担金、補助及び交付金 <b>△1,074</b>	
計	405,264	△35,925	369,339	△26,946			△8,979		

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
1 戸籍住民基本台帳費	108,330	△5,031	103,299	△4,172			△859	1 報酬 △72 11 役務費 198 12 委託料 △5,030 13 使用料及び賃借料 △127	01 職員等人件費 △5,031 0101 職員等人件費 (財源振替) 02 戸籍住民基本台帳等事業 △5,412 0201 戸籍事務に要する経費 1,848 12 戸籍情報システム改修委託 12 標準化・共通化に係る事業委託 △7,260 0202 住民基本台帳事務に要する経費 403 1 会計年度任用職員(事務補助)報酬 △72 11 通信運搬費 198 12 公的個人認証機器保守委託 382 13 発券機器賃借料 △105 0203 旅券事務に要する経費 △22 13 IC旅券用交付窓口端末機賃借料 △22
計	108,330	△5,031	103,299	△4,172			△859		

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	359,118	△5,398	353,720				△5,398	2 給料 △3,129 3 職員手当等 △1,705 4 共済費 △564	01 職員等人件費 △5,398 0101 職員等人件費 △5,398 2 一般職給料 △3,129 3 期末手当 △1,705 4 共済組合負担金 △564
3 老人福祉費	75,777	△11,620	64,157	△5,320		△834	△5,466	18 負担金、補助及び交付金 △5,320 19 扶助費 △6,300	01 高齢者対策事業 △11,620 0101 要援護高齢者等対策に要する経費 △6,300 19 老人保護措置費 △6,300 0102 長寿社会づくりに要する経費 △5,320 18 地域医療介護総合確保基金事業補助金 △5,320
4 介護保険費	612,861	△6	612,855				△6	11 役務費 193 19 扶助費 700 27 繰出金 △899	01 介護保険事業 △6 0101 居宅介護サービス等利用者助成に要する経費 893 11 通信運搬費 193 19 居宅介護サービス利用者負担減免費 700

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債					その他
(4 介護保険費)									0102 介護保険特別会計繰出に要する経費 <b>△899</b> 27 介護保険特別会計繰出金 <b>△899</b>	
7 国民健康保険費	319,854	△21,394	298,460	△9,190			△12,204	27 繰出金	△21,394	01 国民健康保険事業 <b>△21,394</b> 0101 国民健康保険特別会計繰出に要する経費 <b>△21,394</b> 27 国民健康保険特別会計繰出金 <b>△21,394</b>
8 後期高齢者医療費	639,683	1,646	641,329				1,646	12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	4,875 △3,229	01 後期高齢者医療事業 <b>1,646</b> 0101 後期高齢者保健に要する経費 <b>4,875</b> 12 後期高齢者健診事業委託 <b>4,875</b> 0102 後期高齢者医療保険特別会計繰出に要する経費 <b>△3,229</b> 18 茨城県後期高齢者医療広域連合負担金 <b>△3,229</b>
計	3,871,658	△36,772	3,834,886	△14,510			△834		△21,428	

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

2 児童措置費	941,070	△47,520	893,550	△42,240			△5,280	19 扶助費	△47,520	01 児童措置事業 <b>△47,520</b> 0102 児童手当支給に要する経費 <b>△47,520</b> 19 児童手当 <b>△47,520</b>
3 保育所費	301,721	△14,603	287,118				△14,603	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△8,977 △3,072 △2,554	01 職員等人件費 <b>△14,603</b> 0101 職員等人件費 <b>△14,603</b> 2 一般職給料 <b>△8,977</b> 3 期末手当 <b>△1,712</b> 3 勤勉手当 <b>△1,360</b> 4 共済組合負担金 <b>△2,554</b>
4 児童福祉施設費	1,331,266	△140,654	1,190,612	△86,517	△63,500		9,363	12 委託料 18 負担金、補助及び交付金 19 扶助費	72,551 △227,693 14,488	01 児童福祉施設維持管理事業 <b>△140,654</b> 0101 民間保育所に要する経費 <b>63,837</b> 12 民間保育所入所委託 <b>72,551</b> 18 子ども・子育て支援交付金 <b>△8,714</b> 0102 認定こども園に要する経費 <b>△212,836</b> 18 就学前教育・保育施設整備交付金 <b>△218,979</b> 19 市内認定こども園給付費 <b>3,406</b> 19 市外私立認定こども園給付費 <b>2,737</b> 0103 家庭的保育等に要する経費 <b>8,345</b> 19 市内地域型保育給付費 <b>8,345</b>

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
6 放課後児童健全育成事業費	181,804	8,070	189,874	19,708			△11,638	18 負担金、補助及び交付金	8,070	01 放課後児童健全育成事業 0101 放課後児童健全育成に要する経費 18 放課後児童クラブ民営補助金	8,070 8,070 8,070
計	2,931,427	△194,707	2,736,720	△109,049	△63,500		△22,158				

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	201,777	△1,625	200,152	1,191			△2,816	2 給料	△1,625	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 02 生活保護等事業 0201 生活保護等総務事務に要する経費 (財源振替)	△1,625 △1,625 △1,625   8,070
計	847,522	△1,625	845,897	1,191			△2,816				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	193,971	△3,493	190,478				△3,493	2 給料	△2,873	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 管理職手当 3 期末手当 02 地域保健推進事業 0203 休日緊急医療対策に要する経費 18 石岡市緊急診療所負担金 18 石岡市在宅当番医制運営費負担金 18 石岡市緊急診療負担金	△3,528 △3,528 △2,873 △522 △133 35 35 △39 △29 103
								3 職員手当等	△655		
								18 負担金、補助及び交付金	35		
2 予防費	114,777	8,833	123,610	2,504			6,329	22 償還金、利子及び割引料	8,833	01 感染症等対策事業 0101 法定予防接種に要する経費 22 国庫補助金等返還金	8,833 8,833 8,833
3 保健事業費	35,278	△491	34,787				△491	10 需用費	△491	01 健康づくり推進事業 0101 健康づくり推進に要する経費 10 印刷製本費	△491 △491 △491

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
4 母子保健事業費	74,938	2,246	77,184	1,300			946	18 負担金、補助及び交付金	1,000	01 母子保健推進事業	2,246
										0101 母子保健に要する経費	811
										22 国庫補助金等返還金	811
								19 扶助費	400	0103 養育医療給付に要する経費	400
								22 償還金、利子及び割引料	846	0104 妊婦のための支援給付に要する経費	1,035
										18 妊婦支援給付金	1,000
										22 国庫補助金等返還金	35
5 保健センター費	46,789	0	46,789	1,050			△1,050			01 健康福祉等施設管理運営事業	
										0101 保健センター管理に要する経費 (財源振替)	
6 保健衛生対策費	191,801	△20,486	171,315				△20,486	18 負担金、補助及び交付金	△20,486	02 保健衛生広域事業	△20,486
										0201 火葬場運営に要する経費	△7,119
										18 石岡地方斎場組合負担金	△7,119
										0202 湖北環境衛生組合運営に要する経費	△13,367
										18 湖北環境衛生組合負担金	△13,367
7 環境保全対策費	478,584	△64,145	414,439		△23,500		△40,645	1 報酬	△1,367	03 廃棄物対策事業	△64,145
								3 職員手当等	△160	0301 不法投棄対策に要する経費	△1,963
								4 共済費	△436	1 会計年度任用職員(環境保全監視員)報酬	△1,367
								12 委託料	△2,711	3 会計年度任用職員期末手当	△104
								18 負担金、補助及び交付金	△59,471	3 会計年度任用職員勤勉手当	△56
										4 会計年度任用職員厚生年金保険料	△436
										0302 一般廃棄物処理に要する経費	△62,182
										12 家庭系一般廃棄物収集業務委託	△2,396
										12 プラスチック製容器包装処理業務委託	△315
										18 霞台厚生施設組合負担金	△46,784
										18 霞台みらい交流館利用助成金	△12,687
計	1,136,138	△77,536	1,058,602	4,854	△23,500		△58,890				

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

1 農業委員会費	60,764	△6,065	54,699				△6,065	2 給料	△3,973	01 職員等人件費	△6,065
										0101 職員等人件費	△6,065

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
(1) 農業委員会費							3 職員手当等	△1,191	2 一般職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	△3,973 △854 △337 △901	
2 農業総務費	298,231	△345	297,886				2 給料	△345	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料	△345 △345 △345	
3 農業振興費	236,658	△3,092	233,566	△181			△2,911	10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△1,463 △524 △252 △853	01 農業振興事業 0101 農業振興に要する経費 10 印刷製本費 11 通信運搬費 18 第三者継承促進事業補助金 18 環境保全型農業直接支払交付金 02 有害鳥獣対策事業 0201 有害鳥獣対策に要する経費 12 有害鳥獣捕獲事業委託	△2,840 △2,840 △1,463 △524 △610 △243 △252 △252 △252
4 農地利用対策費	37,104	△1,198	35,906	△1,198				18 負担金、補助及び交付金	△1,198	01 農地利用促進事業 0102 農地中間管理に要する経費 18 機構集積協力金	△1,198 △1,198 △1,198
5 土地改良費	170,559	△28,200	142,359	△21,907			△6,293	18 負担金、補助及び交付金	△28,200	01 土地改良事業 0102 土地改良助成に要する経費 18 畑地帯総合整備事業負担金 0103 農地維持・資源向上対策に要する経費 18 農地維持・資源向上対策交付金	△28,200 △1,000 △1,000 △27,200 △27,200
計	803,316	△38,900	764,416	△23,286			△15,614				

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 2 林業費

1 林業振興費	12,514	△3,600	8,914			△5,500	1,900	12 委託料	△3,600	01 林業振興事業 0101 林業振興に要する経費 12 森林整備事業等委託	△3,600 △3,600 △3,600
計	12,514	△3,600	8,914			△5,500	1,900				

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

1 商工総務費	107,455	△515	106,940				△515	2 給料	△515	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料	△515 △515 △515
---------	---------	------	---------	--	--	--	------	------	------	-------------------------------------	----------------------

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源		一般財源	区分	金額			
				国県支出金	地方債					その他	
2 商工振興費	561,440	△9,680	551,760				△9,680	12 委託料	△9,680	03 企業立地促進事業 0301 企業立地促進に要する経費 12 新産業用地基本計画業務委託	△9,680 △9,680 △9,680
4 観光施設費	115,991	△3,930	112,061	1,703	△1,500		△4,133	10 需用費 12 委託料	△1,200 △2,730	01 観光施設等管理運営事業 0101 雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費 10 光熱水費 12 清掃業務委託 12 公園管理委託 0102 歩崎公園管理運営に要する経費 12 公園管理委託	△3,930 △2,430 △1,200 △470 △760 △1,500 △1,500
5 観光交流費	50,660	△4,320	46,340		△1,800		△2,520	14 工事請負費 18 負担金、補助及び交付金	△1,100 △3,220	01 観光交流促進事業 0101 観光交流推進に要する経費 18 あゆみ祭補助金 0102 観光サイクリングに要する経費 14 休憩施設整備工事	△4,320 △3,220 △3,220 △1,100 △1,100
計	841,861	△18,445	823,416	1,703	△3,300		△16,848				

## (款) 7 土木費

## (項) 1 土木管理費

1 土木総務費	119,101	△205	118,896				△205	3 職員手当等	△205	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 3 期末手当	△205 △205 △205
計	119,101	△205	118,896				△205				

## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	204,626	△16,500	188,126	△8,428	△4,700		△3,372	14 工事請負費	△16,500	01 道路維持管理事業 0101 道路維持管理に要する経費 14 橋梁補修工事	△16,500 △16,500 △16,500
2 道路橋梁新設改良費	394,286	△92,166	302,120	△10,550	△12,800		△68,816	12 委託料 14 工事請負費 16 公有財産購入費	△40,586 △33,498 △18,082	01 市道整備事業 0101 市道整備に要する経費 12 道路改良等設計委託 12 測量基準点復元委託 12 補償料調査業務委託 12 鑑定調査業務委託 14 道路舗装補修工事 14 道路排水整備工事 16 道路敷取得費	△92,166 △73,666 △34,400 △1,000 △1,814 △672 △4,329 △29,169 △2,282

## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(2道路橋梁新設改良費)									0102 (仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費 <b>△18,500</b> 12 道路設計業務委託 <b>△1,200</b> 12 埋蔵文化財発掘調査委託 <b>△1,500</b> 16 道路敷取得費 <b>△15,800</b>	
計	598,912	△108,666	490,246	△18,978	△17,500		△72,188			

## (款) 7 土木費

## (項) 3 河川費

1 河川改良費	5,153	△5,000	153		△4,500		△500	10 需用費	△5,000	01 河川維持管理事業 <b>△5,000</b> 0101 河川維持管理に要する経費 <b>△5,000</b> 10 修繕料 <b>△5,000</b>
計	5,153	△5,000	153		△4,500		△500			

## (款) 7 土木費

## (項) 4 都市計画費

2 都市計画推進費	474,990	0	474,990	△11,668	8,400		3,268			01 都市計画推進事業 0101 都市計画調整に要する経費 (財源振替)
計	622,317	0	622,317	△11,668	8,400		3,268			

## (款) 8 消防費

## (項) 1 消防費

1 常備消防費	812,922	△377	812,545	336		9,319	△10,032	2 給料	△377	01 職員等人件費 <b>△377</b> 0101 職員等人件費 <b>△377</b> 2 消防職給料 <b>△377</b> 02 常備消防事業 0201 常備消防に要する経費 (財源振替)
3 災害対策費	88,080	△4,516	83,564	△1,014	△1,000		△2,502	10 需用費 <b>△1,200</b> 12 委託料 <b>△2,316</b> 18 負担金、補助及び交付金 <b>△1,000</b>		02 防災・災害対策事業 <b>△4,516</b> 0201 災害対策に要する経費 <b>△4,516</b> 10 光熱水費 <b>△1,200</b> 12 戸別受信機移設業務委託 <b>△287</b> 12 Web版ハザードマップ構築業務委託 <b>△2,029</b> 18 茨城県単急傾斜地崩壊対策事業負担金 <b>△1,000</b>
計	990,584	△4,893	985,691	△678	△1,000	9,319	△12,534			

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

3 一般管理費	100,334	△1,080	99,254				△1,080	3 職員手当等 <b>△480</b> 4 共済費 <b>△600</b>		02 教育支援事業 <b>△1,080</b> 0203 学校支援員設置に要する経費 <b>△1,080</b> 3 会計年度任用職員期末手当 <b>△250</b>
---------	---------	--------	--------	--	--	--	--------	--	--	---

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
(3一般管理費)									3 会計年度任用職員勤勉手当 △230 4 会計年度任用職員厚生年金保険料 △600
4 教育振興対策費	63,574	△2,170	61,404				△2,170	1 報酬 △450 12 委託料 △1,720	<b>01 教育振興対策事業 △450</b> <b>0102 小学校教育振興に要する経費 △450</b> 1 会計年度任用職員（TT非常勤講師等）報酬 △450 <b>02 特色ある学校づくり事業 △1,720</b> <b>0201 英語指導助手設置に要する経費 △1,720</b> 12 英語指導助手委託 △1,720
計	278,171	△3,250	274,921				△3,250		

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

1 小学校管理費	554,834	△20,043	534,791				△20,043	7 報償費	△2,040	<b>01 児童支援事業 △3,050</b>
								10 需用費	△7,000	<b>0101 小学校保健に要する経費 △1,010</b>
								11 役務費	△400	12 医療的ケア児訪問看護業務委託 △150
								12 委託料	△9,200	12 保健管理委託 △500
								13 使用料及び賃借料	△1,403	12 教職員健康診断委託 △360
										<b>0103 小学校就学支援に要する経費 △2,040</b> 7 入学記念品 △2,040
計	554,834	△20,043	534,791				△20,043		<b>02 小学校管理運営事業 △7,940</b> <b>0201 小学校管理運営に要する経費 △7,440</b> 12 小学校スクールバス運行委託 △7,440 <b>0202 小学校給食管理運営に要する経費 △500</b> 12 給食調理機器定期点検委託 △500 <b>03 小学校施設維持管理事業 △9,053</b> <b>0301 小学校施設維持管理に要する経費 △9,053</b> 10 光熱水費 △7,000 11 電話料 △100 11 手数料 △300 12 消防設備保守委託 △170 12 浄化槽保守委託 △80 13 学校施設照明リース料 △1,403	

## (款) 9 教育費

## (項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源		一般財源	区分	金額			
				国県支出金	地方債					その他	
1 中学校管理費	454,858	△23,295	431,563		△11,500		△11,795				
								1 報酬	△3,070	01 生徒支援事業	△3,610
								3 職員手当等	△830	0101 中学校保健に要する経費	△530
								4 共済費	△490	12 保健管理委託	△270
								10 需用費	△3,100	12 教職員健康診断委託	△260
								12 委託料	△1,130	0104 中学校部活動支援に要する経費	△3,080
								13 使用料及び賃借料	△605	1 会計年度任用職員(部活動指導員)報酬	△1,010
								14 工事請負費	△12,000	18 中学校部活動補助金	△2,070
								18 負担金、補助及び交付金	△2,070	02 中学校管理運営事業	△3,980
										0202 中学校給食管理運営に要する経費	△3,980
										1 会計年度任用職員(学校栄養指導員)報酬	△2,060
										3 会計年度任用職員期末手当	△500
										3 会計年度任用職員勤勉手当	△330
										4 会計年度任用職員厚生年金保険料	△350
										4 会計年度任用職員共済短期給付負担金	△140
										12 給食調理機器定期点検委託	△600
										03 中学校施設維持管理事業	△3,705
										0301 中学校施設維持管理に要する経費	△3,705
										10 光熱水費	△3,000
										10 医薬材料費	△100
										13 学校施設照明リース料	△605
										04 中学校施設整備事業	△12,000
										0401 中学校施設整備に要する経費	△12,000
										14 霞ヶ浦中学校屋内運動場空調整備工事	△10,000
										14 千代田義務教育学校屋内運動場空調整備工事	△2,000
計	454,858	△23,295	431,563		△11,500		△11,795				

## (款) 9 教育費

## (項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費	74,441	△1,225	73,216				△1,225	2 給料	△1,225	01 職員等人件費	△1,225
										0101 職員等人件費	△1,225
										2 一般職給料	△1,225

## (款) 9 教育費

## (項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 公民館費	16,798	△552	16,246				△552	13 使用料及び賃借料	△552	03 公民館コミュニティ形成事業 0301 霞ヶ浦公民館コミュニティ活動に要する経費 13 車借上料	△552 △552
3 図書館費	58,696	△449	58,247				△449	10 需用費 12 委託料	△64 △385	02 図書館管理運営事業 0201 図書館運営に要する経費 10 修繕料 12 臨時窓口開設に伴う図書システム改修委託	△449 △449 △64 △385
計	252,118	△2,226	249,892				△2,226				

## (款) 9 教育費

## (項) 5 保健体育費

1 保健体育 総務費	48,674	△6,517	42,157				△6,517	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△4,021 △1,509 △987	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	△6,517 △6,517 △4,021 △848 △661 △987
計	178,704	△6,517	172,187				△6,517				

## (款) 11 公債費

## (項) 1 公債費

1元 金	1,909,546	△867	1,908,679				△867	22 償還金、利子及び割引料	△867	01 市債償還事業(元金) 0101 市債償還に要する経費(元金) 22 地方債元金	△867 △867 △867
2利 子	89,204	△6,831	82,373				△6,831	22 償還金、利子及び割引料	△6,831	01 市債償還事業(利子) 0101 市債償還に要する経費(利子) 22 地方債利子	△6,831 △6,831 △6,831
計	1,998,760	△7,698	1,991,062				△7,698				

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計			
補正後	長等	3		23,004	7,718 (3.45)	3,846	34,568	6,624	41,192
	議員	16	52,620		17,650 (3.45)		70,270	13,945	84,215
	その他の特別職	1,607	84,218				84,218	433	84,651
	計	1,626	136,838	23,004	25,368	3,846	189,056	21,002	210,058
補正前	長等	3		23,004	7,718 (3.45)	3,846	34,568	6,624	41,192
	議員	16	52,620		17,650 (3.45)		70,270	13,945	84,215
	その他の特別職	1,607	84,218				84,218	433	84,651
	計	1,626	136,838	23,004	25,368	3,846	189,056	21,002	210,058
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	362 (19) 【 169】	【 276,642】	1,504,020	1,154,392 【 98,753】	2,658,412 【 375,395】	502,185 【 58,368】	3,160,597 【 433,763】
補正前	362 (19) 【 169】	【 281,601】	1,547,214	1,172,824 【 100,223】	2,720,038 【 381,824】	510,832 【 59,894】	3,230,870 【 441,718】
比較		【△ 4,959】	△ 43,194	△ 18,432 【△ 1,470】	△ 61,626 【△ 6,429】	△ 8,647 【△ 1,526】	△ 70,273 【△ 7,955】

( )内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	
	補正後		43,083	352,307	295,102	15,354	28,448	91,196	4,063	53,230
	補正前		43,824	360,460	299,536	17,065	29,116	91,196	4,063	54,422
	比較		△ 741	△ 8,153	△ 4,434	△ 1,711	△ 668			△ 1,192
職員 手当 等の 内訳	区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当		
	補正後		1,083	27,250	6,351	196,709	5,609	34,607		
	補正前		1,083	27,250	6,351	197,709	5,609	35,140		
	比較					△ 1,000		△ 533		

議案第23号

令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,613千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,997,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		804,003	23,000	827,003
	1 国民健康保険税	804,003	23,000	827,003
4 県支出金		2,761,250	45,000	2,806,250
	1 県補助金	2,761,249	45,000	2,806,249
6 繰入金		372,889	△38,991	333,898
	1 一般会計繰入金	319,854	△21,394	298,460
	2 基金繰入金	53,035	△17,597	35,438
7 繰越金		1	14,604	14,605
	1 繰越金	1	14,604	14,605
歳入合計		3,953,820	43,613	3,997,433

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		53,704	△5,843	47,861
	1 総務管理費	50,996	△5,843	45,153
2 保険給付費		2,702,233	45,000	2,747,233
	1 療養諸費	2,315,000	35,000	2,350,000
	2 高額療養費	373,227	10,000	383,227
7 諸支出金		5,103	4,456	9,559
	1 償還金及び還付加算金	5,101	4,456	9,557
歳出合計		3,953,820	43,613	3,997,433

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	804,003	23,000	827,003
2 使用料及び手数料	50	0	50
3 国庫支出金	1,321	0	1,321
4 県支出金	2,761,250	45,000	2,806,250
5 財産収入	800	0	800
6 繰入金	372,889	△38,991	333,898
7 繰越金	1	14,604	14,605
8 諸収入	13,506	0	13,506
歳入合計	3,953,820	43,613	3,997,433

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	53,704	△5,843	47,861				△5,843
2 保 険 給 付 費	2,702,233	45,000	2,747,233	45,000			
3 国民健康保険事業費納付金	1,117,350	0	1,117,350				
4 財政安定化基金拠出金	1	0	1				
5 保 健 事 業 費	59,629	0	59,629				
6 基 金 積 立 金	800	0	800				
7 諸 支 出 金	5,103	4,456	9,559				4,456
8 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	3,953,820	43,613	3,997,433	45,000			△1,387

## 2 歳 入

## (款) 1 国民健康保険税

## (項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険者国民健康保険税	804,000	23,000	827,000	1 現年課税分	23,000	医療給付費分現年課税分 15,000 後期高齢者支援金分現年課税分 8,000
計	804,003	23,000	827,003			

## (款) 4 県支出金

## (項) 1 県補助金

1 保険給付費等交付金	2,761,249	45,000	2,806,249	1 普通交付金	45,000	普通交付金
計	2,761,249	45,000	2,806,249			

## (款) 6 繰入金

## (項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	319,854	△21,394	298,460	1 一般会計繰入金	△21,394	職員給与費等 △5,843 保険基盤安定繰入金(支援分) △1,935 保険基盤安定繰入金(軽減分) △9,319 未就学児均等割保険税繰入金 △812 国保財政安定化支援事業分 △176 医療福祉費波及分 △3,125 産前産後保険税繰入金 △184
計	319,854	△21,394	298,460			

## (款) 6 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

1 支払準備基金繰入金	53,035	△17,597	35,438	1 支払準備基金繰入金	△17,597	支払準備基金繰入金
計	53,035	△17,597	35,438			

## (款) 7 繰越金

## (項) 1 繰越金

1 繰越金	1	14,604	14,605	1 その他の繰越金	14,604	前年度繰越金
計	1	14,604	14,605			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	49,606	△5,843	43,763				△5,843	2 給料 3 職員手当等	△4,578 △1,265	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職員給料 3 期末手当 3 勤勉手当	△5,843 △5,843 △4,578 △716 △549
計	50,996	△5,843	45,153				△5,843				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	2,285,000	35,000	2,320,000	35,000				18 負担金、補助及び交付金	35,000	01 一般被保険者療養給付に要する経費 0101 一般被保険者療養給付に要する経費 18 一般被保険者療養給付費	35,000 35,000 35,000
計	2,315,000	35,000	2,350,000	35,000							

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	373,000	10,000	383,000	10,000				18 負担金、補助及び交付金	10,000	01 一般被保険者高額療養に要する経費 0101 一般被保険者高額療養に要する経費 18 一般被保険者高額療養費	10,000 10,000 10,000
計	373,227	10,000	383,227	10,000							

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

3 その他償還金	1	4,456	4,457				4,456	22 償還金、利子及び割引料	4,456	01 その他償還に要する経費 0101 その他償還に要する経費 22 国庫補助金等返還金	4,456 4,456 4,456
計	5,101	4,456	9,557				4,456				

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計
		報酬	給料	期末手当	その他の手当	計		
補正後	長等 議員							
	その他の特別職	11	265			265		265
	計	11	265			265		265
補正前	長等 議員							
	その他の特別職	11	265			265		265
	計	11	265			265		265
比較	長等 議員							
	その他の特別職							
	計							

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	6 (0)		14,012	11,454	25,466	5,677	31,143
補正前	6 (0)		18,590	12,719	31,309	5,677	36,986
比較			△ 4,578	△ 1,265	△ 5,843		△ 5,843

( )内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	300	3,343	2,861	258	304	1,500							2,510	378
	補正前	300	4,059	3,410	258	304	1,500							2,510	378
	比較		△ 716	△ 549											

議案第24号

令和7年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,226,773千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		569,661	46,000	615,661
	1 後期高齢者医療保険料	569,661	46,000	615,661
4 繰越金		1	23,253	23,254
	1 繰越金	1	23,253	23,254
歳入合計		1,157,520	69,253	1,226,773

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,146,065	46,000	1,192,065
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,146,065	46,000	1,192,065
3 諸 支 出 金		1,001	23,253	24,254
	1 償還金及び還付加算金	1,000	800	1,800
	2 繰 出 金	1	22,453	22,454
歳 出 合 計		1,157,520	69,253	1,226,773

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	569,661	46,000	615,661
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	583,336	0	583,336
4 繰越金	1	23,253	23,254
5 諸収入	1,001	0	1,001
6 国庫支出金	3,520	0	3,520
歳入合計	1,157,520	69,253	1,226,773

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	9,454	0	9,454				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,146,065	46,000	1,192,065				46,000
3 諸 支 出 金	1,001	23,253	24,254				23,253
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	1,157,520	69,253	1,226,773				69,253

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 普通徴収保険料	201,115	46,000	247,115	1 現年度分普通徴収 保 険 料	46,000	現年度分
計	569,661	46,000	615,661			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	1	23,253	23,254	1 繰 越 金	23,253	繰越金
計	1	23,253	23,254			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,146,065	46,000	1,192,065				46,000	18 負担金、補助及び交付金	46,000	01 後期高齢者医療広域連合納付に要する経費 46,000 0101 後期高齢者医療広域連合納付に要する経費 46,000 18 被保険者保険料等 46,000
計	1,146,065	46,000	1,192,065				46,000			

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 保険料還付金	1,000	800	1,800				800	22 償還金、利子及び割引料	800	01 保険料還付に要する経費 800 0101 保険料還付に要する経費 800 22 保険料還付金 800
計	1,000	800	1,800				800			

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	22,453	22,454				22,453	27 繰出金	22,453	01 一般会計繰出に要する経費 22,453 0101 一般会計繰出に要する経費 22,453 27 一般会計繰出金 22,453
計	1	22,453	22,454				22,453			

議案第25号

令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,381千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,046,066千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		805,884	1,450	807,334
	2 国 庫 補 助 金	143,897	1,450	145,347
4 支 払 基 金 交 付 金		1,019,793	1,566	1,021,359
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,019,793	1,566	1,021,359
5 県 支 出 金		577,991	725	578,716
	3 県 補 助 金	27,448	725	28,173
7 繰 入 金		642,016	△899	641,117
	1 一 般 会 計 繰 入 金	603,283	△899	602,384
8 繰 越 金		15,440	23,498	38,938
	1 繰 越 金	15,440	23,498	38,938
11 市 債		64,709	△5,959	58,750
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	64,709	△5,959	58,750
歳 入 合 計		4,025,685	20,381	4,046,066

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		75,755	△1,624	74,131
	1 総 務 管 理 費	45,161	△1,624	43,537
4 地 域 支 援 事 業 費		170,552	5,800	176,352
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	44,038	5,800	49,838
6 諸 支 出 金		15,942	16,205	32,147
	3 繰 出 金	1	16,205	16,206
歳 出 合 計		4,025,685	20,381	4,046,066

## 第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
介護保険事業債	64,709	茨城県が設置する介護保険財政安定化基金から借入れる。	無利子	次期事業運営期間（令和9年度から令和11年度までの3年間）の各年度における茨城県知事が定める償還期日に、借入総額の3分の1ずつ償還する。	58,750	茨城県が設置する介護保険財政安定化基金から借入れる。	無利子	次期事業運営期間（令和9年度から令和11年度までの3年間）の各年度における茨城県知事が定める償還期日に、借入総額の3分の1ずつ償還する。
合 計	64,709	/	/	/	58,750	/	/	/

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	887,716	0	887,716
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 国庫支出金	805,884	1,450	807,334
4 支払基金交付金	1,019,793	1,566	1,021,359
5 県支出金	577,991	725	578,716
6 財産収入	259	0	259
7 繰入金	642,016	△899	641,117
8 繰越金	15,440	23,498	38,938
9 諸収入	11,874	0	11,874
10 介護サービス収入	2	0	2
11 市債	64,709	△5,959	58,750
歳入合計	4,025,685	20,381	4,046,066

## 歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	75,755	△1,624	74,131				△1,624
2 保 険 給 付 費	3,753,176	0	3,753,176				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	170,552	5,800	176,352	2,175		1,566	2,059
5 基 金 積 立 金	259	0	259				
6 諸 支 出 金	15,942	16,205	32,147				16,205
7 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	4,025,685	20,381	4,046,066	2,175		1,566	16,640

## 2 歳 入

## (款) 3 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 調 整 交 付 金	83,924	290	84,214	1 現 年 度 分	290	介護給付費調整交付金（地域支援事業分）
2 地域支援事業交付金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	9,231	1,160	10,391	1 現 年 度 分	1,160	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）
計	143,897	1,450	145,347			

## (款) 4 支払基金交付金

## (項) 1 支払基金交付金

2 地域支援事業支援 交 付 金	12,462	1,566	14,028	1 現 年 度 分	1,566	地域支援事業支援交付金
計	1,019,793	1,566	1,021,359			

## (款) 5 県支出金

## (項) 3 県補助金

1 地域支援事業交付金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	5,769	725	6,494	1 現 年 度 分	725	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）
計	27,448	725	28,173			

## (款) 7 繰入金

## (項) 1 一般会計繰入金

2 地域支援事業繰入金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	5,769	725	6,494	1 現 年 度 分	725	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）
5 その他一般会計繰入金	74,977	△1,624	73,353	1 職員給与費等繰入金	△1,624	職員給与費等繰入金
計	603,283	△899	602,384			

## (款) 8 繰越金

## (項) 1 繰越金

1 繰 越 金	15,440	23,498	38,938	1 繰 越 金	23,498	前年度繰越金
計	15,440	23,498	38,938			

(款) 11 市債

(項) 1 財政安定化基金貸付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政安定化基金貸付金	64,709	△5,959	58,750	1 財政安定化基金貸付金	△5,959	財政安定化基金貸付金
計	64,709	△5,959	58,750			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	45,161	△1,624	43,537				△1,624	2 給 料	△1,624	<b>01 職員等人件費</b> <b>△1,624</b> <b>0101 職員等人件費</b> <b>△1,624</b> 2 一般職給料 <b>△1,624</b>
計	45,161	△1,624	43,537				△1,624			

(款) 4 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	44,038	5,800	49,838	2,175		1,566	2,059	18 負担金、補助及び交付金	5,800	<b>01 介護予防・生活支援サービスに要する経費</b> <b>5,800</b> <b>0101 介護予防・生活支援サービスに要する経費</b> <b>5,800</b> 18 介護予防・生活支援サービス費 4,800 18 介護予防・生活支援サービス計画給付費 1,000
計	44,038	5,800	49,838	2,175		1,566	2,059			

(款) 6 諸支出金

(項) 3 繰出金

1 一般会計繰出金	1	16,205	16,206				16,205	27 繰出金	16,205	<b>01 一般会計繰出に要する経費</b> <b>16,205</b> <b>0101 一般会計繰出に要する経費</b> <b>16,205</b> 27 一般会計繰出金 16,205
計	1	16,205	16,206				16,205			

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計
		報酬	給料	期末手当	その他の手当	計		
補正後	長等 議員							
	その他の特別職	15	4,318			4,318		4,318
	計	15	4,318			4,318		4,318
補正前	長等 議員							
	その他の特別職	15	4,318			4,318		4,318
	計	15	4,318			4,318		4,318
比較	長等 議員							
	その他の特別職							
	計							

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	8 (0) 【3】	【7,420】	27,978	19,704 【2,845】	47,682 【10,265】	9,445 【1,764】	57,127 【12,029】
補正前	8 (0) 【3】	【7,420】	29,602	19,704 【2,845】	49,306 【10,265】	9,445 【1,764】	58,751 【12,029】
比較			△ 1,624		△ 1,624		△ 1,624

( )内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後			6,600	5,544	536	593	1,401		422				3,998	
補正前			6,600	5,544	536	593	1,401		422				3,998		610
比較															

議案第 32 号

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更について

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)																																																												
表紙	かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 <b>(令和4年度～令和7年度)</b>  茨城県かすみがうら市 令和4年12月 令和5年12月一部変更 令和6年8月一部変更 令和7年7月一部変更	かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 <b>(令和8年度～令和12年度)</b>  茨城県かすみがうら市 令和4年12月 令和5年12月一部変更 令和6年8月一部変更 令和7年7月一部変更 <b>令和8年4月一部変更</b>																																																												
目次	1 基本的な事項 (1) かすみがうら市の概況 (2) 人口及び産業の推移と動向 (3) 行財政の状況 (4) 地域の持続的発展の基本方針 (5) 地域の持続的発展のための基本目標 (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 (7) 計画期間 (8) 公共施設等総合管理計画との整合  <b>1.2 再生可能エネルギーの利用</b>	1 基本的な事項 (1) かすみがうら市の概況 (2) 人口及び産業の推移と動向 (3) 行財政の状況 (4) 地域の持続的発展の基本方針 (5) 地域の持続的発展のための基本目標 (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 (7) 計画期間 (8) 公共施設等総合管理計画との整合 <b>(9) SDGs (持続可能な開発目標)</b>  <b>1.2 再生可能エネルギーの利用の推進</b>																																																												
9 ページ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>昭和 55 年度末</th> <th>平成2 年度末</th> <th>平成 12 年度末</th> <th>平成 22 年度末</th> <th>令和2 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 道 改 良 率 (%)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>22.1</td> <td>24.5</td> <td>25.9</td> </tr> <tr> <td>舗 装 率 (%)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>49.5</td> <td>53.5</td> <td>54.3</td> </tr> <tr> <td>農 道 延 長 (m)</td> <td>—</td> <td>1,041.</td> <td>1,041.</td> <td>1,041.</td> <td>1,041.</td> </tr> <tr> <td>耕地1ha 当たり農道 延長 (m)</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	昭和 55 年度末	平成2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和2 年度末	市 道 改 良 率 (%)	—	—	22.1	24.5	25.9	舗 装 率 (%)	—	—	49.5	53.5	54.3	農 道 延 長 (m)	—	1,041.	1,041.	1,041.	1,041.	耕地1ha 当たり農道 延長 (m)	—	0	0	0	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>昭和 55 年度末</th> <th>平成2 年度末</th> <th>平成 12 年度末</th> <th>平成 22 年度末</th> <th>令和2 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 道 改 良 率 (%)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>22.1</td> <td>24.5</td> <td>25.9</td> </tr> <tr> <td>舗 装 率 (%)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>49.5</td> <td>53.5</td> <td>54.3</td> </tr> <tr> <td>農 道 延 長 (m)</td> <td>—</td> <td>1,041.</td> <td>1,041.</td> <td>1,041.</td> <td>1,041.</td> </tr> <tr> <td>耕地1ha 当たり農道 延長 (m)</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	昭和 55 年度末	平成2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和2 年度末	市 道 改 良 率 (%)	—	—	22.1	24.5	25.9	舗 装 率 (%)	—	—	49.5	53.5	54.3	農 道 延 長 (m)	—	1,041.	1,041.	1,041.	1,041.	耕地1ha 当たり農道 延長 (m)	—	0	0	0	0
区 分	昭和 55 年度末	平成2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和2 年度末																																																									
市 道 改 良 率 (%)	—	—	22.1	24.5	25.9																																																									
舗 装 率 (%)	—	—	49.5	53.5	54.3																																																									
農 道 延 長 (m)	—	1,041.	1,041.	1,041.	1,041.																																																									
耕地1ha 当たり農道 延長 (m)	—	0	0	0	0																																																									
区 分	昭和 55 年度末	平成2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和2 年度末																																																									
市 道 改 良 率 (%)	—	—	22.1	24.5	25.9																																																									
舗 装 率 (%)	—	—	49.5	53.5	54.3																																																									
農 道 延 長 (m)	—	1,041.	1,041.	1,041.	1,041.																																																									
耕地1ha 当たり農道 延長 (m)	—	0	0	0	0																																																									

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)					新 (変更後)						
	林道延長 (m) 林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	4,436. 6	6,531. 0	8,726. 7	9,411. 5	9,411. 5	林道延長 (m) 林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	4,436. 6	6,531. 0	8,726. 7	9,411. 5	9,411. 5
	水道普及率 (%)	—	—	—	97.3	<b>98.4</b>	水道普及率 (%)	—	—	—	97.3	<b>98.1</b>
	水洗化率 (%)	—	—	—	83.3	92.3	水洗化率 (%)	—	—	—	83.3	92.3
10 ページ	(4) 地域の持続的発展の基本方針  令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、施行当時は過疎地域指定の要件に該当していませんでしたが、令和2年の国勢調査の結果の発表と同時に指定の要件が緩和されたことで、令和4年4月に旧霞ヶ浦町が過疎地域として指定されました。 「グローバルに考え、ローカルに行動する」ことや「地域にあるものを徹底的に磨き上げる」取り組みは、地域の価値を生み出し続ける源となります。これまでの歩みの中で蓄積された経験や知恵を見つめなおし、外からの新たな視点も入れて地域の在り方を考え続けることで、どのように地域の価値を創生していくかを検討していく必要があります。 一方、「地域での付き合い」や「家族との同居」への煩わしさを感じ子どもたちが故郷を去る現状について、伝統を重んじながらも、地域や家族でルールや決まりを柔軟に見直し、未来志向のやり方を考えていくことが求められています。また、「スーパーに近い」「駅に近い」「お店の選択肢が多い」立地が居住地の選択において重要視されていることにおいては、住民の交通の利便性の向上が必須です。 そして、どのような取り組みにおいても、地域を愛し、将来を真剣に考え、行動を起こす人材の存在が大切です。地域に経験や知恵が蓄積され、新たな人材が生まれ育っていく自律的な仕組みが構築されることが理想であり、人口減少がこれからも長期間続くことが確実な我が国において、一人ひとりが今の自分より、もう一回り大きく活躍できる地域社会の構築、高齢者が暮らしや生業の技を持って活躍し、住民ぐるみで地域の伝統					(4) 地域の持続的発展の基本方針  令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、施行当時は過疎地域指定の要件に該当していませんでしたが、令和2年の国勢調査の結果の発表と同時に指定の要件が緩和されたことで、令和4年4月に旧霞ヶ浦町が過疎地域として指定されました。 「グローバルに考え、ローカルに行動する」ことや「地域にあるものを徹底的に磨き上げる」取り組みは、地域の価値を生み出し続ける源となります。これまでの歩みの中で蓄積された経験や知恵を見つめなおし、外からの新たな視点も入れて地域の在り方を考え続けることで、どのように地域の価値を創生していくかを検討していく必要があります。 一方、「地域での付き合い」や「家族との同居」への煩わしさを感じ子どもたちが故郷を去る現状について、伝統を重んじながらも、地域や家族でルールや決まりを柔軟に見直し、未来志向のやり方を考えていくことが求められています。また、「スーパーに近い」「駅に近い」「お店の選択肢が多い」立地が居住地の選択において重要視されていることにおいては、住民の交通の利便性の向上が必須です。 そして、どのような取り組みにおいても、地域を愛し、将来を真剣に考え、行動を起こす人材の存在が大切です。地域に経験や知恵が蓄積され、新たな人材が生まれ育っていく自律的な仕組みが構築されることが理想であり、人口減少がこれからも長期間続くことが確実な我が国において、一人ひとりが今の自分より、もう一回り大きく活躍できる地域社会の構築、高齢者が暮らしや生業の技を持って活躍し、住民ぐるみで地域の伝統						

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)																								
	<p>文化を継承できる地域づくりが大切です。</p> <p>平成 29 年 3 月に策定した第 2 次市総合計画では、「<small>みずみどり</small>きらり輝く 湖と山 笑顔と活気のふれあい都市 ～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷かすみがうら～」を本市の将来像とし、次の 3 つのまちづくりの基本理念を掲げ、施策を進めてきており、令和 4 年 3 月に策定した後期基本計画との整合を図るとともに、茨城県過疎地域持続的発展方針に基づき、本市の人口や産業、行財政の現況なども踏まえ、施策を展開していきます。</p> <p>基本理念 1 豊かな自然と地域産業が共存するまち                      基本理念 2 日々の暮らしを守る快適で安全なまち                      基本理念 3 とともに支え成長する人材あふれる安心なまち</p> <p>また、令和 2 年 3 月に策定した第 2 期市まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図り、次の 4 つの基本目標により、人口減少対策に関する企業誘致の取り組みの継続、移住・定住の推進や関係人口の増加などの具体的な施策を進めてまいります。</p> <p>基本目標 1 <u>稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする</u>                      基本目標 2 <u>地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる</u>                      基本目標 3 <u>結婚・出産・子育ての希望をかなえる</u>                      基本目標 4 <u>ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる</u></p>	<p>文化を継承できる地域づくりが大切です。</p> <p>平成 29 年 3 月に策定した第 2 次市総合計画では、「<small>みずみどり</small>きらり輝く 湖と山 笑顔と活気のふれあい都市 ～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷かすみがうら～」を本市の将来像とし、次の 3 つのまちづくりの基本理念を掲げ、施策を進めてきており、令和 4 年 3 月に策定した後期基本計画との整合を図るとともに、茨城県過疎地域持続的発展方針に基づき、本市の人口や産業、行財政の現況なども踏まえ、施策を展開していきます。</p> <p>基本理念 1 豊かな自然と地域産業が共存するまち                      基本理念 2 日々の暮らしを守る快適で安全なまち                      基本理念 3 とともに支え成長する人材あふれる安心なまち</p> <p>また、令和 2 年 3 月に策定し、<b>令和 7 年 3 月に改訂</b>した第 2 期市まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図り、次の 4 つの基本目標により、人口減少対策に関する企業誘致の取り組みの継続、移住・定住の推進や関係人口の増加などの具体的な施策を進めてまいります。</p> <p>基本目標 1 <u>かすみがうら市の特色を活かして、安定した雇用を創出する</u>                      基本目標 2 <u>地域の魅力を磨き、新しい人の流れをつくる</u>                      基本目標 3 <u>若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</u>                      基本目標 4 <u>安心な暮らしを守り、地域と地域をつなぎ、定住を促進する</u></p>																								
11～12 ページ	<p>(5) 地域の持続的発展のための基本目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th>基準値</th> <th>目標値 (令和 7 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全市人口</td> <td>40,087 人 (R2 国勢調査)</td> <td><u>39,803 人</u></td> </tr> <tr> <td>社会増減</td> <td>34 人 (R2)</td> <td>人口移動均衡</td> </tr> <tr> <td>出生率</td> <td>1.41 (H25～H29 の特殊出生率)</td> <td>1.80 (希望出生率)</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標	基準値	目標値 (令和 7 年)	全市人口	40,087 人 (R2 国勢調査)	<u>39,803 人</u>	社会増減	34 人 (R2)	人口移動均衡	出生率	1.41 (H25～H29 の特殊出生率)	1.80 (希望出生率)	<p>(5) 地域の持続的発展のための基本目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th>基準値</th> <th>目標値 (令和 12 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全市人口</td> <td>40,087 人 (R2 国勢調査)</td> <td><u>38,442 人</u></td> </tr> <tr> <td>社会増減</td> <td>34 人 (R2)</td> <td>人口移動均衡</td> </tr> <tr> <td>出生率</td> <td>1.41 (H25～H29 の特殊出生率)</td> <td>1.80 (希望出生率)</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標	基準値	目標値 (令和 12 年)	全市人口	40,087 人 (R2 国勢調査)	<u>38,442 人</u>	社会増減	34 人 (R2)	人口移動均衡	出生率	1.41 (H25～H29 の特殊出生率)	1.80 (希望出生率)
目標指標	基準値	目標値 (令和 7 年)																								
全市人口	40,087 人 (R2 国勢調査)	<u>39,803 人</u>																								
社会増減	34 人 (R2)	人口移動均衡																								
出生率	1.41 (H25～H29 の特殊出生率)	1.80 (希望出生率)																								
目標指標	基準値	目標値 (令和 12 年)																								
全市人口	40,087 人 (R2 国勢調査)	<u>38,442 人</u>																								
社会増減	34 人 (R2)	人口移動均衡																								
出生率	1.41 (H25～H29 の特殊出生率)	1.80 (希望出生率)																								

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)						
	<table border="1" data-bbox="423 272 1140 427"> <tr> <td data-bbox="430 277 678 422">本市に住み続けたい (ずっと住みたい・ 当分の間住みたい) 市民の割合 (霞ヶ浦 中地区)</td> <td data-bbox="678 277 909 422">71.3% (R3 市民アンケー ト)</td> <td data-bbox="909 277 1133 422">80.0%</td> </tr> </table> <p>令和2年3月策定の「かすみがうら市人口ビジョン」における目指す施策誘導計の人口は、人口減少対策の取り組みを進めることで、2060年(令和42年)の人口30,024人を目指すとされています。この展望に基づき、本計画の最終年である<b>令和7年度</b>の目標人口を<b>39,803人</b>と定めます。</p> <p>令和2年中の人口移動は、転入が1,639人で転出が1,605人であったことから、社会増減が転入超過(34人)の傾向にあり、合計特殊出生率は、「平成25年～平成29年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」(厚生労働省)で1.41という現状です。いずれも人口ビジョンの目標と整合を図り、<b>令和7年</b>の目標値として、社会増減を「人口移動均衡」に、希望出生率を「1.80」と定めます。</p> <p>また、定住意向については、全市平均が74.1%であるのに対し、霞ヶ浦中学校地区の平均は71.3%と全市平均を下回っており、自然環境をまもり・いかすまちづくりとともに、生活利便性を向上させ、定住に対する魅力創出に努めます。</p> <p>(7) 計画期間 計画期間は<b>令和4年4月1日</b>から<b>令和8年3月31日</b>までの<b>4か年</b>とします。</p>	本市に住み続けたい (ずっと住みたい・ 当分の間住みたい) 市民の割合 (霞ヶ浦 中地区)	71.3% (R3 市民アンケー ト)	80.0%	<table border="1" data-bbox="1234 272 1951 427"> <tr> <td data-bbox="1240 277 1489 422">本市に住み続けたい (ずっと住みたい・ 当分の間住みたい) 市民の割合 (霞ヶ浦 中地区)</td> <td data-bbox="1489 277 1720 422">71.3% (R3 市民アンケー ト)</td> <td data-bbox="1720 277 1944 422">80.0%</td> </tr> </table> <p>令和2年3月策定の「かすみがうら市人口ビジョン」における目指す施策誘導計の人口は、人口減少対策の取り組みを進めることで、2060年(令和42年)の人口30,024人を目指すとされています。この展望に基づき、本計画の最終年である<b>令和12年度</b>の目標人口を<b>38,442人</b>と定めます。</p> <p>令和2年中の人口移動は、転入が1,639人で転出が1,605人であったことから、社会増減が転入超過(34人)の傾向にあり、合計特殊出生率は、「平成25年～平成29年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」(厚生労働省)で1.41という現状です。いずれも人口ビジョンの目標と整合を図り、<b>令和12年</b>の目標値として、社会増減を「人口移動均衡」に、希望出生率を「1.80」と定めます。</p> <p>また、定住意向については、全市平均が74.1%であるのに対し、霞ヶ浦中学校地区の平均は71.3%と全市平均を下回っており、自然環境をまもり・いかすまちづくりとともに、生活利便性を向上させ、定住に対する魅力創出に努めます。</p> <p>(7) 計画期間 計画期間は<b>令和8年4月1日</b>から<b>令和13年3月31日</b>までの<b>5か年</b>とします。</p>	本市に住み続けたい (ずっと住みたい・ 当分の間住みたい) 市民の割合 (霞ヶ浦 中地区)	71.3% (R3 市民アンケー ト)	80.0%
本市に住み続けたい (ずっと住みたい・ 当分の間住みたい) 市民の割合 (霞ヶ浦 中地区)	71.3% (R3 市民アンケー ト)	80.0%						
本市に住み続けたい (ずっと住みたい・ 当分の間住みたい) 市民の割合 (霞ヶ浦 中地区)	71.3% (R3 市民アンケー ト)	80.0%						
12～13 ページ	<p>(8) 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p><u>平成27年3月</u>に策定した<b>かすみがうら市公共施設等マネジメント計画(公共施設等総合管理計画)</b>で掲げた基本理念「まちの魅力や市民生活の質が高まる施設へ」と<b>4つ</b>の基本方針に基づき、本計画との整合性を図り事業を進めてまいります。</p> <p>市公共施設等マネジメント計画の基本方針</p> <table border="1" data-bbox="423 1251 1140 1343"> <tr> <td data-bbox="430 1256 593 1339"><b>総量縮減と機能複合化</b></td> <td data-bbox="593 1256 1133 1343">施設総量の縮減、機能複合化による施設の適正配置を推進し、適切な施設サービスの質と量を維持します。</td> </tr> </table>	<b>総量縮減と機能複合化</b>	施設総量の縮減、機能複合化による施設の適正配置を推進し、適切な施設サービスの質と量を維持します。	<p>(8) 公共施設等総合管理計画との整合</p> <p><u>令和7年3月</u>に策定した<b>かすみがうら市公共施設等マネジメント計画第Ⅱ期基本計画及び第Ⅱ期実行計画(公共施設等総合管理計画)</b>で掲げた<b>3つ</b>の基本方針に基づき、本計画との整合性を図り事業を進めてまいります。</p> <p>市公共施設等マネジメント計画の基本方針</p> <table border="1" data-bbox="1234 1251 1951 1343"> <tr> <td data-bbox="1240 1256 1404 1343"><b>将来の人口規模と財政の見通しに応じた公共施設</b></td> <td data-bbox="1404 1256 1944 1343">施設総量の縮減、機能複合化による施設の適正配置を推進し、適切な施設サービスの質と量を維持します。</td> </tr> </table>	<b>将来の人口規模と財政の見通しに応じた公共施設</b>	施設総量の縮減、機能複合化による施設の適正配置を推進し、適切な施設サービスの質と量を維持します。		
<b>総量縮減と機能複合化</b>	施設総量の縮減、機能複合化による施設の適正配置を推進し、適切な施設サービスの質と量を維持します。							
<b>将来の人口規模と財政の見通しに応じた公共施設</b>	施設総量の縮減、機能複合化による施設の適正配置を推進し、適切な施設サービスの質と量を維持します。							

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)
	<p><u>まちづくりとの連動</u> <b>施設の再編やインフラの整備において、将来のまちづくりと連動するとともに、広域的な連携も含め、機能的なまちづくりを目指します。</b></p> <p><u>施設保全の適正化</u> <b>これまでの事後保全による施設の維持管理から、財政負担の軽減や平準化を目的とした計画的な予防保全の手法に転換し、機能の長寿命化の推進や、安心安全の確保に努めます。</b></p> <p><u>効率的・効果的な管理運営</u> <b>施設使用料収入の確保と維持管理コスト縮減、民間ノウハウや資金の活用等により、効率的・効果的な管理運営、資産の有効活用に努めます。</b></p>	<p><u>総量の適正化</u></p> <p><u>市民ニーズを踏まえた施設の集約化・複合化による公共サービスの向上</u> <b>施設の大規模改修の時期や更新の時期において、市民ニーズを踏まえた施設の集約化・複合化等を検討し、公共サービスの維持・向上を図ります。</b></p> <p><u>施設の安全性・機能性の確保と長寿命化</u> <b>予防保全型の維持管理への転換等により、施設の安全性と機能性を確保するとともに、長寿命化による更新等費用の縮減・平準化を図ります。</b></p>
14 ページ	<p>(1) 現状と問題点</p> <p>ア 移住・定住</p> <p><b>移住定住者の増加を目指し、移住者を対象とした住宅取得や家賃、生活支援金等の各種補助金・支援金制度を整備しました。併せて関係人口を増やしていくため、田舎暮らし志向の人を対象とした定期的な情報提供「かすふる通信」や回帰支援センターとの連携による説明会・相談会、ワークショップや観光事業等からのアプローチなどに取り組みました。</b></p> <p><b>また、結婚を本人やその家族だけではなく、地域全体の問題と捉え、移住・定住促進の観点から、平成 30 年 4 月に婚活サポートセンターを開設し、総合的に結婚支援を推進してきました。</b></p> <p><b>さらに、本市における外国人の人口は、企業や農業研修生の受け入れなどにより年々増加傾向にあり、お互いを理解し、連携・協力し合って暮らしていく多文化共生のまちづくりを推進する必要があることから、令和 4 年 4 月には市国際交流協会が発足しました。</b></p> <p>こうした移住・定住促進のための制度や仕組みは整備されてきており、今後はこれらを拡充しながら継続的な取り組みとしていく必要があります。</p>	<p>(1) 現状と問題点</p> <p>ア 移住・定住</p> <p><b>移住定住希望者の増加を目指し、婚姻等に伴う新生活を経済的に支援するため、住宅取得費用や住宅リフォーム費用に対する補助金制度及び東京圏からの移住者に対する支援金制度を整備しました。併せて関係人口を増やしていくため、ふるさと回帰支援センターとの連携による説明会・相談会、ワークショップや観光事業等からのアプローチなどに取り組みました。</b></p> <p><b>また、本市における外国人の人口は、企業や農業研修生の受け入れなどにより年々増加傾向にあり、お互いを理解し、連携・協力し合って暮らしていく多文化共生のまちづくりを推進する必要があることから、令和 4 年 4 月には市国際交流協会が発足されています。</b></p> <p>こうした移住・定住促進のための制度や仕組みは整備されてきており、今後はこれらを拡充しながら継続的な取り組みとしていく必要があります。</p>
14～15 ページ	<p>(2) その対策</p> <p>ア 移住・定住</p> <p><b>・定住につながるきっかけとして、結婚支援事業と他の支援メニューを連携できる仕組みづくりを進めます。</b></p> <p><b>・新築住宅の建築・購入、中古住宅の購入など、住宅取得支援を継続していきます。</b></p> <p><b>・移住者</b>向けの住まいや子育て・教育等の支援策をまとめたチラシの作</p>	<p>(2) その対策</p> <p>ア 移住・定住</p> <p><b>・移住定住希望者</b>向けの住まいや子育て・教育等の支援策をまとめたチラシの作成や、ふるさと回帰支援センターとの連携による移住希望者向けの説明会・面談会を活用するなど積極的に PR していきます。</p> <p><b>・民間によるバス等の公共交通の維持と自治体による公共交通の利便性の推進を図ります。</b></p>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)																				
	<p>成や、<b>市外在住の登録者に市の情報を定期的に送付する「かすふる通信」</b>、<b>回帰支援センターとの連携による移住希望者向けの説明会・面談会を活用するなど積極的にPRしてまいります。</b></p> <p><b>・鉄道を利用して遠距離通学する大学生等の保護者の経済的負担を軽減することで、教育機会の均衡を図り転出を抑制します。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間によるバス等の公共交通の維持と自治体による公共交通の利便性の推進を図ります。</li> <li>・日本語指導ボランティアを増やし、外国人市民が日本語を学べる場を提供します。</li> </ul> <p>イ 地域間交流</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>歴史博物館を改修するなどし</b>、本市の自然環境の成り立ちや地形・地質を活かした産業、歴史や文化を市内外の方に紹介する企画展等の事業を展開します。</li> </ul> <p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (令和4年度～令和7年度)</p> <table border="1" data-bbox="371 799 1160 1145"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td> <td>(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他</td> <td>企画調整事業 移住定住・<b>結婚支援</b>事業 都市計画調整事業 ジオパーク推進事業 観光サイクリング事業</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他	企画調整事業 移住定住・ <b>結婚支援</b> 事業 都市計画調整事業 ジオパーク推進事業 観光サイクリング事業	市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導ボランティアを増やし、外国人市民が日本語を学べる場を提供します。</li> </ul> <p>イ 地域間交流</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の自然環境の成り立ちや地形・地質を活かした産業、歴史や文化を市内外の方に紹介する企画展等の事業を展開します。</li> </ul> <p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (令和8年度～令和12年度)</p> <table border="1" data-bbox="1182 552 1977 898"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td> <td>(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他</td> <td>企画調整事業 移住定住<b>促進</b>事業 都市計画調整事業 ジオパーク推進事業 観光サイクリング事業</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他	企画調整事業 移住定住 <b>促進</b> 事業 都市計画調整事業 ジオパーク推進事業 観光サイクリング事業	市	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																		
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他	企画調整事業 移住定住・ <b>結婚支援</b> 事業 都市計画調整事業 ジオパーク推進事業 観光サイクリング事業	市																			
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																		
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他	企画調整事業 移住定住 <b>促進</b> 事業 都市計画調整事業 ジオパーク推進事業 観光サイクリング事業	市																			
16 ページ	<p>ア 農業</p> <p>2020年農林業センサスによると、本市の農家戸数は2,072戸、農業経営耕地面積は<b>2,741㎡</b>で、5年前に比べて戸数が288戸減少し、耕地面積が<b>378㎡</b>減少しています。うち、霞ヶ浦地区の農家戸数は1,221戸で5年前に比べ204件もの減少がみられました。</p> <p>農業の担い手の高齢化、<b>耕作放棄地</b>の増加や有害鳥獣による作物被害、</p>	<p>ア 農業</p> <p>2020年農林業センサスによると、本市の農家戸数は2,072戸、農業経営耕地面積は<b>2,741ha</b>で、5年前に比べて戸数が288戸減少し、耕地面積が<b>379ha</b>減少しています。うち、霞ヶ浦地区の農家戸数は1,221戸で5年前に比べ204件もの減少がみられました。</p> <p>農業の担い手の高齢化、<b>遊休農地</b>の増加や有害鳥獣による作物被害な</p>																				

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)
	<p><b>新型コロナウイルス感染症の影響による外食・観光需要の減少</b>など、経営において様々な課題が出ています。農業従事者の減少は、農村コミュニティの維持に影響を及ぼし、根本的な対策が求められます。</p>	<p>ど、経営において様々な課題が出ています。農業従事者の減少は、農村コミュニティの維持に影響を及ぼし、根本的な対策が求められます。</p>
17 ページ	<p>オ 観光・レクリエーション</p> <p>本市には、山と湖の対照的な景色や多くの歴史的遺産、観光資源を有しており、地域ブランド「湖山の宝」の活用、果物狩りや帆引き船操業、各種イベント開催などによって魅力をPRしてきました。霞ヶ浦地区の歩崎公園については、地域に賑わいと経済的な活力がもたらされることを目指した、具体的な観光プログラム「<b>歩崎観光振興アクションプラン</b>」を平成31年2月に策定し、宿泊施設や棧橋の整備などの観光振興に取り組んできました。</p> <p><b>ウィズコロナ・ポストコロナにより従来型の大規模イベント開催による観光のあり方が見直しを迫られているほか、急速なIT化への対応や歩崎公園などの観光拠点の老朽化した施設の改善などが必要になっています。</b></p> <p>ウ 企業誘致、起業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな企業を誘致するために必要な工業団地の整備を見据え、産業の動向や企業ニーズの整理を行い、産業の振興、雇用機会の拡大及び生産環境の向上を図ります。</li> <li>・市内での創業や、新事業・新分野への進出、または既存の事業を引き継いだ場合等に必要な費用を支援し、産業の振興、新規雇用の創出、経営基盤の強化・安定化に向けた支援を進めます。</li> <li>・茨城県や商工会、地元金融機関等、各種支援機関と連携し、ビジネスプランの構築や事業計画の作成、資金調達支援など、円滑な創業等に向けた支援に努めます。</li> </ul> <p><b>・テレワーク、サテライトオフィスなどをはじめ、多様な働き方を実現できる場所の整備を支援します。併せて、かすみがうら版ワーケーションプランを通して、場所にとらわれない柔軟な働き方を推進します。</b></p>	<p>オ 観光・レクリエーション</p> <p>本市には、山と湖の対照的な景色や多くの歴史的遺産、観光資源を有しており、地域ブランド「湖山の宝」の活用、果物狩りや帆引き船操業、各種イベント開催などによって魅力をPRしてきました。霞ヶ浦地区の歩崎公園については、地域に賑わいと経済的な活力がもたらされることを目指した、具体的な観光プログラム「<b>歩崎地域観光振興アクションプラン</b>」を平成31年2月に策定し、宿泊施設や棧橋の整備などの観光振興に取り組んできました。</p> <p><b>需要が拡大するインバウンドを呼び込むにあたり、サービスや伝えたい情報の質を向上することが必要であるほか、急速なIT化への対応や歩崎公園などの観光拠点の老朽化した施設の改善などが必要になっています。</b></p> <p>ウ 企業誘致、起業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな企業を誘致するために必要な工業団地の整備を見据え、産業の動向や企業ニーズの整理を行い、産業の振興、雇用機会の拡大及び生産環境の向上を図ります。</li> <li>・市内での創業や、新事業・新分野への進出、または既存の事業を引き継いだ場合等に必要な費用を支援し、産業の振興、新規雇用の創出、経営基盤の強化・安定化に向けた支援を進めます。</li> <li>・茨城県や商工会、地元金融機関等、各種支援機関と連携し、ビジネスプランの構築や事業計画の作成、資金調達支援など、円滑な創業等に向けた支援に努めます。</li> </ul>
18 ページ	<p>オ 観光・レクリエーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ浦周辺サイクリングのPRと併せ、サイクリングロードの整備や休憩所(トイレ等)の整備、自転車利活用の動機づけとなる観光サイクルサービスを推進します。</li> <li>・交流センターや古民家江口屋等の観光拠点施設での飲食や宿泊サービス</li> </ul>	<p>オ 観光・レクリエーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ浦周辺サイクリングのPRと併せ、サイクリングロードの整備や休憩所(トイレ等)の整備、自転車利活用の動機づけとなる観光サイクルサービスを推進します。</li> <li>・交流センターや古民家江口屋等の観光拠点施設での飲食や宿泊サービス</li> </ul>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧（変更前）	新（変更後）
-----	--------	--------

	<p>スを通じた滞在型観光を推進します。また、老朽化した観光施設の整備と魅力的な観光拠点づくりを計画的に行っていきます。</p> <p><b>・ウィズコロナ・ポストコロナに対応した個別型・分散型・小規模型の観光形態で実施します。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイン整備などによる施設への誘致を促進します。</li> <li>・屋外ステージ設置により、各種イベントを計画的に行っていきます。</li> </ul>	<p>スを通じた滞在型観光を推進します。また、老朽化した観光施設の整備と魅力的な観光拠点づくりを計画的に行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイン整備などによる施設への誘致を促進します。</li> <li>・屋外ステージ設置により、各種イベントを計画的に行っていきます。</li> </ul>
--	---	---

18～19 ページ	(3) 計画 事業計画（令和4年度～令和7年度）				(3) 計画 事業計画（令和8年度～令和12年度）					
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業 水産業	農業振興事業 県単土地改良事業 水産振興事業	市		2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業 水産業	農業振興事業 県単土地改良事業 水産振興事業	市	
		(5) 企業誘致	企業立地促進事業	市			(5) 企業誘致	企業立地促進事業	市	
(9) 観光又はレクリエーション		歩崎公園管理運営事業 歩崎公園整備事業 交流センター管理運営事業 水族館管理運営事業 あゆみ庵管理運営事業 <b>農村環境改善センター管理運営事業</b> 艇庫管理運営事業	市		(9) 観光又はレクリエーション		歩崎公園管理運営事業 歩崎公園整備事業 交流センター管理運営事業 水族館管理運営事業 あゆみ庵管理運営事業 艇庫管理運営事業 <b>インバウンド事業</b>	市		

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)			新 (変更後)				
		(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化 観光 企業誘致 その他	農業振興事業(再掲) 園芸振興事業 畜産振興事業 有害鳥獣対策事業 米政策推進事業 土地改良助成事業 農地維持・資源向上対策事業 水産振興事業(再掲) 商工振興事業 創業支援事業 ふるさと応援事業 企業立地促進事業(再掲) 観光PR推進事業 シティプロモーション事業 歩崎公園管理運営事業(再掲) 交流センター管理運営事業(再掲) 水族館管理運営事業(再掲) あゆみ庵管理運営事業(再掲) <u>農村環境改善センター管理運営事業(再掲)</u> 艇庫管理運営事			(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化 観光 企業誘致 その他	農業振興事業(再掲) 園芸振興事業 畜産振興事業 有害鳥獣対策事業 米政策推進事業 土地改良助成事業 農地維持・資源向上対策事業 水産振興事業(再掲) 商工振興事業 創業支援事業 ふるさと応援事業 企業立地促進事業(再掲) 観光PR推進事業 シティプロモーション事業 歩崎公園管理運営事業(再掲) 交流センター管理運営事業(再掲) 水族館管理運営事業(再掲) あゆみ庵管理運営事業(再掲) 艇庫管理運営事業(再掲) 観光交流推進事業	

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)																										
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="369 266 530 517"></td> <td data-bbox="530 266 689 517"></td> <td data-bbox="689 266 898 517">業 (再掲) 観光交流推進事業 観光サイクリング事業 (再掲)</td> <td data-bbox="898 266 1008 517"></td> <td data-bbox="1008 266 1155 517"></td> </tr> </table> <p>(4) 産業振興促進事項</p> <p>ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="369 616 468 745">産業振興促進区域</th> <th data-bbox="468 616 786 745">業種</th> <th data-bbox="786 616 972 745">計画期間</th> <th data-bbox="972 616 1128 745">事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="369 745 468 874">旧霞ヶ浦町全域</td> <td data-bbox="468 745 786 874">製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業</td> <td data-bbox="786 745 972 874"><b>令和4年4月1日～ 令和8年3月31日</b></td> <td data-bbox="972 745 1128 874"></td> </tr> </tbody> </table>			業 (再掲) 観光交流推進事業 観光サイクリング事業 (再掲)			産業振興促進区域	業種	計画期間	事業主体	旧霞ヶ浦町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	<b>令和4年4月1日～ 令和8年3月31日</b>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 266 1339 517"></td> <td data-bbox="1339 266 1498 517"></td> <td data-bbox="1498 266 1706 517">観光サイクリング事業 (再掲) <b>インバウンド事業 (再掲)</b></td> <td data-bbox="1706 266 1816 517"></td> <td data-bbox="1816 266 1964 517"></td> </tr> </table> <p>(4) 産業振興促進事項</p> <p>ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 616 1276 745">産業振興促進区域</th> <th data-bbox="1276 616 1594 745">業種</th> <th data-bbox="1594 616 1780 745">計画期間</th> <th data-bbox="1780 616 1937 745">事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1178 745 1276 874">旧霞ヶ浦町全域</td> <td data-bbox="1276 745 1594 874">製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業</td> <td data-bbox="1594 745 1780 874"><b>令和8年4月1日～ 令和13年3月31日</b></td> <td data-bbox="1780 745 1937 874"></td> </tr> </tbody> </table>			観光サイクリング事業 (再掲) <b>インバウンド事業 (再掲)</b>			産業振興促進区域	業種	計画期間	事業主体	旧霞ヶ浦町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	<b>令和8年4月1日～ 令和13年3月31日</b>	
		業 (再掲) 観光交流推進事業 観光サイクリング事業 (再掲)																										
産業振興促進区域	業種	計画期間	事業主体																									
旧霞ヶ浦町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	<b>令和4年4月1日～ 令和8年3月31日</b>																										
		観光サイクリング事業 (再掲) <b>インバウンド事業 (再掲)</b>																										
産業振興促進区域	業種	計画期間	事業主体																									
旧霞ヶ浦町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	<b>令和8年4月1日～ 令和13年3月31日</b>																										
21 ページ	<p>(1) 現況と問題点</p> <p><b>新型コロナウイルス感染症の影響により</b>、新たな日常に対応する住民サービスの提供のため、積極的なデジタル技術の活用が有効になっています。今後は自治体 DX を推進し、スマート自治体への変革を図っていく必要があります。</p> <p>災害時の多様化・高度化する情報ニーズに対応するため、行政アプリ機能を活用した情報伝達を図る必要があります。災害時の拠点施設ともなる市役所庁舎では、WiFi (公衆無線 LAN) を整備しており、災害発生時の情報収集のツールとしても活用しています。</p> <p>マイナンバーについては、コンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書の取得が可能となっています。</p> <p>(2) その対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル技術等を活用して自治体 DX の推進を図り、システムの標準化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、セキュリティ対策の徹底、デジタル基盤の整備などに取り組みます。</li> </ul>	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>新たな日常に対応する住民サービスの提供のため、積極的なデジタル技術の活用が有効になっています。今後は自治体 DX を推進し、スマート自治体への変革を図っていく必要があります。</p> <p>災害時の多様化・高度化する情報ニーズに対応するため、行政アプリ機能を活用した情報伝達を図る必要があります。災害時の拠点施設ともなる市役所庁舎では、WiFi (公衆無線 LAN) を整備しており、災害発生時の情報収集のツールとしても活用しています。</p> <p>マイナンバーについては、コンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書<b>及び所得証明書等</b>の取得が可能となっています。</p> <p>(2) その対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル技術等を活用して自治体 DX の推進を図り、システムの標準化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、セキュリティ対策の徹底、デジタル基盤の整備などに取り組みます。</li> </ul>																										

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)																														
	<p>セキュリティ対策の徹底、デジタル基盤の整備などに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子申告の利用を促進し利便性向上に努めます。</li> <li>緊急災害時の迅速・確実な情報伝達に努めるため、防災行政無線の維持を図るとともに、災害時要配慮者や情報弱者などに対する確実な情報伝達手段の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子申告や<b>電子申請</b>の利用を促進し利便性向上に努めます。</li> <li>緊急災害時の迅速・確実な情報伝達に努めるため、防災行政無線の維持を図るとともに、災害時要配慮者や情報弱者などに対する確実な情報伝達手段の確保に努めます。</li> </ul>																														
21～22 ページ	<p>(3) 計画 事業計画 (令和4年度～令和7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 地域における情報化</td> <td>(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 その他の情報化のための施設 その他</td> <td>災害対策事業 <b>電子自治体推進事業</b></td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他</td> <td><b>電子自治体推進事業 (再掲)</b> 広報事業</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 その他の情報化のための施設 その他	災害対策事業 <b>電子自治体推進事業</b>	市			(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他	<b>電子自治体推進事業 (再掲)</b> 広報事業	市		<p>(3) 計画 事業計画 (令和8年度～令和12年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 地域における情報化</td> <td>(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 その他の情報化のための施設 その他</td> <td>災害対策事業 <b>情報環境管理運営事業</b></td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他</td> <td><b>情報環境管理運営事業 (再掲)</b> 広報事業</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 その他の情報化のための施設 その他	災害対策事業 <b>情報環境管理運営事業</b>	市			(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他	<b>情報環境管理運営事業 (再掲)</b> 広報事業	市	
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																												
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 その他の情報化のための施設 その他	災害対策事業 <b>電子自治体推進事業</b>	市																													
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他	<b>電子自治体推進事業 (再掲)</b> 広報事業	市																													
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																												
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 その他の情報化のための施設 その他	災害対策事業 <b>情報環境管理運営事業</b>	市																													
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他	<b>情報環境管理運営事業 (再掲)</b> 広報事業	市																													
23 ページ	<p>イ 交通 霞ヶ浦地区において、行方市から霞ヶ浦地区を通り土浦駅をつなぐ霞ヶ浦広域バスを運行しており、通勤通学や買い物、通院等でのニーズの高い</p>	<p>イ 交通 霞ヶ浦地区において、行方市から霞ヶ浦地区を通り土浦駅をつなぐ霞ヶ浦広域バスを運行しており、通勤通学や買い物、通院等でのニーズの高い</p>																														

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)																				
	<p>路線となっています。また、デマンド型乗合タクシーの運行やタクシー利用料金助成事業による助成券の交付、高齢者運転免許証自主返納支援事業による公共交通の回数乗車券の交付などを行っています。</p>	<p>路線となっています。また、デマンド型乗合タクシーの運行やタクシー利用料金助成事業による助成券の交付、高齢者運転免許証自主返納支援事業による公共交通の回数乗車券の交付などを行っています。</p> <p><b>一方、運行本数や運行時間帯が生活実態に必ずしも合致していない地域があり、自家用車に依存せざるを得ない状況が見られます。</b></p> <p><b>また、人口減少や高齢化の進行により利用者数の伸び悩みが懸念される中、運行経費の増加や財政負担の継続性が課題となっており、効率的で持続可能な公共交通体系の構築が求められています。</b></p>																				
24～25 ページ	<p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (令和4年度～令和7年度)</p> <table border="1" data-bbox="371 587 1144 651"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考						<p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (令和8年度～令和12年度)</p> <table border="1" data-bbox="1180 603 1962 667"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考					
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																		
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																		

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)				新 (変更後)					
	<p>4 交通施設の整備、 交通手段の 確保の促進</p>	<p>(1) 市町村 道 道路 橋りょう その他</p>	<p>市道整備事業 ◇道路改良 市道 2535 号線 <b><u>(第 2020 号橋)</u></b> 市道 5011 号線 市道 7483 号線 市道 8459 号線 市道 4176 号線 市道 0103 号線 市道 6488 号線 市道 2336 号線 市道 3295 号線 ◇道路舗装新設 市道 3414 号線 市道 8178 号線 市道 3412 号線 市道 3416 号線 ◇道路舗装補修 市道 0211 号線 市道 0215 号線 市道 6505 号線 市道 7034 号線 市道 7486 号線 市道 0105 号線 市道 0108 号線 市道 0109 号線 市道 1110 号線 市道 7046 号線 市道 7497 号線 市道 0107 号線 市道 2599 号線 <b><u>市道 7486 号線</u></b> ◇道路排水整備 市道 1049 号線 市道 0104 号線</p>	<p>市</p>		<p>4 交通施設の整備、 交通手段の 確保の促進</p>	<p>(1) 市町村 道 道路 橋りょう その他</p>	<p>市道整備事業 ◇道路改良 市道 2535 号線 市道 5011 号線 市道 7483 号線 市道 8459 号線 市道 4176 号線 市道 0103 号線 市道 6488 号線 市道 2336 号線 市道 3295 号線 <b><u>市道 2558 号線</u></b> <b><u>市道 1006 号線</u></b> ◇道路舗装新設 市道 3414 号線 市道 8178 号線 市道 3412 号線 市道 3416 号線 ◇道路舗装補修 市道 0211 号線 市道 0215 号線 市道 6505 号線 市道 7034 号線 市道 7486 号線 市道 0105 号線 市道 0108 号線 市道 0109 号線 市道 1110 号線 市道 7046 号線 市道 7497 号線 市道 0107 号線 市道 2599 号線 <b><u>市道 3046 号線</u></b> <b><u>市道 2594 号線</u></b> ◇道路排水整備</p>	<p>市</p>	

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)				新 (変更後)					
			市道 1042 号線 市道 3334 号線 市道 6259 号線 市道 3378 号線 市道 0212 号線 道路維持管理事業 ◇橋梁補修 第 7005 号橋 第 8005 号橋 道路維持補修事業 橋梁維持補修事業 河川維持管理事業 自転車道整備事業					市道 1049 号線 市道 0104 号線 市道 1042 号線 市道 3334 号線 市道 6259 号線 市道 3378 号線 市道 0212 号線 <b>市道 1032 号線</b> <b>市道 1038 号線</b> 道路維持管理事業 ◇橋梁補修 第 7005 号橋 第 8005 号橋 道路維持補修事業 橋梁維持補修事業 河川維持管理事業 自転車道整備事業		
	(2)農道		県単土地改良事業 (再掲)	市		(2)農道	県単土地改良事業 (再掲)	市		
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設 維持 その他		公共交通対策事業	市		(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設 維持 その他	公共交通対策事業	市		

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)
27 ページ	<p><b>イ 下水処理施設</b></p> <p>オ 消防防災体制及び施設 本市は、千代田地区に消防本部・西消防署が、霞ヶ浦地区に東消防署が配置されており、<b>老朽化する施設の方向性について検討を進め</b>、地域住民の安全安心のため、市民への防災意識の高揚を図り、社会情勢を踏まえた地域ぐるみの防災体制を確立する必要があります。</p>	<p><b>イ 汚水処理施設及び排水施設</b></p> <p>オ 消防防災体制及び施設 本市は、千代田地区に消防本部・西消防署が、霞ヶ浦地区に東消防署が配置されており、地域住民の安全安心のため、市民への防災意識の高揚を図り、社会情勢を踏まえた地域ぐるみの防災体制を確立する必要があります。</p>
28 ページ	<p>ア 水道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の計画的な更新及び漏水調査などにより有収率の向上を図り安定した水を届けます。</li> <li>霞ヶ浦浄水場については、令和4年度から更新工事を行っており<b>（令和9年度完了見込み）</b>、主要設備を中心に更新することで、安全で強靱な水道事業を継続していきます。</li> </ul> <p><b>イ 下水処理施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>費用対効果を分析した効率的な下水道整備を進めるとともに、一部下水道区域から高度処理型浄化槽区域への見直しを検討します。</b></li> <li><b>ストックマネジメント計画及び最適整備構想を基に、施設の広域化・共同化を推進するとともに、施設の長寿命化を図るため計画的・効率的な維持管理及び改築を進めます。</b></li> <li>公共用水域の水質保全のため、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進し、水質汚濁の防止に努めます。</li> <li>近年の異常気象に対応するため、雨水幹線整備や調整池整備など雨水排水対策の計画的な整備を推進します。</li> </ul>	<p>ア 水道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>安定した企業経営の実現に向け、茨城県企業局を核とする水道事業の広域連携へ加入し、水道利用者に安全な水の安定供給を目指します。</b></li> <li>水道施設の計画的な更新及び漏水調査などにより有収率の向上を図り安定した水を届けます。</li> <li>霞ヶ浦浄水場については、令和4年度から更新工事を行っており、主要設備を中心に更新することで、安全で強靱な水道事業を継続していきます。</li> </ul> <p><b>イ 汚水処理施設及び排水施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>地域の実情に応じて、公共下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設のうち、最も適した整備手法を選択して整備を進める。</b></li> <li><b>施設の長寿命化を図るため、ストックマネジメント計画及び最適整備構想を基に、計画的・効率的な維持管理及び改築を進めるとともに施設の耐震化を勧めます。また、施設の統廃合による広域化・共同化を推進します。</b></li> <li>公共用水域の水質保全のため、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進し、水質汚濁の防止に努めます。</li> <li>近年の異常気象に対応するため、雨水幹線整備や調整池整備など雨水排水対策の計画的な整備を推進します。</li> </ul>
29～30 ページ	<p>キ 環境美化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民のごみに対する意識高揚を図るとともに、<b>廃棄物不法投棄監視員</b>、環境保全監視員による監視、さらに監視カメラの活用などにより不法投棄を未然に防ぎます。また、まちづくり活動に取り組む地元ボランティアの活動を支援してまいります。</li> </ul>	<p>キ 環境美化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民のごみに対する意識高揚を図るとともに、<b>エコガーディアンズ</b>、環境保全監視員による監視、さらに監視カメラの活用などにより不法投棄を未然に防ぎます。また、まちづくり活動に取り組む地元ボランティアの活動を支援してまいります。</li> </ul>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧（変更前）	新（変更後）
-----	--------	--------

(3) 計画 事業計画（令和4年度～令和7年度）					(3) 計画 事業計画（令和8年度～令和12年度）				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考
5 生活環 境の整備	(1)水道施設 上水道 簡易水道 その他	配水施設工事業 浄水場施設事業	市		5 生活環 境の整備	(1)水道施設 上水道 簡易水道 その他	配水施設工事業 浄水場施設事業	市	
	(2) <u>下水処理 施設</u> 公共下水道 農村集落 排水施設 地域し尿 処理施設 その他	公共下水道整備 事業 特定環境保全公 共下水道整備事 業 農業集落排水整 備事業 <u>雨水整備事業</u> 流域下水道建設 負担金事業 水質保全対策事 業	市			(2) <u>汚水処 理施設及び 排水施設</u> 公共下水道 農村集落 排水施設 地域し尿 処理施設 その他	公共下水道整備 事業 特定環境保全公 共下水道整備事 業 農業集落排水整 備事業 <u>雨水排水整備事 業</u> 流域下水道建設 負担金事業 <u>浄化槽整備事業</u> 水質保全対策事 業	市	
	(3)廃棄物 処理施設 ごみ処理 施設 し尿処理 施設 その他	一般廃棄物処理 事業 湖北環境衛生組 合運営事業	市			(3)廃棄物 処理施設 ごみ処理 施設 し尿処理 施設 その他	一般廃棄物処理 事業 湖北環境衛生組 合運営事業	市	
	(4)火葬場	火葬場運営事業	市			(4)火葬場	火葬場運営事業	市	

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)				新 (変更後)				
		(5) 消防施設	<b>消防車両整備事業</b> <b>消防水利整備事業</b> <b>消防施設整備事業</b>	市		(5) 消防施設	<b>常備消防事業</b>	市	
		(6) 過疎地域持続的発展特別事業 生活環境 防災・ 防犯 その他	交通安全対策事業 地域安全対策事業 環境美化推進事業 環境保全推進事業 廃棄物対策事業 災害対策事業(再掲) 市民協働事業	市		(6) 過疎地域持続的発展特別事業 生活環境 防災・ 防犯 その他	交通安全対策事業 地域安全対策事業 環境美化推進事業 環境保全推進事業 廃棄物対策事業 災害対策事業(再掲) 市民協働事業	市	
31 ページ	(1) 現況と問題点 ア 子育て環境の確保 全国的な少子化傾向が進む中、本市では <b>令和 3 年度</b> の出生数は <b>183 人</b> (死亡者数 <b>560 人</b> ) と厳しい状況となっています。共働きの子育て世代の増加、就労形態や生活スタイルの多様化、核家族化の進展や地域社会における人と人とのつながりが希薄になる中、引き続き、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安や負担の軽減を図り、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育て、次代の社会を担う子どもが地域で安心して健やかに成長できる環境づくりを進める必要があります。 本市では、 <b>令和 2 年 3 月に第 2 期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画</b> を策定し、今後も関係機関と連携しながら、子ども・子育てのための支援を総合的、一体的に推進を図る必要があります。 イ 高齢者の保健と福祉 本市の 65 歳以上の高齢者人口は、令和 4 年 4 月現在 13,040 人、高齢化率は 32.1%、うち霞ヶ浦地区では、5,914 人で、高齢化率は 40.0%となっ				(1) 現況と問題点 ア 子育て環境の確保 全国的な少子化傾向が進む中、本市では <b>令和 6 年度</b> の出生数は <b>169 人</b> (死亡者数 <b>639 人</b> ) と厳しい状況となっています。共働きの子育て世代の増加、就労形態や生活スタイルの多様化、核家族化の進展や地域社会における人と人とのつながりが希薄になる中、引き続き、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安や負担の軽減を図り、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育て、次代の社会を担う子どもが地域で安心して健やかに成長できる環境づくりを進める必要があります。 本市では、 <b>令和 7 年 3 月にかすみがうら市子ども計画</b> を策定し、今後も関係機関と連携しながら、子ども・子育てのための支援を総合的、一体的に推進を図る必要があります。 イ 高齢者の保健と福祉 本市の 65 歳以上の高齢者人口は、令和 4 年 4 月現在 13,040 人、高齢化率は 32.1%、うち霞ヶ浦地区では、5,914 人で、高齢化率は 40.0%となっ				

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)
	<p>ています。</p> <p>高齢化の進展に伴い、援護を必要とする高齢者にあつては、地域での生活を社会全体で支えながら、それぞれの地域の中で、生きがいを持って充実した生活が送れるよう、支援していく必要があります。</p> <p><b>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などもあり、健康診査や病院診療の受診率が低迷しており、未受診者や要治療者に受診を勧めるなどの対策が課題となっています。</b></p> <p>ウ 障害者の保健と福祉 本市の障害者の人数は<b>令和4年3月末時点</b>において<b>1,945人</b>で、本市人口の<b>4.8%</b>となっています。本市では、<b>令和3年3月</b>にかすみがうら市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、法・制度改正に対応した各種施策を展開しています。</p> <p>近年は、障害のある人を取り巻く環境や自身の意識の変化などを踏まえ、障害のある人もない人も分け隔てなく共生社会の実現に向けて、支援やサービスなどの情報提供、相談しやすい環境整備などが求められています。</p> <p>エ その他の福祉 多様化する福祉ニーズに対応していくため、<b>地域福祉活動拠点である霞ヶ浦コミュニティセンター</b>や健康増進拠点であるかすみがうらウエルネスプラザなどを活用した各種サービスの提供体制を図る必要があります。</p>	<p>ています。</p> <p>高齢化の進展に伴い、援護を必要とする高齢者にあつては、地域での生活を社会全体で支えながら、それぞれの地域の中で、生きがいを持って充実した生活が送れるよう、支援していく必要があります。</p> <p><b>現在、健康状態不明者を訪問し、医療機関受診を促すことにより、健康障害の早期発見につなげる対策を行っています。また、健康診断未受診者対し、受診勧奨を実施することにより、令和6年度の後期高齢者健康診査は23.2%と令和4年度に比べ3.5ポイント上昇しています。高齢者の健康寿命を延ばすために、継続して対策を実施していく必要があります。</b></p> <p>ウ 障害者の保健と福祉 本市の障害者の人数は<b>令和7年3月末時点</b>において<b>2,049人</b>で、本市人口の<b>5.1%</b>となっています。本市では、<b>令和6年3月</b>にかすみがうら市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、法・制度改正に対応した各種施策を展開しています。</p> <p>近年は、障害のある人を取り巻く環境や自身の意識の変化などを踏まえ、障害のある人もない人も分け隔てなく共生社会の実現に向けて、支援やサービスなどの情報提供、相談しやすい環境整備などが求められています。</p> <p>エ その他の福祉 多様化する福祉ニーズに対応していくため、健康増進拠点であるかすみがうらウエルネスプラザなどを活用した各種サービスの提供体制を図る必要があります。</p>
32 ページ	<p>イ 高齢者の保健と福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>市地域包括支援センターを中心として、霞ヶ浦地区地域包括支援センターや地域ケアシステム、在宅介護支援センター</b>を運営する関係機関等との連携を強化し、日常生活に課題を抱える高齢者等の支援に努めます。</li> <li>・要援護高齢者の把握と災害時の適切な支援体制の整備を図り、<b>一人暮らし高齢者等に対しては緊急通報装置を貸与し、緊急時</b>の対応を図ります。</li> <li>・高齢者が充実した生活を送ることができるよう、シルバー人材センターや老人クラブを支援するとともに、地域や世代間の交流を充実させ、高齢者の社会参加を促進します。</li> </ul>	<p>イ 高齢者の保健と福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ浦地区地域包括支援センターや<b>千代田地区地域包括支援センター</b>を運営する関係機関等との連携を強化し、日常生活に課題を抱える高齢者等の支援に努めます。</li> <li>・要援護高齢者の把握と災害時の適切な支援体制の整備を図り、<b>独居高齢者が安心して自宅で過ごせるように、緊急通報装置等を貸与し、緊急時等</b>の対応を図ります。</li> <li>・高齢者が充実した生活を送ることができるよう、シルバー人材センターや老人クラブを支援するとともに、地域や世代間の交流を充実させ、高齢者の社会参加を促進します。</li> <li>・かすみがうら市健康増進計画（健康かすみがうら21）に基づき、心身</li> </ul>

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)																												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かすみがうら市健康増進計画（健康かすみがうら 21）に基づき、心身ともに健康で長生きするための施策を総合的に推進します。</li> <li>・ウェルネスプラザを主体として、医療機関や<b>指定管理者</b>と連携し、トレーニングルームの活用や特色ある健康教室等の開催を通じて健康への自主的な取り組みを支援するとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。</li> </ul>	<p>ともに健康で長生きするための施策を総合的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェルネスプラザを主体として、医療機関や<b>関係機関</b>と連携し、トレーニングルームの活用や特色ある健康教室等の開催を通じて健康への自主的な取り組みを支援するとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。</li> </ul>																												
33 ページ	<p>エ その他の福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>霞ヶ浦コミュニティセンター</b>利用者が快適に安全に活用できるよう管理運営に努め、高齢者や障害者、子育て中の保護者など誰もが安心して活動ができるよう施設の充実を図ります。</li> </ul> <p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (令和4年度～令和7年度)</p> <table border="1" data-bbox="371 708 1167 1348"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主 体</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進</td> <td>(1) 児童福 祉施設 保 育 所</td> <td><b>第一保育所管理 運営事業</b> 放課後児童健全 育成事業 <b>保育施設整備補 助事業</b></td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>(3) 高齢者 福祉施設高 齢者生活福 祉センター 老人福祉セ ンター その他</b></td> <td><b>コミュニティ施 設管理事業</b></td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考	6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(1) 児童福 祉施設 保 育 所	<b>第一保育所管理 運営事業</b> 放課後児童健全 育成事業 <b>保育施設整備補 助事業</b>	市		<b>(3) 高齢者 福祉施設高 齢者生活福 祉センター 老人福祉セ ンター その他</b>	<b>コミュニティ施 設管理事業</b>	市		<p>エ その他の福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>かすみがうらウェルネスプラザ</b>利用者が快適に安全に活用できるよう管理運営に努め、高齢者や障害者、子育て中の保護者など誰もが安心して活動ができるよう施設の充実を図ります。</li> </ul> <p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (令和8年度～令和12年度)</p> <table border="1" data-bbox="1180 724 1977 1211"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主 体</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進</td> <td>(1) 児童福 祉施設 保 育 所</td> <td>放課後児童健全 育成事業</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 市町村 保健センタ ー及びこど も家庭セン ター</td> <td><b>後期高齢者医療 事業</b> <b>健康福祉等管理 運営事業</b> <b>特定健康診査等 に要する経費</b></td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考	6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(1) 児童福 祉施設 保 育 所	放課後児童健全 育成事業	市		(7) 市町村 保健センタ ー及びこど も家庭セン ター	<b>後期高齢者医療 事業</b> <b>健康福祉等管理 運営事業</b> <b>特定健康診査等 に要する経費</b>	市	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考																										
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(1) 児童福 祉施設 保 育 所	<b>第一保育所管理 運営事業</b> 放課後児童健全 育成事業 <b>保育施設整備補 助事業</b>	市																											
	<b>(3) 高齢者 福祉施設高 齢者生活福 祉センター 老人福祉セ ンター その他</b>	<b>コミュニティ施 設管理事業</b>	市																											
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考																										
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(1) 児童福 祉施設 保 育 所	放課後児童健全 育成事業	市																											
	(7) 市町村 保健センタ ー及びこど も家庭セン ター	<b>後期高齢者医療 事業</b> <b>健康福祉等管理 運営事業</b> <b>特定健康診査等 に要する経費</b>	市																											

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)				新 (変更後)														
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	<b>ウエルネスプラザ管理運営事業 保健センター管理事業</b>	市		(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	障害者地域生活支援事業 要援護高齢者等対策事業 子育て支援事業	市												
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	障害者地域生活支援事業 要援護高齢者等対策事業 子育て支援事業	市																
34 ページ	<p>(1) 現況と問題点 震ヶ浦地区には一般の診療機関が <b>3 か所</b>と歯科診療所が <b>3 か所</b>ありますが、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・整形外科などの専門医療機関はありません。また、産婦人科や入院が必要な場合などは、市外の医療機関を受診しなくてはならない状況です。</p> <p>(2) その対策 ・<b>医療技術を有する土浦協同病院について、安定した経営のための運営費を負担します。</b> ・自家用車を持っていない人や運転できない人でも安心して通院ができるよう、移動手段確保の一助としてデマンド型乗合タクシーの運行と、タクシー利用料金の助成を行います。 ・市民が安心して医療を受けることができるよう、市内及び近隣医療機関の医師の確保と医療体制の充実を図ります。 ・休日や夜間の当番医制方式により救急医療体制の充実を図ります。また、<b>新型コロナウイルス感染症等に迅速に対応できる</b>地域医療の充実に向けて医療機関との連携強化を図ります。</p>				<p>(1) 現況と問題点 震ヶ浦地区には一般の診療機関が <b>2 か所</b>と歯科診療所が <b>2 か所</b>ありますが、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・整形外科などの専門医療機関はありません。また、産婦人科や入院が必要な場合などは、市外の医療機関を受診しなくてはならない状況です。</p> <p>(2) その対策 ・自家用車を持っていない人や運転できない人でも安心して通院ができるよう、移動手段確保の一助としてデマンド型乗合タクシーの運行と、タクシー利用料金の助成を行います。 ・市民が安心して医療を受けることができるよう、市内及び近隣医療機関の医師の確保と医療体制の充実を図ります。 ・休日や夜間の当番医制方式により救急医療体制の充実を図ります。また、地域医療の充実に向けて医療機関との連携強化を図ります。</p> <p>(3) 計画 事業計画 (<b>令和8年度～令和12年度</b>)</p> <table border="1" data-bbox="1167 1305 1977 1337"> <thead> <tr> <th>持続的発展</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展	事業名	事業内容	事業主	備考					
持続的発展	事業名	事業内容	事業主	備考															

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)
-----	---------	---------

	(3) 計画 事業計画 (令和4年度～令和7年度)					施策区分	(施設名)		体	
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考	7 医療の 確保	(3) 過疎地 域持続的 発展特別事業 民間病 院 その他	<b>地域保健推進事 業</b> 健康づくり推進 事業 <b>感染症等対策事 業</b> <b>母子保健推進事 業</b>	市	
36～37 ペ ージ	(3) 計画 事業計画 (令和4年度～令和7年度)					(3) 計画 事業計画 (令和8年度～令和12年度)				
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考
8 教育の 振興	(1) 学校教 育関連施設 校舎 屋内運動 場 屋外運動 場 水泳プー ル スクール バス給食施 設 その他	小学校施設整備 事業 ・ <b>霞ヶ浦北小学 校屋内運動場 屋根防水改修 工事</b> 中学校施設整備 事業	市		8 教育の 振興	(1) 学校教 育関連施設 校舎 屋内運動 場 屋外運動 場 水泳プー ル スクール バス給食施 設 その他	小学校施設整備 事業 中学校施設整備 事業	市		

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)				新 (変更後)				
		(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館 その他	図書館運営事業 旧地区公民館管理事業霞ヶ浦コミュニティセンター整備事業 下大津コミュニティ施設整備事業 志土庫コミュニティステーション整備事業 体育センター管理運営事業 多目的運動広場管理運営事業 戸沢公園運動広場管理運営事業	市		(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館 その他	図書館運営事業 旧地区公民館管理事業霞ヶ浦コミュニティセンター整備事業 下大津コミュニティ施設整備事業 志土庫コミュニティステーション整備事業 体育センター管理運営事業 多目的運動広場管理運営事業 戸沢公園運動広場管理運営事業	市	
		(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	子どもミライ学習事業 小学校管理運営事業 小学校コンピューター管理事業 中学校管理運営事業 中学校コンピューター管理事業 生涯学習推進事業 青少年育成事業 図書館運営事業	市		(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	子どもミライ学習事業 小学校管理運営事業 小学校コンピューター管理事業 中学校管理運営事業 中学校コンピューター管理事業 生涯学習推進事業 青少年育成事業 図書館運営事業	市	
38 ページ	(1) 現況と問題点 ----- 空家対策				(1) 現況と問題点 ----- 空家対策				

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)																				
	<p>全国的な高齢化の進展と居住形態の多様化による核家族の増加、人口減少により空家の問題が発生しており、空家の管理についての苦情や相談等が年々増加しています。</p> <p>本市では、<b>平成 29 年度</b>に実地調査した結果、<b>560 件</b>（うち霞ヶ浦地区では <b>306 件</b>）の空家が確認されました。令和 <b>2 年 2 月</b>には<b>かすみがうら市空家等対策計画</b>を策定し、生活環境の保全を図るとともに、空家の活用を促進し、地域活性化の推進を図っているところです。</p> <p>空家の活用においては、茨城県モデル改修事業第 1 号として、令和 2 年 7 月に古民家ゲストハウス江口屋を<b>開設</b>。もともとの梁や建具の木の温もりを生かした宿として、歩崎公園周辺での滞在時間の延長策として観光面に寄与しています。</p> <p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (<b>令和 4 年度～令和 7 年度</b>)</p> <table border="1" data-bbox="371 711 1162 903"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主 体</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 集落の 整備</td> <td>(2) 過 疎 地 域持続的発 展特別事業 集落整備</td> <td>自治振興事業 移住定住・<b>結婚 支援</b>事業 (再掲)</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考	9 集落の 整備	(2) 過 疎 地 域持続的発 展特別事業 集落整備	自治振興事業 移住定住・ <b>結婚 支援</b> 事業 (再掲)	市		<p>全国的な高齢化の進展と居住形態の多様化による核家族の増加、人口減少により空家の問題が発生しており、空家の管理についての苦情や相談等が年々増加しています。</p> <p>本市では、<b>令和 4 年度</b>に実地調査した結果、<b>494 件</b>（うち霞ヶ浦地区では <b>315 件</b>）の空家が確認されました。<b>令和 6 年 3 月</b>には<b>第 2 期かすみがうら市空家等対策計画</b>を策定し、生活環境の保全を図るとともに、空家の活用を促進し、地域活性化の推進を図っているところです。</p> <p>空家の活用においては、茨城県モデル改修事業第 1 号として、令和 2 年 7 月に古民家ゲストハウス江口屋、<b>さらに令和 6 年 7 月には一棟貸しの宿水郷園を開設</b>。もともとの梁や建具の木の温もりを生かした宿として、歩崎公園周辺での滞在時間の延長策として観光面に寄与しています。</p> <p>(3) 計画</p> <p>事業計画 (<b>令和 8 年度～令和 12 年度</b>)</p> <table border="1" data-bbox="1180 727 1971 919"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主 体</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 集落の 整備</td> <td>(2) 過 疎 地 域持続的発 展特別事業 集落整備</td> <td>自治振興事業 <b>空き家対策事業</b> 移住定住<b>促進</b>事 業 (再掲)</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考	9 集落の 整備	(2) 過 疎 地 域持続的発 展特別事業 集落整備	自治振興事業 <b>空き家対策事業</b> 移住定住 <b>促進</b> 事 業 (再掲)	市	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考																		
9 集落の 整備	(2) 過 疎 地 域持続的発 展特別事業 集落整備	自治振興事業 移住定住・ <b>結婚 支援</b> 事業 (再掲)	市																			
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考																		
9 集落の 整備	(2) 過 疎 地 域持続的発 展特別事業 集落整備	自治振興事業 <b>空き家対策事業</b> 移住定住 <b>促進</b> 事 業 (再掲)	市																			
40 ページ	<p>イ 芸術文化の振興</p> <p>芸術については、<b>霞ヶ浦</b>を題材にした芸術・美術家の作品の調査研究を進める一方で、市民が芸術に触れる機会の充実を図るとともに、社会情勢の変化に応じた市民の多様な創作・表現活動を受け入れる体制づくりや意識啓発が必要となります。</p> <p>ウ 歴史博物館等の施設の整備</p> <p>歴史博物館施設は、昭和 61 年に建築されてから約 <b>35 年</b>が経過し、老朽化が進むとともに、<b>今後国指定文化財の指定を目指している「風返稻荷山古墳出土遺物」等のあらたな</b>展示物の保管、展示環境の整備、バリアフリー等への対応が課題となっています。</p> <p>(2) その対策</p> <p>ア 地域の文化財の保存・活用</p>	<p>イ 芸術文化の振興</p> <p>芸術については、<b>霞ヶ浦</b>を題材にした芸術・美術家の作品の調査研究を進める一方で、市民が芸術に触れる機会の充実を図るとともに、社会情勢の変化に応じた市民の多様な創作・表現活動を受け入れる体制づくりや意識啓発が必要となります。</p> <p>ウ 歴史博物館等の施設の整備</p> <p>歴史博物館施設は、昭和 61 年に建築されてから約 <b>38 年</b>が経過し、老朽化が進むとともに、<b>国指定文化財の指定を受けた「風返稻荷山古墳出土遺物」等の</b>展示物の保管、展示環境の整備、バリアフリー等への対応が課題となっています。</p>																				

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)																												
	<p>・本市の魅力の一つである文化財を保存、伝承するために文化財保存活用地域計画を<b>策定し</b>、中長期的に観光やまちづくり等に生かしていきます。</p>	<p>(2) その対策 ア 地域の文化財の保存・活用 ・本市の魅力の一つである文化財を保存、伝承するために文化財保存活用地域計画に<b>基づき</b>、中長期的に観光やまちづくり等に生かしていきます。</p>																												
41 ページ	<p>ウ 歴史博物館等の施設の整備 ・資料の保管、展示環境、バリアフリー等に対応するため、老朽化した博物館の改修を進めます。</p> <p>(3) 計画 事業計画 (令和4年度～令和7年度)</p> <table border="1" data-bbox="371 663 1167 1225"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10 地域文化の振興等</td> <td>(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他</td> <td>歴史博物館管理運営事業 富士見塚古墳公園管理運営事業</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興</td> <td>文化芸術振興事業 文化財保護事業 ジオパーク推進事業(再掲) <b>帆引き船保存活用対策事業</b></td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	歴史博物館管理運営事業 富士見塚古墳公園管理運営事業	市		(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化芸術振興事業 文化財保護事業 ジオパーク推進事業(再掲) <b>帆引き船保存活用対策事業</b>	市		<p>ウ 歴史博物館等の施設の整備 ・かすみがうら市公共施設等マネジメント計画に基づき、博物館の具体策としては、老朽化しているため、長寿命化に向けた改修継続か施設移転の後廃館にするか、その方向性を検討し、決定します。</p> <p>(3) 計画 事業計画 (令和8年度～令和12年度)</p> <table border="1" data-bbox="1180 695 1977 1257"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10 地域文化の振興等</td> <td>(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他</td> <td>歴史博物館管理運営事業 富士見塚古墳公園管理運営事業</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興</td> <td>文化芸術振興事業 文化財保護事業 ジオパーク推進事業(再掲) <b>帆引き船操業事業</b></td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	歴史博物館管理運営事業 富士見塚古墳公園管理運営事業	市		(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化芸術振興事業 文化財保護事業 ジオパーク推進事業(再掲) <b>帆引き船操業事業</b>	市	
持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																										
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	歴史博物館管理運営事業 富士見塚古墳公園管理運営事業	市																											
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化芸術振興事業 文化財保護事業 ジオパーク推進事業(再掲) <b>帆引き船保存活用対策事業</b>	市																											
持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																										
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	歴史博物館管理運営事業 富士見塚古墳公園管理運営事業	市																											
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化芸術振興事業 文化財保護事業 ジオパーク推進事業(再掲) <b>帆引き船操業事業</b>	市																											
42 ページ	<p>(3) 計画 事業計画 (令和4年度～令和7年度)</p>	<p>(3) 計画 事業計画 (令和8年度～令和12年度)</p>																												

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)	新 (変更後)																				
43 ページ	<p>ウ <b>行政施設及び旧学校施設</b>                      庁舎については、本市の発足当初から旧町単位の分庁舎方式を採用し、各庁舎の窓口センターで窓口業務を行っています。  <u>学校施設については、霞ヶ浦地区の平成 28 年 4 月の小学校統廃合により下大津・牛渡・穴倉・佐賀・安飾・志土庫小が廃校となり、有効活用が課題となっています。うち、旧穴倉小は、公共施設の最適化に向けた先導的な事例とするため、令和 2 年に健康増進の中心拠点として、さらには地域住民のコミュニティ活動の場として「かすみがうらウエルネスプラザ」の供用を開始、旧安飾小は歴史博物館収蔵施設の付帯建物に転用されました。</u></p>	<p>ウ <b>行政施設</b>                      庁舎については、本市の発足当初から旧町単位の分庁舎方式を採用し、各庁舎の窓口センターで窓口業務を行っています。</p>																				
44 ページ	<p>ウ <b>行政施設及び旧学校施設</b>                      ・利用者に快適に利用していただけるよう適切な維持管理に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用や使用電力等の抑制に向けた取り組みを推進します。  <u>・牛渡、佐賀、志土庫の旧小学校施設は、市としての投資は行わず、活用する民間事業者の公募を当面継続しますが、公募状況に応じ、老朽化の著しい建物等を解体し土地を管理、活用する方法も検討します。</u>  <u>・耐震補強を実施していない老朽化の著しい旧下大津小の施設は解体し、旧下大津地区公民館に代わる施設を整備します。</u></p> <p>(3) 計画                      事業計画 (令和 4 年度～令和 7 年度)</p> <table border="1" data-bbox="371 1011 1167 1326"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</td> <td></td> <td>公有財産調整事業 霞ヶ浦庁舎管理事業 (再掲) 旧小学校施設管理事業 河川維持管理事業 (再掲)</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		公有財産調整事業 霞ヶ浦庁舎管理事業 (再掲) 旧小学校施設管理事業 河川維持管理事業 (再掲)	市		<p>ウ 行政施設                      ・利用者に快適に利用していただけるよう適切な維持管理に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用や使用電力等の抑制に向けた取り組みを推進します。</p> <p>(3) 計画                      事業計画 (令和 8 年度～令和 12 年度)</p> <table border="1" data-bbox="1180 871 1977 1251"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</td> <td></td> <td>公有財産調整事業 <b>中央庁舎管理事業</b> 霞ヶ浦庁舎管理事業 (再掲) 旧小学校施設管理事業 河川維持管理事業 (再掲)</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		公有財産調整事業 <b>中央庁舎管理事業</b> 霞ヶ浦庁舎管理事業 (再掲) 旧小学校施設管理事業 河川維持管理事業 (再掲)	市	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																		
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		公有財産調整事業 霞ヶ浦庁舎管理事業 (再掲) 旧小学校施設管理事業 河川維持管理事業 (再掲)	市																			
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																		
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		公有財産調整事業 <b>中央庁舎管理事業</b> 霞ヶ浦庁舎管理事業 (再掲) 旧小学校施設管理事業 河川維持管理事業 (再掲)	市																			

議案第 33 号

給食調理・輸送備品の取得について

かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 51 号）第 3 条の規定により、市立下稲吉中学校給食室増改築にあたり、市内学校から給食を輸送するために必要な備品を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

- 1 件 名 給食調理・輸送備品購入
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 取得価格 19,831,900 円
- 4 契約の相手方 茨城県土浦市大岩田 1329 番地 5  
茨城アイホー調理機 株式会社  
代表取締役 大場 伝美

議案第34号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2942	稲吉南二丁目 3300番16	稲吉南二丁目 3300番31	6.00～10.00	132.43



詳細位置図 (認定路線図)

認定路線 

【路線認定箇所】  
市道8-2942号線  
起点: 稲吉南二丁目3300-16  
終点: 稲吉南二丁目3300-31  
延長: 132.43m  
最小幅員: 6.00m  
最大幅員: 10.00m  
面積: 798.36m<sup>2</sup>



縮尺 1 : 2500  
2015105 0 10 20 30 40 50 60

議案第 35 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2943	稲吉南二丁目 3300 番 19	稲吉南二丁目 3300 番 21	2.00～2.00	20.36

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図 (認定路線図)

認定路線 

【路線認定箇所】

市道8-2943号線

起点: 稲吉南二丁目3300-19

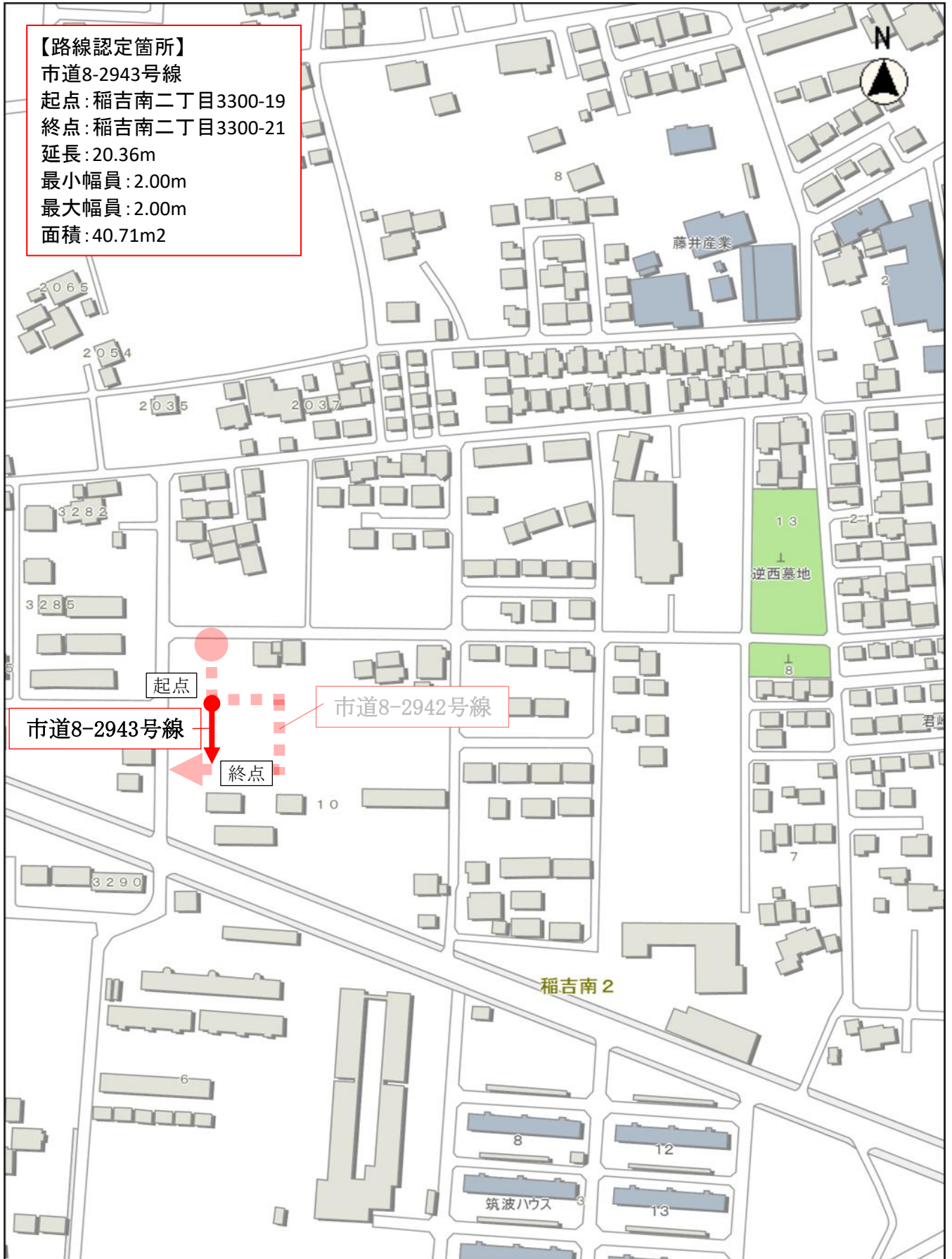
終点: 稲吉南二丁目3300-21

延長: 20.36m

最小幅員: 2.00m

最大幅員: 2.00m

面積: 40.71m<sup>2</sup>



縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60

議案第36号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、下記のとおり市道路線を変更することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2414	下志筑 642-4 (変更なし)	(変更前) 下志筑 577	2.00～4.60 (変更なし)	(変更前) 526.00
			(変更後) 下志筑 512-1		(変更後) 270.00



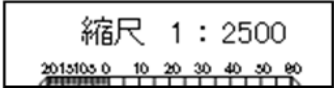
詳細位置図 (変更路線図)

供用廃止 ●-----> 変更路線 ●----->

【路線変更箇所】  
 市道8-2414号線  
 起点: 下志筑642-4(変更なし)  
 終点(現): 下志筑577  
 終点(新): 下志筑512-1  
 延長(現): 526.00m  
 延長(新): 270.00m  
 最小幅員: 2.00m  
 最大幅員: 4.60m  
 面積(現): 1447.35m<sup>2</sup>  
 面積(新): 907.35m<sup>2</sup>



梨園エリア



既設迂回路

議案第37号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2415	下志筑 587	下志筑 590-2	1.80～1.80	23.00

路線廃止位置図（千代田地区）



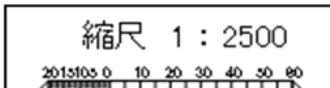
詳細位置図 (廃止路線図)

廃止路線 

**【路線廃止箇所】**  
 市道8-2415号線  
 起点: 下志筑587  
 終点: 下志筑590-2  
 延長: 23.00m  
 最小幅員: 1.80m  
 最大幅員: 1.80m  
 面積: 41.4m<sup>2</sup>



梨園エリア 



議案第38号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2416	下志筑 598	下志筑 604	1.80～3.00	85.00

路線廃止位置図（千代田地区）




詳細位置図 (廃止路線図)

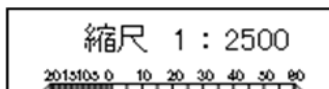
廃止路線 

【路線廃止箇所】

市道8-2416号線  
 起点: 下志筑598  
 終点: 下志筑604  
 延長: 85.00m  
 最小幅員: 1.8m  
 最大幅員: 3.0m  
 面積: 154.2m<sup>2</sup>



梨園エリア 



議案第39号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2417	下志筑 512-1	下志筑 523	1.30～2.00	97.00

路線廃止位置図（千代田地区）



詳細位置図 (廃止路線図)

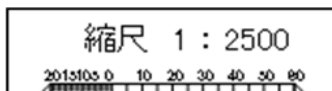
廃止路線 

【路線廃止箇所】

市道8-2417号線  
 起点: 下志筑512-1  
 終点: 下志筑523  
 延長: 97.00m  
 最小幅員: 1.3m  
 最大幅員: 2.0m  
 面積: 169.05m<sup>2</sup>



梨園エリア 



議案第40号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-1521	横堀 401	横堀 400	2.50～2.50	31.00

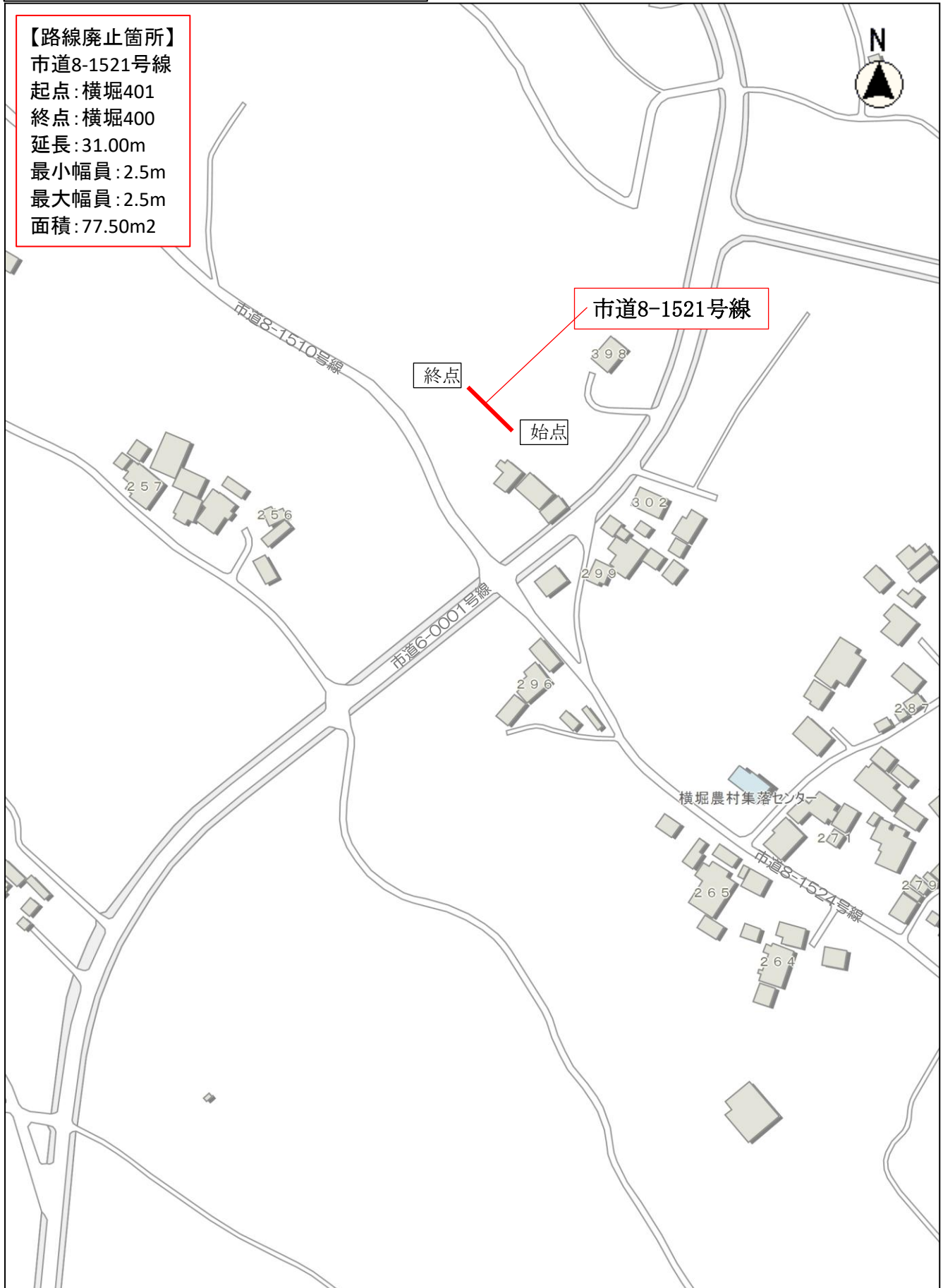
路線廃止位置図（千代田地区）



詳細位置図 (廃止路線図)

廃止路線 

【路線廃止箇所】  
市道8-1521号線  
起点:横堀401  
終点:横堀400  
延長:31.00m  
最小幅員:2.5m  
最大幅員:2.5m  
面積:77.50m<sup>2</sup>



縮尺 1 : 2500  
20 10 0 10 20 30 40 50 60

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市行政手続条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長等は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること</u>によって行うことができる。<u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長等は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに市が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面をかすみがうら市公告式条例(平成17年かすみがうら市条例</u></p>

	<p><u>第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 (略)</p>	<p>(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 (略)</p>
<p>(続行期日の指定) 第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。 2 (略) 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。</p>	<p>(続行期日の指定) 第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。 2 (略) 3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項<u>及び第4項</u>中「不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中</u>「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。</p>
<p>(聴聞に関する手続の準用) 第29条 <u>第15条第3項及び</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場</p>	<p>(聴聞に関する手続の準用) 第29条 <u>第15条第3項及び第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用</p>

<p>合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<b>同項第3号及び第4号</b>」とあるのは「<b>同条第3号</b>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<b>同条第3項後段</b>」とあるのは「第29条において準用する<b>第15条第3項後段</b>」と読み替えるものとする。</p>	<p>する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<b>第15条第4項中「第1項第3号及び第4号</b>」とあるのは「<b>第28条第3号</b>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<b>同条第4項後段</b>」とあるのは「第29条において準用する<b>第15条第4項後段</b>」と読み替えるものとする。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> <b>(施行期日)</b></p> <p><b>1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(経過措置)</b></p> <p><b>2 この条例による改正後のかすみがうら市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。</b></p>

**かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表**

改正前	改正後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法<b>第28条の5第1項</b>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法<b>第22条の4第1項</b>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

	<b>附 則</b> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>
--	--

かすみがうら市職員の旅費に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<b>目次</b> <u>第1章 総則(第1条—第11条)</u> <u>第2章 内国旅行の旅費(第12条—第26条)</u> <u>第3章 外国旅行の旅費(第27条—第35条)</u> <u>第4章 雑則(第36条—第38条)</u> <b>附則</b>	
<b>第1章 総則</b> <b>(趣旨)</b> <b>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する一般職の職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項に規定する職員に限る。)に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。</b>	<b>(趣旨)</b> <b>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する一般職の職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項に規定する職員に限る。)に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。</b>
<b>(用語の意義)</b> <b>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</b> <b>(1) 任命権者 地方公務員法第6条の規定により任命権を有する者</b> <b>(2) 旅行命令権者 職員に対し旅行命令権又は専決権を有する者</b> <b>(3) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。)第1条に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。</b> <b>(4) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領</b>	<b>(用語の意義)</b> <b>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</b> <b>(1) 任命権者 地方公務員法第6条の規定により任命権を有する者</b> <b>(2) 旅行命令権者 職員に対し旅行命令権又は専決権を有する者</b> <b>(3) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。)第1条に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。</b> <b>(4) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領</b>

<p><u>域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。</u></p>	<p><u>域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。</u></p>
<p><u>(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行することをいう。</u></p>	<p><u>(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行することをいう。</u></p>
<p><u>(6) 赴任 本市の要請に基づいて国、他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員等が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</u></p>	<p><u>(6) 赴任 本市の要請に基づいて国、他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員等が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</u></p>
<p><u>(7) 遺族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u></p>	<p><u>(7) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。</u></p>
	<p><u>(8) 遺族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u></p>
	<p><u>(9) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の市規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。</u></p>

<p>2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」とは、市内の地域をいうものとする。</p>	<p>2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」とは、市内の地域をいうものとする。</p>
<p>(旅費の支給) 第3条 職員が出張又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p>	<p>(旅費の支給) 第3条 職員が出張又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p>
<p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p>	<p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p>
<p>(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に離職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p>	<p>(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に離職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p>
<p>(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p>	<p>(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p>
<p>(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族</p>	<p>(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族</p>
<p>(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としなくなった場合を除く。)には、当該職員</p>	<p>(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としなくなった場合を除く。)には、当該職員</p>
<p>(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p>	<p>(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p>
<p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p>	<p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p>

<p>4 <u>職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</u></p>	<p>4 <u>職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</u></p>
<p>5 <u>第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</u></p>	<p>5 <u>第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</u></p>
<p>6 <u>第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で、市規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p>	<p>6 <u>第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他市規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p>
<p>7 <u>第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p>	<p>7 <u>第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p>
	<p>8 <u>第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p>

(旅行命令等)	(旅行命令等)
<p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。</p>	<p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。</p>
<p>(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令</p>	<p>(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令</p>
<p>(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼</p>	<p>(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼</p>
<p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p>	<p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p>
<p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</p>	<p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</p>
<p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。))に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提出しなければならない。</p>	<p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。))に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p>
<p>5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、市規則で定める。</p>	<p>5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、市規則で定める。</p>
(旅行命令等に従わない旅行)	(旅行命令等に従わない旅行)

<p><u>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。)以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p>	<p><u>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p>
<p><u>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更を申請するいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p>	<p><u>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更を申請するいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p>
<p><u>3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</u></p>	<p><u>3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</u></p>
<p><u>(旅費の種類)</u></p>	<p><u>(旅費の計算)</u></p>
<p><u>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。</u></p>	<p><u>第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p>
<p><u>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p>	
<p><u>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p>	
<p><u>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p>	
<p><u>5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p>	

<p>6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>8 <u>食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</u></p> <p>10 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u></p> <p>11 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</u></p> <p>12 <u>旅費雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</u></p> <p>13 <u>死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について定額等により支給する。</u></p> <p>14 <u>内国旅行のうち第19条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</u></p> <p>15 <u>外国旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。</u></p>	
<p><u>(旅費の計算)</u></p> <p>第7条 <u>旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p>	<p><u>(旅費の請求手続)</u></p> <p>第7条 <u>旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、市規則で定める請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該旅費に相当する金額の支出又は支払をする者(以下この条及び第23条において「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この</u></p>

	<p><u>場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</u></p> <p><u>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後市規則で定める期間内に、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</u></p> <p><u>3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、市規則で定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</u></p> <p><u>4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与(市規則で定める給与をいう。)又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u></p>
<p><u>第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</u></p>	<p><u>(旅費の種目及び内容)</u></p> <p><u>第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。</u></p>

<p>2 <u>前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p>	
<p>第9条 <u>旅行者が同一地域(第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から当該地域を出発する日の前日までの滞在日数が30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</u></p>	<p>(鉄道賃)</p> <p>第9条 <u>鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金(県内旅行(茨城県内における旅行をいう。第4号において同じ。)の場合を除く。)</u></p> <p>(3) <u>寝台料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金(県内旅行の場合を除く。)</u></p> <p>(5) <u>特別車両料金(内国旅行の場合を除く。)</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p>
<p>2 <u>同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</u></p> <p>第9条の2 <u>1日の旅行において、日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に</u></p>	<p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。</u></p>

<p><u>相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</u></p>	
<p><u>第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u></p>	<p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u></p> <p><u>(2) 寝台料金</u></p> <p><u>(3) 座席指定料金</u></p> <p><u>(4) 特別船室料金(内国旅行の場合を除く。)</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。</u></p>
<p><u>(旅費の請求手続)</u></p> <p><u>第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出又</u></p>	<p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する</u></p>

<p><u>は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</u></p>	<p><u>費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) 運賃 (2) 座席指定料金 (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p>
<p><u>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</u></p>	<p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により長時間にわたる移動として市規則で定めるものをするときは、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。</u></p>
<p><u>3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</u></p>	
<p><u>4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u></p>	
<p><u>5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。</u></p>	
<p><b>第2章 内国旅行の旅費</b></p>	

<u>(鉄道賃)</u>	<u>(その他の交通費)</u>
<p><u>第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び座席指定料金による。</u></p>	<p><u>第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を使用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p>
<p><u>(1) その乗車に要する運賃</u></p>	<p><u>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運航する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃</u></p>
<p><u>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u></p>	<p><u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</u></p>
<p><u>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</u></p>	<p><u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p>
<p><u>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号に該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅</u></p>	<p><u>(4) 前3号に掲げる費用以外の費用について、天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合は、路程1キロメートルあたり37円の費用</u></p> <p><u>(5) 第1号から第3号までに掲げる費用に付随する費用</u></p>

<p><u>行で片道100キロメートル以上のもの</u>  <u>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u>  <u>3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p>	
<p><u>(船賃)</u>  <u>第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金による。</u>  <u>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</u>  <u>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u>  <u>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u>  <u>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金を</u>  <u>2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は同一階級内の最上級の運賃による。</u></p>	<p><u>(宿泊費)</u>  <u>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して、一般職の国家公務員の例により市規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p>
<p><u>(航空賃)</u>  <u>第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p>	<p><u>(包括宿泊費)</u>  <u>第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及</u></p>

	<u>びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u>
<p><u>(車賃)</u>  第15条 車賃の額は、別表第1の定額による。  <u>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p> <p>2 <u>車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により計算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>	<p><u>(宿泊手当)</u>  第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して、一般職の国家公務員の例により市規則で定める1夜当たりの定額とする。</p>
<p><u>(日当)</u>  第16条 日当の額は、別表第1の定額による。</p> <p>2 <u>鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。</u></p> <p>3 <u>鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもって、それぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、市規則で定める区域に旅行した場合には、公務上の必要</u></p>	<p><u>(転居費)</u>  第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して市規則で定める方法により算定される額とする。</p>

<p><u>又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、第6条第6項の規定にかかわらず日当を支給しない。</u></p>	
<p><u>(宿泊料)</u>  第17条 <u>宿泊料の額は、別表第1の定額による。</u>  2 <u>宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u></p>	<p><u>(着後滞在費)</u>  第17条 <u>着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u></p>
<p><u>(食卓料)</u>  第18条 <u>食卓料の額は、別表第1の定額による。</u>  2 <u>食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食事を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。</u></p>	<p><u>(家族移転費)</u>  第18条 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u>  (1) <u>赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</u>  (2) <u>前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u>  2 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p>

<p><u>(移転料)</u></p> <p><u>第19条 移転料の額は、次の各号に掲げる額による。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額</u></p> <p><u>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に掲げる額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に掲げる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に掲げる額に相当する額の合計額)</u></p> <p><u>2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u></p> <p><u>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</u></p>	<p><u>(渡航雑費)</u></p> <p><u>第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市規則で定める費用の額とする。</u></p>
<p><u>(着後手当)</u></p> <p><u>第20条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</u></p> <p><u>2 旅行者が在勤地に到着後直ちに職員のため</u></p>	<p><u>(死亡手当)</u></p> <p><u>第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡(出張のための外国旅行中に死亡した場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5で定める額とする。</u></p>

<p><u>めの宿舎、自宅その他従前から継続して家族の居住している住居に収去する場合の着後手当の額については、前項の規定にかかわらず、日当の2日分に相当する額及び宿泊料の2夜分に相当する額の合計額とする。</u></p>	
<p><u>(扶養親族移転料)</u></p>	<p><u>(旅費の調整)</u></p>
<p><u>第21条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる額による。</u></p>	<p><u>第21条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合又は不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p>
<p><u>(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に掲げる額の合計額</u></p> <p><u>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u></p> <p><u>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。但し、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算す</u></p>	<p><u>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。</u></p>

<p>る。</p> <p>(2) <u>前号の規定に該当する場合を除く外、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)をこえることができない。</u></p>	
<p>(3) <u>第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。</u></p>	
<p>2 <u>職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u></p>	
<p><u>(日額旅費)</u></p> <p>第22条 第6条第1項に掲げる普通旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとし、その額、支給条件及び支給方法は、市規則で定める。</p> <p>(1) <u>長期間の研修、講習、訓練その他これら</u></p>	<p><u>(旅費の特例)</u></p> <p>第22条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定により旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p>

<p><u>に類する目的のための旅行</u>  <u>(2) 前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張</u></p>	
<p><u>(在勤地内旅行の旅費)</u>  <u>第23条 在勤地内における旅行については旅費を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</u>  <u>(1) 旅行が行程8キロメートル以上の場合には、日当定額の3分の1以内に相当する額</u>  <u>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の2分の1以内に相当する額の宿泊料</u>  <u>(3) 次条第1項第2号に該当する場合には、同号に規定する額の鉄道賃、船賃又は車賃</u>  <u>2 前項第1号又は第2号の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	<p><u>(旅費の返納)</u>  <u>第23条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u>  <u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項の規定による返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u>  <u>3 前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。</u></p>
<p><u>(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)</u>  <u>第24条 在勤地以外の同一地域(第2条第2項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。)における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</u></p>	<p><u>(旅費の支給額の上限)</u>  <u>第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した</u></p>

<p>(1) <u>鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には第12条、第13条及び第15条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃</u></p> <p>(2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃</u></p> <p>(3) <u>赴任を命ぜられた職員が、職員のための宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第2の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額)の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 <u>第16条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。</u></p>	<p><u>額とする。</u></p>
<p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p>第25条 <u>第3条第2項第1号の規定により、職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p>(1) <u>退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費</u></p> <p>(2) <u>退職等の命令の通達を受けた日の翌日</u></p>	<p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p>第25条 <u>第3条第2項第1号の規定により、職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p>(1) <u>退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費</u></p> <p>(2) <u>退職等の命令の通達を受けた日の翌日</u></p>

<p>から14日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</p>	<p>から14日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</p>
<p>(遺族の旅費) 第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。 (1) 職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。 (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序により同順位者がある場合には、年長者を先にする。</p>	<p>(遺族の旅費) 第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。 (1) 職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。 (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により同順位者がある場合には、年長者を先にする。</p>
<p>第3章 外国旅行の旅費</p>	
<p>(本邦通過の場合の旅費) 第27条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、この章に規定するところによる。</p>	<p>(委任) 第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續その他この条例の実施のため必要な事項は、市規則で定める。</p>
<p>(鉄道賃) 第28条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものであるものに対する通行税を含む。)による。 (1) 運賃の等級は、3以上の階級に区分する</p>	

<p><u>線路による旅行の場合には、最上級運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を2以上の階級に区分する</u></p> <p><u>線路による旅行の場合には、最上級の運賃</u></p> <p><u>(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行</u></p> <p><u>の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p><u>(4) 公務上の必要により別に急行料金又は</u></p> <p><u>寝台料金を必要とした場合には、現に支払</u></p> <p><u>った急行料金又は寝台料金</u></p>	
<p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第29条 船賃の額は、次の各号に規定する旅</u></p> <p><u>客運賃(はしけ賃及びびさん橋賃を含む。以下</u></p> <p><u>この条において「運賃」という。)及び寝台</u></p> <p><u>料金(これらのものに対する通行税を含</u></p> <p><u>む。)による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する</u></p> <p><u>船舶による旅行の場合には、次に規定する</u></p> <p><u>運賃</u></p> <p><u>ア 最上級の運賃を4以上の階級に区分す</u></p> <p><u>る船舶による旅行の場合には、最上級の</u></p> <p><u>直近下位の級の運賃</u></p> <p><u>イ 最上級の運賃を3に区分する船舶によ</u></p> <p><u>る旅行の場合には、中級の運賃</u></p> <p><u>ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶によ</u></p> <p><u>る旅行の場合には、下級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行</u></p> <p><u>の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必</u></p> <p><u>要とした場合には、現に支払った寝台料金</u></p>	
<p><u>(航空賃及び車賃)</u></p> <p><u>第30条 航空賃の額は、次の各号に規定する</u></p> <p><u>旅客運賃(以下この条において「運賃」とい</u></p> <p><u>う。)による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する</u></p> <p><u>航空路による旅行の場合には、最上級の運</u></p> <p><u>賃</u></p>	

<p><u>(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u> <u>2 車賃の額は、実費額による。</u></p>	
<p><u>(日当、宿泊料及び食卓料)</u> <u>第31条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の定額による。</u> <u>2 第28条第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第3の定額の10分の7に相当する額による。</u> <u>3 食卓料の額は、別表第3の定額による。</u> <u>4 第16条第2項及び第3項、第17条第2項並びに第18条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。</u></p>	
<p><u>(旅行雑費)</u> <u>第32条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。</u></p>	
<p><u>(死亡手当)</u> <u>第33条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には、別表第3の定額による。</u> <u>2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において、同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における在勤公署所在地を旧在勤地とみなして第26条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。</u> <u>3 第26条第2項の規定は、第3条第2項第5号に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。</u></p>	

<p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第34条 第3条第2項第4号の規定に該当する場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p><u>(1) 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料</u></p> <p><u>(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発し、当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、次に規定する旅費</u></p> <p><u>ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については、30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。</u></p> <p><u>イ 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u></p> <p><u>2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号アに規定する期間を延長することができる。</u></p>	
<p><u>(旅行手当)</u></p> <p><u>第35条 第6条第15項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が市長と協議して定める。ただし、その額は当該旅行手当の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</u></p>	
<p><u>第4章 雑則</u></p>	
<p><u>(旅費の調整)</u></p> <p><u>第36条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この条例の規定に</u></p>	

よる旅費を支給した場合又は不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第37条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定により旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第38条 この条例の実施に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1(第15条、第16条、第17条、第18条、第23条関係)

内国旅行の旅費

車賃、日当、宿泊料及び食卓料

<u>車賃(1キロメートルにつき)</u>	<u>日当(1日につき)</u>	<u>宿泊料(1夜につき)</u>	<u>食卓料(1夜につき)</u>
-----------------------	------------------	-------------------	-------------------

円	円	円	円
37	2,000	12,000	2,000

別表第2(第19条関係)

移転料

区分	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道
	50	50	100	300	500	1,000	1,500	2,000
	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ
	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ
	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ
	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ
	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト
	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル
	未	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
	満	100	300	500	1,000	1,500	2,000	
		キ	キ	キ	00	1,500	2,000	
		ロ	ロ	ロ	00	00	00	
		メ	メ	メ	00	00	00	
		ニ	ニ	ニ	00	00	00	
		ト	ト	ト	00	00	00	
		ル	ル	ル	00	00	00	
		未	未	未	00	00	00	
		満	満	満	00	00	00	
7級	円	円	円	円	円	円	円	円
以上	126	144	178	220	292	306	328	381
の	,00	,00	,00	,00	,00	,00	,00	,00
職務	0	0	0	0	0	0	0	0
にある								

者								
6級	円	円	円	円	円	円	円	円
以下4	107	123	152	187	248	261	279	324
級	,00	,00	,00	,00	,00	,00	,00	,00
以上の職務にある者	0	0	0	0	0	0	0	0
3級	円	円	円	円	円	円	円	円
以下	93	107	132	163	216	227	243	282
の職務にある者	000	,00	,00	,00	,00	,00	,00	,00
		0	0	0	0	0	0	0

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第3(第31条、第33条関係)

外国旅行の旅費

日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当

日当(1日につき)				宿泊料(1日につき)				食卓料(1夜につき)	死亡手当(1夜につき)
指	甲	乙	丙	指	甲	乙	丙		
定	地	地	地	定	地	地	地		
都	方	方	方	都	方	方	方		

市				市						
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,2	5,2	4,2	3,8	19,	16,	12,	11,	5,80	460,	
00	00	00	00	300	100	900	600	0	000	

**備考**

- 1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。)第17条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程第18条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第19条に規定する地域をいい、丙地方とはアジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として支給規程第18条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第19条に規定する地域をいい、乙地方とは指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表(附則第6項関係)

改正前	改正後
<p><u>(費用弁償)</u></p> <p><u>第2条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</u></p>	<p><u>(費用弁償)</u></p> <p><u>第2条 議長、副議長又は議員が公務のため旅行した場合において、費用弁償を行うことが必要と認めるときは、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成17年条例第42号)の</u></p>

	<p><u>規定を準用して算出した額により費用弁償として旅費を支給する。</u></p>										
<p><u>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。</u></p>	<p><u>2 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員への旅費の支給については、一般職の職員の例による。ただし、議長、副議長又は議員が議会又は委員会等に出席したときは、費用弁償として1日につき1,000円を支給する。</u></p>										
<p><u>3 鉄道賃、船賃、航空賃及び旅行雑費の額は、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第40号)の規定により算出される市長等の旅費相当額とする。</u></p>											
<p><u>4 内国旅行における車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第2の定額による。この場合において、かすみがうら市職員の旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第49号)第17条第2項及び第18条第2項の規定は、議長、副議長及び議員について準用する。</u></p>											
<p><u>5 外国旅行における車賃、日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当の額は、別表第3の定額による。</u></p>											
<p><u>6 前各項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、議長、副議長及び議員が議会又は委員会等に出席したときは、費用弁償として1日につき1,000円を支給する。</u></p>											
<p><u>7 費用弁償の路程の計算、支給手続、調整その他の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。</u></p>											
<p><u>別表第2(第2条関係)</u></p>											
<table border="1"> <tr> <td><u>区分</u></td> <td><u>車賃(1</u></td> <td><u>日当(1</u></td> <td><u>宿泊料(1</u></td> <td><u>食卓料</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>キロメ</u></td> <td><u>日につ</u></td> <td><u>夜につ</u></td> <td><u>(1夜に</u></td> </tr> </table>	<u>区分</u>	<u>車賃(1</u>	<u>日当(1</u>	<u>宿泊料(1</u>	<u>食卓料</u>		<u>キロメ</u>	<u>日につ</u>	<u>夜につ</u>	<u>(1夜に</u>	
<u>区分</u>	<u>車賃(1</u>	<u>日当(1</u>	<u>宿泊料(1</u>	<u>食卓料</u>							
	<u>キロメ</u>	<u>日につ</u>	<u>夜につ</u>	<u>(1夜に</u>							

	一トル につき)	き)	き)	つき)
議長	37円	2,400円	13,500円	2,400円
副議長	37円	2,200円	13,000円	2,200円
議員	37円	2,200円	13,000円	2,200円

別表第3(第2条関係)

日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料(1夜につき)	死亡手当
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700	520,000

備考

- 1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。)第17条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程第18条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第19条に規定する地域をいい、丙地方とはアジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として支給規程第18条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第19条に規定する地域をいい、乙地方とは指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の

<u>額は、丙地方につき定める定額とする。</u>
---------------------------

かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表(附則第7項関係)

改正前	改正後
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
<u>(日当の調整措置)</u>	
2 <u>別表第2の日当の欄については、当分の間</u>	2 <u>削除</u>
<u>当該欄に掲げる金額に2分の1を乗じて得</u>	
<u>た額とする。</u>	
3 (略)	3 (略)

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照  
表(附則第8項関係)

改正前	改正後
<u>(費用弁償)</u>	<u>(費用弁償)</u>
<u>第5条 特別職の職員が公務のため旅行した</u>	<u>第5条 特別職の職員が公務のため旅行した</u>
<u>ときは、その旅行について費用弁償として</u>	<u>ときは、その旅行について費用弁償として</u>
<u>旅費を支給する。</u>	<u>旅費を支給するときは、かすみがうら市特</u>
	<u>別職の職員で常勤のものの給与及び旅費</u>
	<u>に関する条例(平成17年かすみがうら市条</u>
	<u>例第40号)の規定を準用して算出した額に</u>
	<u>より費用弁償として旅費を支給する。</u>
2 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車</u>	2 <u>選挙管理委員会の委員若しくは固定資産</u>
<u>賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び</u>	<u>評価審査委員会の委員が委員会に出席し</u>
<u>死亡手当とする。</u>	<u>た場合、又は監査委員が職務のため出席し</u>
	<u>た場合は、日額1,000円の費用弁償を支給</u>
	<u>する。</u>
3 <u>鉄道賃、船賃、航空賃及び旅行雑費の額は、</u>	3 <u>市外に住所を有する特別職の職員(別表</u>
<u>かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの</u>	<u>第1に規定する附属機関の職員に限る。)が</u>
<u>の給与及び旅費に関する条例(平成17年か</u>	<u>当該住所地から担任する職に係る会議等</u>
<u>すみがうら市条例第40号)の規定により算</u>	<u>に出席した場合で、費用弁償を行うことが</u>
<u>出される市長等の旅費相当額とする。</u>	<u>必要と認めるときは、かすみがうら市特別</u>

<p>4 <u>内国旅行における車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第1の定額による。この場合において、かすみがうら市職員の旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第49号)第16条第4項、第17条第2項及び第18条第2項の規定は、特別職の職員について準用する。</u></p> <p>5 <u>外国旅行における車賃、日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当の額は、別表第3の定額による。</u></p> <p>6 <u>前4項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>7 <u>選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員が委員会に出席した場合、又は監査委員が職務のため出席した場合は、日額1,000円の費用弁償を支給する。</u></p> <p>8 <u>市外に住所を有する特別職の職員(別表第1中附属機関の職員に限る。)が当該住所地から担任する職に係る会議等に出席した場合で、費用弁償を行うことが必要と認めるときは、第2項から第4項及び第6項に規定する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃を費用弁償として支給する。</u></p> <p>9 <u>費用弁償の路程の計算、支給手続、調整その他の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。</u></p>	<p><u>職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定を準用して算出した額により費用弁償として支給する。</u></p>
	<p>(雑則)  <u>第6条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給については、一般職の職員の例によるものとする。</u></p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名	報酬			旅費			
		年額	月額	日額	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
執行機関	教育委員会委員	円	円 50,000	円	円 37,000	円 2,200	円 13,000	円 2,200
	選挙管理委員会委員 委員長			8,500	37,000	2,200	13,000	2,200
	選挙管理委員会委員 委員			8,000	37,000	2,200	13,000	2,200
	監査委員 知識経験を有するものの中から選任された委員		40,000		37,000	2,200	13,000	2,200

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名	報酬		
		年額	月額	日額
執行機関	教育委員会委員	円	円 50,000	円
	選挙管理委員会委員 委員長			8,500
	選挙管理委員会委員 委員			8,000
	監査委員 知識経験を有するものの中から選任された委員		40,000	

	議会議員の中から選任された委員		35,000		<u>37</u>	<u>2,200</u>	<u>13,200</u>	<u>2,200</u>	
	固定資産評価審査委員会委員		7,500		<u>37</u>	<u>2,200</u>	<u>13,200</u>	<u>2,200</u>	
附属機関	政治倫理審査会委員		7,500		<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>	
	名誉市民選考委員会委員		7,500		<u>37</u>	<u>2,200</u>	<u>13,200</u>	<u>2,200</u>	
	総合計画審議会委員		7,500		<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>	
	補助金等審議会委員		7,500		<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>	
	特別職報酬等審議会委員		7,500		<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>	
	行政不服審査会委員		7,500		<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>	
	情報公開・個人情報保護審査会委員		7,500		<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>	
	議会議員の中から選任された委員		35,000						
	固定資産評価審査委員会委員		7,500						7,500
附属機関	政治倫理審査会委員		7,500						7,500
	名誉市民選考委員会委員		7,500						7,500
	総合計画審議会委員		7,500						7,500
	補助金等審議会委員		7,500						7,500
	特別職報酬等審議会委員		7,500						7,500
	行政不服審査会委員		7,500						7,500
	情報公開・個人情報保護審査会委員		7,500						7,500

住居表示 審議会委員			7, 50 0	<u>37</u> <u>00</u>	<u>2,1</u> <u>500</u>	<u>12,</u> <u>500</u>	<u>2,1</u> <u>00</u>
防災会議 委員			7, 50 0	<u>37</u> <u>00</u>	<u>2,1</u> <u>500</u>	<u>12,</u> <u>500</u>	<u>2,1</u> <u>00</u>
国民保護 協議会委員			7, 50 0	<u>37</u> <u>00</u>	<u>2,1</u> <u>500</u>	<u>12,</u> <u>500</u>	<u>2,1</u> <u>00</u>
公共施設 等マネジ メント推 進委員会 委員			7, 50 0	<u>37</u> <u>00</u>	<u>2,1</u> <u>500</u>	<u>12,</u> <u>500</u>	<u>2,1</u> <u>00</u>
市の会長 国民健康 保険委員			8, 00 0	<u>37</u> <u>00</u>	<u>2,1</u> <u>500</u>	<u>12,</u> <u>500</u>	<u>2,1</u> <u>00</u>
事業の運 営に 関する協 議会委員			7, 50 0	<u>37</u> <u>00</u>	<u>2,1</u> <u>500</u>	<u>12,</u> <u>500</u>	<u>2,1</u> <u>00</u>
民生委員 推薦会委員			7, 50 0	<u>37</u> <u>00</u>	<u>2,1</u> <u>500</u>	<u>12,</u> <u>500</u>	<u>2,1</u> <u>00</u>
災害弔慰 金等支給 審査委員 会委員			15, 0 00	<u>37</u> <u>00</u>	<u>2,1</u> <u>500</u>	<u>12,</u> <u>500</u>	<u>2,1</u> <u>00</u>
障害者介 護認定審 査会委員			15, 0 00	<u>37</u> <u>00</u>	<u>2,1</u> <u>500</u>	<u>12,</u> <u>500</u>	<u>2,1</u> <u>00</u>

住居表示 審議会委員							7,500
防災会議 委員							7,500
国民保護 協議会委員							7,500
公共施設 等マネジ メント推 進委員会 委員							7,500
市の会長 国民健康 保険委員							8,000
事業の運 営に 関する協 議会委員							7,500
民生委員 推薦会委員							7,500
災害弔慰 金等支給 審査委員 会委員							15,000
障害者介 護認定審 査会委員							15,000

介護認定審査会委員	委員長	20,000	37,000	2,100	12,500	2,100	
会委員	副委員長	18,000	37,000	2,100	12,500	2,100	
	委員	15,000	37,000	2,100	12,500	2,100	
保育所運営事業者選考委員		7,500	37,500	2,100	12,500	2,100	
児童館運営委員会委員		7,500	37,500	2,100	12,500	2,100	
子ども・子育て会議委員		7,500	37,500	2,100	12,500	2,100	
保健センター運営協議会委員		7,500	37,500	2,100	12,500	2,100	
農業振興地域整備促進協議会委員		7,500	37,500	2,100	12,500	2,100	
環境審議会委員		7,500	37,500	2,100	12,500	2,100	
廃棄物減量等推進審議会委員		7,500	37,500	2,100	12,500	2,100	
都市計画審議会委員		7,500	37,500	2,100	12,500	2,100	
介護認定審査会委員	委員長	20,000					
会委員	副委員長	18,000					
	委員	15,000					
保育所運営事業者選考委員		7,500					
児童館運営委員会委員		7,500					
子ども・子育て会議委員		7,500					
保健センター運営協議会委員		7,500					
農業振興地域整備促進協議会委員		7,500					
環境審議会委員		7,500					
廃棄物減量等推進審議会委員		7,500					
都市計画審議会委員		7,500					

員			0				
上下水道 事業運営 審議会委員			7, 50 0	<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>
教育支援 委員会委員			7, 50 0	<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>
社会教育 委員			7, 50 0	<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>
学校運営 協議会委員			7, 50 0	<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>
学区審議 会委員			7, 50 0	<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>
いじめ問 題等対策 委員会委員			7, 50 0	<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>
いじめ事 案再調査 委員会委員			7, 50 0	<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>
文化財保 護審議会 委員			7, 50 0	<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>
図書館協 議会委員			7, 50 0	<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>
歴史博物 館協議会 委員			7, 50 0	<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>
公民館運			7,	<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>

員				
上下水道 事業運営 審議会委員			7,500	
教育支援 委員会委員			7,500	
社会教育 委員			7,500	
学校運営 協議会委員			7,500	
学区審議 会委員			7,500	
いじめ問 題等対策 委員会委員			7,500	
いじめ事 案再調査 委員会委員			7,500	
文化財保 護審議会 委員			7,500	
図書館協 議会委員			7,500	
歴史博物 館協議会 委員			7,500	
公民館運			7,500	

	営審議会 委員			50 0			<u>00</u> <u>500</u> <u>00</u>	
補助 機関	選挙長			12 ,2 00				
	選挙立会 人			10 ,1 00				
	開票管理 者			12 ,2 00				
	開票立会 人			10 ,1 00				
	投票所の 投票管理 者			14 ,5 00				
	期日前投 票所の投 票管理者			12 ,8 00				
	投票7時 所の間以 投票上の 立会従事 人			12 ,4 00				
	7時 間未 満の 従事			6, 20 0				
	期日6時 前投票所 の投票 立会人			10 ,9 00				
6時 間未 満の			5, 40 0					

	営審議会 委員							
補助 機関	選挙長							12,200
	選挙立会 人							10,100
	開票管理 者							12,200
	開票立会 人							10,100
	投票所の 投票管理 者							14,500
	期日前投 票所の投 票管理者							12,800
	投票7時 所の間以 投票上の 立会従事 人							12,400
	7時 間未 満の 従事							6,200
	期日6時 前投票所 の投票 立会人							10,900
6時 間未 満の							5,400	

	従事												
	指定病院 等におけ る不在者 投票外部 立会人			10 ,9 00 円以 内で 、従 事す る時 間に 応じ 、選 挙管 理委 員会 委員 長が 市長 と協 議									
	指定病院 等におけ る不在者 投票外部 立会人												10,900円 以内で、 従事する 時間に 応じ、選 挙管理 委員会 委員長 が市長 と協議 して 定める 額

				して 定 め る 額					
産業医		50 ,0 00			<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>	
統計 調査 員	一般 統計 調査					<u>00</u>	<u>500</u>	<u>00</u>	
	基幹 統計 調査				<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>	
						<u>00</u>	<u>500</u>	<u>00</u>	
福祉事務 所嘱託医		55 ,0 00			<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>	
						<u>00</u>	<u>500</u>	<u>00</u>	
児童扶養 手当障害 認定医			15 ,0 00		<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>	
						<u>00</u>	<u>500</u>	<u>00</u>	
嘱託医師			25 ,0 00		<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>	
						<u>00</u>	<u>500</u>	<u>00</u>	
嘱託歯科 医師			21 ,0 00		<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>	
						<u>00</u>	<u>500</u>	<u>00</u>	
保育 所嘱 託医	内科	55 ,0 00	25 0		<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>	
						<u>00</u>	<u>500</u>	<u>00</u>	
	歯科	50 ,0 00	25 0		<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>	
						<u>00</u>	<u>500</u>	<u>00</u>	
	歯科 医師		7, 00		<u>37</u>	<u>2,1</u>	<u>12,</u>	<u>2,1</u>	
						<u>00</u>	<u>500</u>	<u>00</u>	

産業医						50,000			
統計 調査 員	一般 統計 調査								
	基幹 統計 調査								
福祉事務 所嘱託医						55,000			
児童扶養 手当障害 認定医								15,000	
嘱託医師								25,000	
嘱託歯科 医師								21,000	
保育 所嘱 託医	内科	55,000						250	
	歯科	50,000						250	
	歯科 医師							7,000	

	助手			0					
	歯科衛生士			7,000	37,000	2,100	12,500	2,100	
校医	内科	55,000		25,000	37,000	2,100	12,500	2,100	
	眼科・歯科	50,000		25,000	37,000	2,100	12,500	2,100	
	薬剤師			25,000	37,000	2,100	12,500	2,100	
	就学時健康診断医			20,000	37,000	2,100	12,500	2,100	

	助手							
	歯科衛生士							7,000
校医	内科	55,000						250
	眼科・歯科	50,000						250
	薬剤師							25,000
	就学時健康診断医							20,000

**別表第3(第5条関係)**

日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料(1夜につき)	死亡手当
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	円	円
7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700	520,000

**備考**

1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。)第17条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程第18条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程

<p><u>第19条に規定する地域をいい、丙地方とはアジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として支給規程第18条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第19条に規定する地域をいい、乙地方とは指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。</u></p> <p><u>2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。</u></p>
---

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表(附則第9項関係)

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(日当の調整措置)</u></p> <p>2 別表第1の日当の欄については、当分の間</p> <p><u>当該欄に掲げる金額に2分の1を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <b>削除</b></p> <p>3 (略)</p>

かすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(附則第10項関係)

改正前	改正後
<p><u>(費用弁償)</u></p> <p><u>第2条 会長、会長代理者、委員及び推進委員</u></p> <p><u>が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</u></p>	<p><u>(費用弁償)</u></p> <p><u>第2条 会長、会長代理者、委員及び推進委員</u></p> <p><u>が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給するときは、かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第40号)の規定を</u></p>

<p>2 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。</u></p> <p>3 <u>鉄道賃、船賃、航空賃及び旅行雑費の額は、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第40号)の規定により算出される市長等の旅費相当額とする。</u></p> <p>4 <u>内国旅行における車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第2の定額による。この場合において、かすみがうら市職員の旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第49号)第17条第2項及び第18条第2項の規定は、会長、会長代理人、委員及び推進委員について準用する。</u></p> <p>5 <u>外国旅行における車賃、日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当の額は、別表第3の定額による。</u></p> <p>6 <u>前4項に定めるもののほか、会長、会長代理人、委員及び推進委員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>7 <u>費用弁償の路程の計算、支給手続、調整その他の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。</u></p>	<p><u>準用して算出した額により費用弁償として旅費を支給する。</u></p>				
<p>第3条 (略)</p>	<p>(雑則)  <u>第3条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給については、一般職の職員の例によるものとする。</u></p>				
<p>別表第2(第2条関係)</p>	<p>第4条 (略)</p>				
<table border="1"> <tr> <td>車賃(1キロメートル)</td> <td>日当(1日につき)</td> <td>宿泊料(1夜につき)</td> <td>食卓料(1夜につき)</td> </tr> </table>	車賃(1キロメートル)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)	
車賃(1キロメートル)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)		

ルにつき)			
37円	2,200円	13,000円	2,200円

別表第3(第2条関係)

日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料(1夜につき)	死亡手当
指	甲	乙	丙	指	甲	乙	丙		
定	地	地	地	定	地	地	地		
都	方	方	方	都	方	方	方		
市				市					
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700	520,000

備考

- 1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。)第17条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程第18条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第19条に規定する地域をいい、丙地方とはアジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として支給規程第18条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第19条に規定する地域をいい、乙地方とは指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

かすみがうら市農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表(附則第11項関係)

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(日当の調整措置)</u></p> <p>2 <u>別表第2の日当の欄については、当分の間当該欄に掲げる金額に2分の1を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 (略)</p>

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(附則第12項関係)

改正前	改正後
<p><u>(鉄道賃)</u></p> <p>第7条 <u>鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>その乗車に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u></p> <p>(3) <u>特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u></p>	<p><u>(鉄道賃)</u></p> <p>第7条 <u>鉄道賃は、鉄道(かすみがうら市職員の旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第49号。以下「旅費条例」という。))第9条第1項に規定するものをいう。次項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金(県内旅行(旅費条例第9条第1項第2号に規定するものをいう。以下この項及び次条第1項第4号において同じ。))の場合を除く。)</u></p> <p>(3) <u>寝台料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金(県内旅行の場合を除く。)</u></p> <p>(5) <u>特別車両料金(県内旅行の場合を除く。)</u></p>

	<p>(6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内 国旅行の場合であって運賃の等級が区分 された鉄道により移動するときは最上級、 外国旅行の場合であって運賃の等級が区 分された鉄道により移動するときは最上 級(等級が3以上に区分された鉄道により 移動するときは最上級の直近下位の級)の 運賃の額とする。</u></p>
<p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第8条 船賃の額は、次の各号に規定する旅 客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以 下この条において「運賃」という。)、寝台 料金及び特別船室料金並びに座席指定料 金による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船 舶による旅行の場合には、最上級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行 の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必 要とした場合には、前2号に規定する運賃 のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p><u>(4) 第2号の規定に該当する船舶で特別船 室料金を徴するものを運行する航路によ る旅行の場合には、同号に規定する運賃及 び前号に規定する寝台料金のほか、特別船 室料金</u></p> <p><u>(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する 航路による旅行の場合には、前各号に規定 する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p>	<p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第8条 船賃は、船舶(旅費条例第10条第1項 に規定するものをいう。次項において同 じ。)を利用する移動に要する費用とし、そ の額は、次に掲げる費用(第2号から第5号 までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃 に加えて別に支払うものであって、公務の ため特に必要とするものに限る。)の額の 合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u></p> <p><u>(2) 寝台料金</u></p> <p><u>(3) 座席指定料金</u></p> <p><u>(4) 特別船室料金(県内旅行の場合を除 く。)</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内 国旅行の場合であって運賃の等級が区分 された船舶により移動するときは最上級、 外国旅行の場合であって運賃の等級が区 分された船舶により移動するときは最上</u></p>

	<p><u>級(等級が3以上に区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。</u></p>															
<p><u>(車賃等)</u></p> <p><u>第9条 内国旅行における車賃、日当及び宿泊料及び食卓料の額は、別表第2の定額による。この場合において、かすみがうら市職員の旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第49号)第16条第4項、第17条第2項及び第18条第2項の規定は、市長等について準用する。</u></p> <p><u>2 外国旅行における日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当の額は、別表第3の定額による。</u></p> <p><u>3 前2条及び前2項以外の旅費の額は、一般職の職員の旅費の例による。</u></p>	<p><u>(その他の交通費等)</u></p> <p><u>第9条 その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当については、旅費条例第12条から第15条まで、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、旅費条例第13条中「一般職の国家公務員」とあるのは、「一般職の国家公務員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員」と読み替えるものとする。</u></p>															
<p><u>(旅費の支給方法)</u></p> <p><u>第10条 旅費の路程の計算、支給手続、調整その他の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。</u></p>	<p><u>(雑則)</u></p> <p><u>第10条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給については、一般職の職員の例によるものとする。</u></p>															
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(日当の調整措置)</u></p> <p><u>2 別表第2、内国旅行の旅費中、日当の欄については、当分の間当該欄に掲げる金額に2分の1を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 削除</u></p> <p>3及び4 (略)</p>															
<p><u>別表第2(第9条関係)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>区分</u></th> <th><u>車賃(1キロメートルにつき)</u></th> <th><u>日当(1日につき)</u></th> <th><u>宿泊料(1夜につき)</u></th> <th><u>食卓料(1夜につき)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>市長</u></td> <td><u>37円</u></td> <td><u>2,400円</u></td> <td><u>13,500円</u></td> <td><u>2,400円</u></td> </tr> <tr> <td><u>副市長</u></td> <td><u>37円</u></td> <td><u>2,200円</u></td> <td><u>13,000円</u></td> <td><u>2,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	<u>車賃(1キロメートルにつき)</u>	<u>日当(1日につき)</u>	<u>宿泊料(1夜につき)</u>	<u>食卓料(1夜につき)</u>	<u>市長</u>	<u>37円</u>	<u>2,400円</u>	<u>13,500円</u>	<u>2,400円</u>	<u>副市長</u>	<u>37円</u>	<u>2,200円</u>	<u>13,000円</u>	<u>2,200円</u>	
<u>区分</u>	<u>車賃(1キロメートルにつき)</u>	<u>日当(1日につき)</u>	<u>宿泊料(1夜につき)</u>	<u>食卓料(1夜につき)</u>												
<u>市長</u>	<u>37円</u>	<u>2,400円</u>	<u>13,500円</u>	<u>2,400円</u>												
<u>副市長</u>	<u>37円</u>	<u>2,200円</u>	<u>13,000円</u>	<u>2,200円</u>												

				円
教育長	37円	2,100円	12,500	2,100円
				円

別表第3(第9条関係)

日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料(1夜につき)	死亡手当
指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700	520,000

備考

- 1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。)第17条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程第18条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第19条に規定する地域をいい、丙地方とはアジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として支給規程第18条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第19条に規定する地域をいい、乙地方とは指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

【改正前】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名		報酬		
			年額	月額	日額
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
補助機関	(略)		(略)	(略)	(略)
保育所 所属 託医	内科		<u>55,000</u>		<u>250</u>
		歯科	<u>50,000</u>		<u>250</u>
	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)
校医	内科		<u>55,000</u>		<u>250</u>
		眼科・歯科	<u>50,000</u>		<u>250</u>
		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)
	就学時健康診断医				<u>20,000</u>

備考 (略)

1～7 (略)

8 就学時健康診断医については、この表の報酬の欄中「日額」とあるのは、「1校当たりの額」とする。

【改正後】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名		報酬		
			年額	月額	日額
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
補助機関	(略)		(略)	(略)	(略)
保育所 所属 託医	内科		<u>150,000</u>		<u>200</u>
		歯科	<u>150,000</u>		<u>200</u>
	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)
校医	内科		<u>150,000</u>		<u>200</u>
		眼科・歯科	<u>150,000</u>		<u>200</u>
		(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)
	就学時健康診断医	<u>20,000</u>		<u>200</u>

備考 (略)

1～7 (略)

8 就学時健康診断医については、この表の報酬の欄中「年額」とあるのは、「日額」とし、「日額」とあるのは、「受診者1人当たりの額」とする。

かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p><b><u>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</u></b></p> <p>第9条 <b><u>乳児等通園支援事業者</u></b>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	<p><b><u>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</u></b></p> <p>第9条 <b><u>乳児等通園支援事業所</u></b>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>
<p><b><u>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</u></b></p> <p>第10条 <b><u>乳児等通園支援事業者</u></b>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p><b><u>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</u></b></p> <p>第10条 <b><u>乳児等通園支援事業所</u></b>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p><b><u>(虐待等の防止)</u></b></p> <p>第13条 <b><u>乳児等通園支援事業者</u></b>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p><b><u>(虐待等の禁止)</u></b></p> <p>第13条 <b><u>乳児等通園支援事業所</u></b>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p><b><u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u></b></p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ</p>	<p><b><u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u></b></p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ</p>

<p>ならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <b>乳児、幼児の区分ごとの</b>利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<b>並びに</b>利用に当たつての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>ならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<b>その他の</b>利用に当たつての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p>
<p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 <b>乳児等通園支援事業者</b>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 <b>乳児等通園支援事業所</b>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>	<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(<b>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)</b>)の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>
	<p><b>(設備及び職員の基準の特例)</b></p>

	<p><b>第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</b></p>
<p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<b>この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</b></p>	<p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p>
<p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及び<b>その職員</b>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及び<b>その乳児等通園支援事業所の職員</b>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>
	<p><b>附 則</b></p> <p><b>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</b></p>

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対しその満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法、その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対しその満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法、その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員、<b>加入者</b>若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。</p> <p>(1) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日</p>	<p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。</p> <p>(1) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日</p>

(以下「申請日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(申請日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて**7月1日(前々年の所得にあつては、前年の7月1日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)**第46条第4項に定める額以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 重度心身障害者等にあつては、申請日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、**児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号)による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。)**第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額以上で

(以下「申請日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(申請日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて**規則で**定める額以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 重度心身障害者等にあつては、申請日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、**規則で定める**額以上であるとき又はその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、**規則で**定める額以上であるとき。

<p>あるとき又はその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>同条第2項</u>に定める額以上であるとき。</p>	
<p><b>2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項及び第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、同施行令第5条の規定の例によるものとする。</b></p>	<p><b>2 前項各号に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。</b></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
	<p><b>附 則</b> <b>(施行期日)</b></p>

	<p><b>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</b> <b>(経過措置)</b></p> <p><b>2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。</b></p>
--	--

**かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表**

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)<b>及び</b>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))<b>、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))</b>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p>

<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p><b><u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></b></p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>市長が別に定める額</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>その額</u>とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p><b><u>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が市長が別に定める額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。</u></b></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金</p>

<p>規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.2を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.2を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>
<p><b>第13条 削除</b></p>	<p><b>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</b>  <b>第13条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。</b></p>
	<p><b>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</b>  <b>第13条の2 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。</b></p>
	<p><b>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</b>  <b>第13条の3 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について 140円とする。</b></p>
<p>(国民健康保険税の減額)  第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p>	<p>(国民健康保険税の減額)  第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が市長が別に定める額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援</p>

**納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が市長が別に定める額を超える場合には、その額)の合算額とする。**

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者ア～ウ (略)

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者ア～ウ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**30万5,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあ

**エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,260円**

**オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について98円**

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**市長が別に定める額**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

**エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について900円**

**オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について70円**

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあ

っては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**56万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)及び(2) (略)

っては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**市長が別に定める額**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

**エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)**1人について**360円**

**オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)**1人について**28円**

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)及び(2) (略)

**(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額**  
**ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円**  
**イ 前項第2号エに規定する金額を減額し**

<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<b>及び</b>被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額<b>及び</b>被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p><u>た世帯 450円</u></p> <p><u>ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 720円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯900円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<b>並びに</b>被保険者均等割額<b>及び18歳以上被保険者均等割額</b>(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額<b>及び18歳以上被保険者均等割額</b>)は、当該所得割額<b>並びに</b>被保険者均等割額<b>及び18歳以上被保険者均等割額</b>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u>  <u>当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、</u>  <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u>  <u>当該出産被保険者につき第13条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、</u>  <u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上</u></p>
---	--

	<p><u>被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の3の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u></p>
	<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後																																										
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水区域面積は、<b>587.6ヘクタール</b>とする。</p> <p>(3) 排水人口は、<b>12,470人</b>とする。</p> <p>(4) 1日最大処理能力は、<b>1,983立方メートル</b>とする。</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水区域面積は、<b>513.5ヘクタール</b>とする。</p> <p>(3) 排水人口は、<b>10,780人</b>とする。</p> <p>(4) 1日最大処理能力は、<b>1,714立方メートル</b>とする。</p>																																										
別表第2(第3条関係)	別表第2(第3条関係)																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>深谷地区農業集落排水処理施設</td> <td>かすみがうら市深谷3975番地6</td> <td>上大堤 深谷の一部 南根本の一部 三ツ木の一部</td> </tr> <tr> <td><b>土田地区農業集落排水処理施設</b></td> <td><b>かすみがうら市上土田50番地4</b></td> <td><b>上土田 下土田</b></td> </tr> <tr> <td>志筑地区農業集落排水処理施設</td> <td>かすみがうら市中志筑194番地1</td> <td>上志筑 中志筑</td> </tr> <tr> <td><b>上稲吉地区農業集落排水処理施設</b></td> <td><b>かすみがうら市上稲吉569番地3</b></td> <td><b>上稲吉の一部</b></td> </tr> <tr> <td>新治地区農業集落排水処理施設</td> <td>かすみがうら市新治1861番地</td> <td>下稲吉の一部 新治の一部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	処理区域	(略)	(略)	(略)	深谷地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市深谷3975番地6	上大堤 深谷の一部 南根本の一部 三ツ木の一部	<b>土田地区農業集落排水処理施設</b>	<b>かすみがうら市上土田50番地4</b>	<b>上土田 下土田</b>	志筑地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市中志筑194番地1	上志筑 中志筑	<b>上稲吉地区農業集落排水処理施設</b>	<b>かすみがうら市上稲吉569番地3</b>	<b>上稲吉の一部</b>	新治地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市新治1861番地	下稲吉の一部 新治の一部	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>深谷地区農業集落排水処理施設</td> <td>かすみがうら市深谷3975番地6</td> <td>上大堤 深谷の一部 南根本の一部 三ツ木の一部</td> </tr> <tr> <td>志筑地区農業集落排水処理施設</td> <td>かすみがうら市中志筑194番地1</td> <td>上志筑 中志筑</td> </tr> <tr> <td>新治地区農業集落排水処理施設</td> <td>かすみがうら市新治1861番地</td> <td>下稲吉の一部 新治の一部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	処理区域	(略)	(略)	(略)	深谷地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市深谷3975番地6	上大堤 深谷の一部 南根本の一部 三ツ木の一部	志筑地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市中志筑194番地1	上志筑 中志筑	新治地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市新治1861番地	下稲吉の一部 新治の一部	(略)	(略)	(略)
名称	位置	処理区域																																									
(略)	(略)	(略)																																									
深谷地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市深谷3975番地6	上大堤 深谷の一部 南根本の一部 三ツ木の一部																																									
<b>土田地区農業集落排水処理施設</b>	<b>かすみがうら市上土田50番地4</b>	<b>上土田 下土田</b>																																									
志筑地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市中志筑194番地1	上志筑 中志筑																																									
<b>上稲吉地区農業集落排水処理施設</b>	<b>かすみがうら市上稲吉569番地3</b>	<b>上稲吉の一部</b>																																									
新治地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市新治1861番地	下稲吉の一部 新治の一部																																									
(略)	(略)	(略)																																									
名称	位置	処理区域																																									
(略)	(略)	(略)																																									
深谷地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市深谷3975番地6	上大堤 深谷の一部 南根本の一部 三ツ木の一部																																									
志筑地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市中志筑194番地1	上志筑 中志筑																																									
新治地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市新治1861番地	下稲吉の一部 新治の一部																																									
(略)	(略)	(略)																																									
	<p><b>附 則</b></p> <p><b>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</b></p>																																										

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
別表第2(第17条関係)		別表第2(第17条関係)	
区分	負担金額	区分	負担金額
(略)	(略)	(略)	(略)
深谷地区 農業集落排水処理施設	300,000円	深谷地区 農業集落排水処理施設	300,000円
<b>土田地区 農業集落排水処理施設</b>	<b>178,205円</b>	志筑地区 農業集落排水処理施設	248,729円
志筑地区 農業集落排水処理施設	248,729円	新治地区 農業集落排水処理施設	341,343円
<b>上稲吉地区 農業集落排水処理施設</b>	<b>267,824円</b>	(略)	(略)
新治地区 農業集落排水処理施設	341,343円		
(略)	(略)		
		<b>附 則</b>	
		<b>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</b>	

かすみがうら市水道事業給水条例 新旧対照表

改正前	改正後
(工事の施行)	(工事の施行)
第7条 給水装置の工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2第1項の更新を受けないことにより失効した者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。	第7条 給水装置の工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2第1項の更新を受けないことにより失効した者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 <b><u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者(次項においてこれらの者を「他の市町村長等」と総称する。)が給水装置工事を施行する必要があると</u></b>

<p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。以下同じ。)を受け、かつ、竣工後に市長の検査を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p><b><u>認めるときは、この限りでない。</u></b></p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者<b><u>又は他の市町村長等</u></b>が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。以下同じ。)を受け、かつ、竣工後に市長の検査を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
	<p align="center"><b><u>附 則</u></b></p> <p align="center"><b><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></b></p>

**かすみがうら市下水道条例 新旧対照表**

改正前	改正後
<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事は、市長が別に定めるところにより指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。<b><u>ただし、市長が特別な理由があると認め、かつ、指定工事店と同等以上の能力を有すると認めた者については、この限りでない。</u></b></p>	<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事は、<b><u>次の各号に掲げる工事を除き</u></b>、市長が別に定めるところにより指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。</p> <p><b><u>(1) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事</u></b></p> <p><b><u>(2) 市長が特別な理由があると認め、かつ、指定工事店と同等以上の能力を有すると認めた者が行う工事</u></b></p>
<p>第10条 法第12条の11第1項の規定に基づき、次の各号に定める水質の基準に適合しない下水(水洗便所の汚水及び法第12条</p>	<p>第10条 法第12条の11第1項の規定に基づき、次の各号に定める水質の基準に適合しない下水(水洗便所の汚水及び法第12条</p>

<p>の2第1項又は同条第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。)を継続して排除するときは、除害施設を設けなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、茨城県公害防止条例(昭和46年茨城県条例第39号)により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<b>大腸菌群数</b>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>	<p>の2第1項又は同条第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。)を継続して排除するときは、除害施設を設けなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、茨城県公害防止条例(昭和46年茨城県条例第39号)により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<b>大腸菌数</b>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>
	<p align="center"><b>附 則</b></p> <p align="center"><b><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></b></p>

**かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例 新旧対照表**

改正前			改正後		
(消防本部の名称及び位置)			(消防本部の名称及び位置)		
第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。			第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。		
(1) 名称 かすみがうら市消防本部			(1) 名称 かすみがうら市消防本部		
(2) 位置 かすみがうら市 <b>上土田501番地</b>			(2) 位置 かすみがうら市 <b>上土田461番地</b>		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
かすみがうら市消防本部西消防署	かすみがうら市 <b>上土田501番地</b>	(略)	かすみがうら市消防本部西消防署	かすみがうら市 <b>上土田461番地</b>	(略)
かすみがうら市消防本部東消防署	かすみがうら市 <b>穴倉2410番地6</b>	(略)	かすみがうら市消防本部東消防署	かすみがうら市 <b>深谷3671番地2</b>	(略)
			<b>附 則</b>		
			<b><u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></b>		

かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第6条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)<u>又はパレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第16号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第4条第1項の規定を準用する。</u></p>

<u>(サウナ設備)</u>	<u>(一般サウナ設備)</u>
<p><b>第6条の2</b> <u>サウナ室に設ける放熱設備</u>(以下「<u>サウナ設備</u>」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p>	<p><b>第6条の3</b> <u>一般サウナ設備</u>(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p>
<p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第28条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第28条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第43条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第43条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><b>(6の2) 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)</b></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>(個人の住居に設けるも</p>

除く。) (7の2)～(15) (略)	のを除く。) (7の2)～(15) (略)
	<b>附 則</b> <b><u>この条例は、令和8年3月31日から施行する。</u></b>